休眠預金活用事業　事業計画書 【2023年度通常枠】

必須入力セル
任意入力セル

基本情報

申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	「シビックプライド」創出のためのコミュニティ財団の基盤強化と相互交流による「志縁」型社会構築事業			
	事業名（副）	「寄付者、非営利セクター、地域社会という3つの公的存在の全体に奉仕する仕組み」をより広くより深く			
	団体名	シビックプライド構築全国コンソーシアム（幹事法人　公益財団法人あいちコミュニティ財	コンソーシアムの有無	あり	
事業の種類1		③イノベーション企画支援事業			
事業の種類2					
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野		
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
	○	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	○	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	○	③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	○	⑨ その他
○	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
	○	④ 働くことが困難な人への支援
	○	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	○	⑥女性の経済的自立への支援
	○	⑨ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
	○	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	○	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題	少子高齢化が進行する地域社会において、税に依存する市民活動から個人資産・寄付や企業資産・寄付等を活用する市民活動へのシフトを進め、その活動の中で地域毎に特色のある取り組みを生み出し、自ら創り出した地域への愛着と誇りを構築する

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_1.貧困をなくそう	1.4　2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	寄付・遺贈によって生まれる資金循環の中で、経済的な支える仕組み、困難を抱える市民を支える仕組みを生み出す。
_4.質の高い教育をみんなに	4.4　2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	市民活動を生み出す過程における地域の若者の積極的な参加による能力育成、運営におけるスキル開発、就労環境づくり。
_8.働きがいも経済成長も	8.5　2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	新しい運営体（市民主導）による地域の連帯経済創出により、働きがいのある労働環境の創出

_11.住み続けられるまちづくりを	11.7　2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	空き家、空き地等の活用に積極的に関与することで、行政施策で対応しきれない公共的スペース（公園、共有スペース）に対し、市民が支え合う仕組みづくり
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ　さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	市民の価値観で生まれる公共的文化的スペースを多様なステークホルダーのコレクティブインパクトで生み出す

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	200/200字
全国のコミュニティ財団の事例分析をする中で、市民活動の資金循環モデルを見い出し、休眠預金助成金を梃子に、コミュニティ財団を基軸とした「シビックプライド」の構築過程を提示する。地域特性を考慮し、都市、自然環境、観光、歴史文化エリアでモデル提示を行うためコンソーシアムを組み、全国コミュニティ財団協会、全国レガシーギフト協会を協力団体と、個人や企業等の寄付・遺贈・資産活用等、出口における全国展開を図る。	
(2)団体の概要・活動・業務	190/200字
あいちコミュニティ財団：2013年の設立以来、愛知県内の課題を「見える化」し、課題解決に取り組む財団。助成総額は8000万以上。 北海道NPOファンド：2002年法人化以来、北海道の非営利団体への助成を実施、総額は1億3000万円以上。 長野県みらい基金：公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」を2013年から運営、県内の公共的活動を支援。寄付総額194,247,752円。	

Ⅱ.事業概要

実施時期	(開始)	2023/2/1	(終了)	2027/2/1	対象地域	愛知県 北海道 長野県	実行団体における、不動産（土地・建物）購入の想定有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	愛知県：地域住民、地域事業者、関係人口、（新規参入） 北海道：地域住民、地域事業者、関係人口、（新規参入） 長野県：地域住民、地域事業者、関係人口、（新規参入）					(人数)	100～1000人 100～500人 100～500人	
最終受益者	愛知県：地域住民、地域事業者、関係人口、（新規参入） 北海道：地域住民、地域事業者、関係人口　（新規参入） 長野県：地域住民、地域事業者、関係人口、（新規参入）					(人数)	1万人-300万人（愛知県人口1/2） 1万人-200万人(北海道人口1/2.5) 1万人~10万人（長野県人口1/2 ）	
事業概要 800/800字	合併や故郷意識の減少、コロナ禍における地域伝統伝承の機会の喪失があり、civic prideとも呼ぶべき地域のアイデンティティが薄れる中、ローカルコミュニティの再生を担うプロジェクトとして、地域の多様な資金を産み、集め、育てていく事業とする。 ・個人や企業の寄付・遺贈等市民活動の資金作りの力を底上げする教育プログラムの開発。 ・そのための全国のコミュ財ファンドレーザーの能力分析と成長過程のロールモデル作成。 ・地域の資源＝遺産（行政などでは保全、継続、活用ができない）を、保全、継続、発展させる事業に資金を集める方法の整理。 ・３ヶ所それぞれの地域複合ファンド形成による新しい資金循環の仕組みを実験する。 ・愛知を基軸に、長野（近隣の自然・文化環境の豊かな県）、北海道（遠方であるが市民の交流希望が高い県）との市民交流で 生み出される「交流人口から生まれる価値」についても積極的に実証実験を行う。 ・寄付や遺贈は、例えば居住地ではなく、ふるさとへという思いがある人が多い事がふるさと納税の活性化等で注目されている。 ３ヶ所の地域での資金循環の可能性を意識することで、全国コミュニティ財団、全国レガシーギフト協会との共同による 「市民活動版ふるさと納税・遺贈寄付」の流れを構築する。							

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題	996/1000字
第5類に移行したコロナ感染症だが、その影響は大きく、地域の絆であるお祭りや伝承芸能、公民館活動などコミュニティの結びつき喪失感が、 人口減少、高齢化、収入の格差拡大などと相まって共助の力が落ちている。 愛知県においては、リニアの名古屋乗り入れ、ジブリパークの開園等官民一体型の地域開発が進む一方、例えば、コロナ禍に不登校になった子どもが増大して その多くが通信高校に進学し、進路指導や生活指導を受けていない等、子どもの教育環境の低下が大きな課題になるなど、豊かさの恩恵を受ける者とそうでない 者と、市民の暮らしの分断が進んでいる。 北海道においては、例えば、北海道遺産協議会が20年にわたり取り組む「北海道遺産」には、「豊かな自然に加え、北海道に生き、暮らしてきた人々の歴史や文化、 生活、産業など、次の世代へ大切に引き継ぎたい有形・無形の財産」の中から道民参加で選ばれた総計74件が選定されているが、 その活用は選定先に委ねられ、資金集めや活動のマネジメントの力が弱い団体が多く、潤沢な活動資金を確保出来る団体が少ないため困難が大きい。 結果として、北海道に住む市民の愛着や誇りに繋がる社会資源が広く活用されるという事に必ずしも繋がっていない。 コロナ禍での市場経済の混乱で加速する形になりながら、農業が衰退し、自然遺産との言うべき風景が保全活用する動きを作る事を待たずに、 次々と太陽光パネルに覆われ始めている。 長野県においては、本州の中央に位置し、著名な観光地を有し、古くよりいくつもの街道が歴史ある宿場町を形成している。が、右肩上がりの経済状態時では 積極的な保全活動が見られた木曽中山道、北國街道なども、過疎化で活動と街道筋保全の衰退が見込まれている。 地域力だけで保全出来ない歴史文化は、交流人口などで支える必要があるが、その仕掛けを構築出来る人員や能力がなくなって来ている。 また、巨大資本の参入により、古来から愛され保養地であった湯治場が廃れ、コロナ禍の影響が追い打ちをかけている。 軽井沢では今年の春、川端康成の別荘も取り壊される、という状況である。 このように、パンデミック、経済の後退、様々な格差といった緊急課題への対処が喫緊となる中、市民とともにあるコミュニティ財団は、civic pride醸成、 地域づくり、共助のツールとして、地域創生の大きな原動力となる。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	200/200字
①一般寄付→ふるさと納税が活性化しているが返礼品を競う趣旨と外れたものになっている。 ※活動報告や繋がりの見える化などで、寄付した活動に参加した喜びを返礼する、「市民版ふるさと納税」の仕組みを構築する。 ②遺贈寄付→待ちの姿勢で積極的な働き掛けをしている自治体は少ない。寄付後の活用を提案出来る行政もほぼない。 ※市民団体の活動を広告したツールで具体的活用をイメージ出来る遺贈寄付の仕組みを構築する。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	199/200字
各地域においてコミュニティ財団のミッションとして、地域文化保全のための運営支援を行っている。 例えば、長野おいて、中仙道軽井沢追分宿で脇本陣であった旧油屋という堀辰雄・立原道造・加藤周一など文士・知識人が好んで執筆に利用した旅籠の保全活用を コミュニティ財団の伴走支援で、「特定非営利活動法人油やプロジェクト」が資金を集め、継続した地域活動を行う事で、市民の地域への愛着や誇りの向上に寄与している。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	197/200字
地域の社会構造をより共助へ向かわせるためには、「シビックプライド」と呼ばれる意識醸成の環境づくりが重要です。“コミュニティ財団”は、地域住民の視点で地域の課題を解決する場作りであり、共助の拠点づくりであり、更に資金的にも市民の資金、地域企業の資金等多様な資金循環を生み出す装置として機能する。ある意味、種銭として（ハードでなく）休眠預金の活用が成ることで、国民の財産の国民への還元となっていく。	

Ⅳ.事業設計

(1)中長期アウトカム
地域を経済的にだけでなく心理的に統合・鼓吹する象徴として、市民の暮らしの中にある「大切な文化・残したい歴史・創りたい未来」を発見・維持・創出・活用する仕組みを築き、市民が地域への愛着や大切さを再確認し、地域への市民の取り組みがより強くなり、地域の社会構造がより強くなる。市民自治「CIVIC PARIDE」の行政任せでない新しいステップが生まれる。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援） 100字	指標 100字	初期値/初期状態 100字	目標値/目標状態（目標達成時期）
1＜共通＞市民が地域の多様な資金をコレクティブに活用し、懐かしく新しい地域の活動を生み出される	・地域にあった市民から生まれた活動が生まれ支える仕組みが形成される。	定量：0 定性：モデル形成内容	各エリア２つの活動が生まれ、市民活動のモデルになる（途上あり）
2<長野＞地域構造が変わる。地方分散型エリア再生、創生がされ、歴史文化と暮らしが同居する地域になる	生活の場としての変化（働く、暮らす） 支えあいの仕組みが生まれる	定量：0 定性：経営力形成内容	地域事業の事業運営における経営力が向上している
3＜長野＞地域構造が変わる。小さな地元資本が市民と協働・協業した仕事が生まれる。	地域持つ資源、既存事業に新規要素を加えバージョンアップする。	定量：0 定性：事業内容	食循環、健康循環の仕組みに経済性を加味した事業が生まれる
4＜北海道＞地域の産業の足跡が観光に生かされる一方で、様々な形で住民や観光客、移住希望者などが市民活動の担い手となることができる	・保全および活用に市民や観光客が参加している	定量：0 定性：運営構成内容	・実施事業が地域住民と新たな参加者で運営されている
4＜北海道＞自然・文化遺産の保全活動と自然を活かしたサービス・観光業、交流人口の創出・循環がなされる。	・保全および活用に市民や観光客が参加できること ・自然や文化遺産保全活動に、障がい者などが参加している	定量：0 定性：連携形成内容	・実施事業が福祉分野との連携で生まれ、地域住民に広く認知されている
5＜北海道＞事実上今後の再生はない産業だが、かつて占めていた地位・役割について理解され、そのうえで新しい地域の姿が探究され提示される。	・これからの当該地域のあり方または、取り組みが提示されている ・保全および活用に市民や観光客が参加している	定量：0 定性：協働、協業内容	・取り組みが市民や観光客などの協働、協業で生まれ、具体的な活動になっている
6＜愛知＞制度化されていない新たな支援ニーズに伴走する団体作り	・地域のあるべき未来予測から、社会関係の不調和や欠損により、社会生活が阻害されている対象者を明らかにし、対策が動き出している。	定量：0 定性：支え合い機能形成内容	・市民が親しんだエリアが支え合い機能を持つエリアに再生する
7＜愛知＞新たな資金循環とその活用の仕組みが回る事で、市民活動を支える多様な人材が生み出される。	・市民と企業の協働から運営体が生まれ、持続可能な運営計画を有し実施していること	定量：0 定性：市民、企業連携内容	・市民活動の意義を体感、認識し、シビックプライドが生まれている

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援） 100字	指標 100字	初期値/初期状態 100字	目標値/目標状態（目標達成時期）
1＜共通＞地域の多様な資金を活用できる環境が生まれる。市民ファンドの創生	・SIBや市民ファンドなど、地域の資金を循環する装置が生まれる	定量：0 定性：モデル形成内容	・市民が主体的に参加する地域資金形成ができる

2＜長野＞地域構造を変えるための支援。エリアとしての経営力が向上するための支援。事業開発するための資金作り	・事業運営における経営力向上。 ・資金・非資金協力を組み立てる	定量：0 定性：運営体制内容	・運営体の経営力の向上ができている ・資金作りと市民協力体制の内容
3＜長野＞食循環、健康循環の事業要素開発と経済性確立支援 事業開発するための資金作り	・助成終了後の事業継続見込み	定量：0 定性：運営体制内容☒	実行団体の出口戦略が明確になっている状態
4＜北海道＞実行団体が、実施地域において市民活動のための連携体制を構築・運営できている	・助成終了後の事業継続見込み ・参加と連携のエコマップ作成評価	定量：0 定性：運営継続力内容☒	実行団体の持続可能な運営に必要な知識とスキルが高まっている
5＜北海道＞実行団体が、評価的考え方およびファンドレイジングを事業運営に活かすことができている	・評価、ファンドレイジングについて、組織診断による判定	定量：0 定性：活用内容	・組織が評価、ファンドレイジングを活用している
6＜愛知県＞実行団体が、実施地域において市民活動のための持続可能な運営を確保し、地域住民にその価値を還元している。参加と連携のフレームを構築している。	・市民ファンドや遺贈寄付など、地域の資金を循環する装置が生まれる ・市民活動の価値が創造されている	定量：0 定性：価値の共有内容	・持続可能な経営体制 ・価値の創出

(3)-1 活動：資金支援　※資金分配団体入力項目 200字	時期	
1＜共通＞市民が地域の多様な資金をコレクティブに活用し、懐かしく新しい地域の活動を生み出される	2024年4月～2027年2月	47/200字
1-1.全国へこのシビックプライド構築事業の開始から進捗を広報していく。	2024年4月～2027年2月	36/200字
1--1.シビックプライド構築事業を啓蒙する連携組織の立ち上げ。（レガシーギフト協会、ファンドレイジング協会、全国コミュニティ財団協会、日本ナショナルトラスト協会等）	2024年4月～2027年2月	83/200字
1-2.シビックプライド構築プロジェクトの年次大会を、愛知、北海道、長野で開催する。	2024年4月～2027年2月	42/200字
2-1＜長野＞古い街道の歴史的景観が市民の暮らしの場としてして再生する事業を立ち上げる	2024年4月～2027年2月	43/200字
2-1-1＜長野＞歴史的価値、市民的価値の調査、共通認識づくりと再生方法の検討する会議体を形成する	2024年4月～2025年9月	49/200字
2-1-2＜長野＞会議体の報告から、地域文化財活用の意義を公開し、地域の合意形成、保全、運営、継続の枠組みを構築する。	2025年10月～2027年2月	59/200字
2-1-3＜長野＞地域の合意形成、保全、運営、継続の枠組みを実践し、新しい地域の資金の組み立てをつくる。	2025年10月～2027年2月	52/200字
3-1＜長野＞食循環、健康循環の事業要素開発と経済性確立支援、保全、事業開発するための資金作り	2024年4月～2027年2月	47/200字
3-1-1＜長野＞食循環、健康循環の仕組みづくり、経営戦略づくり	2025年10月～2027年2月	32/200字
3-1-2＜長野＞地域資源の魅力と健康への効能を調査、分析する支援	2024年4月～2025年9月	33/200字
3-1-3＜長野＞分析、抽出から経営戦略づくり、コレクティブな体制づくり支援	2024年4月～2027年2月	38/200字
4-1＜北海道＞実行団体が、実施地域において自然環境文化財活用のための連携体制を構築・運営できている	2024年4月～2027年2月	50/200字
4-1-1＜北海道＞食育、体験等の資源の抽出、調査支援、関係者連携支援	2024年4月～2025年9月	35/200字
4-1-2＜北海道＞報告のプロモーション支援、多様なステークホルダーを巻き込む協議体形成支援	2024年4月～2025年9月	46/200字
4-1-3＜北海道＞市民債、観光関連企業資金等多様なブレンドオ資金作りの支援	2025年10月～2027年2月	38/200字
5-1＜北海道＞観光業を活かした自然・歴史遺産保全を生み出す	2024年4月～2027年2月	30/200字
5-1-1＜北海道＞行政では保全しきれない自然を調査する	2024年4月～2025年9月	28/200字
5-1-2＜北海道＞失われる危機のある自然遺産を公表し、賛同者を集める。	2025年10月～2027年2月	36/200字
5-1-2＜北海道＞賛同者を核に、障がい者、引きこもりなど、福祉との連携による保全活用運営事業体を構築する。	2025年10月～2027年2月	54/200字
5-1-2＜北海道＞保全活用運営事業体の資金獲得、運営体制をつくる。	2025年10月～2027年2月	34/200字
6-1＜愛知＞市民が親しんだエリアが支え合い機能を持つエリアに再生する事業	2024年4月～2027年2月	37/200字
6-1-1＜愛知＞エリアの人的・資産的資源調査、周辺住民意識調査、地域課題の抽出、経営へのニーズ調査	2024年4月～2025年9月	50/200字
6-1-2＜愛知＞持続可能な必要機能を調査より抽出し、収益部分と非収益部分の確定をする	2024年4月～2025年9月	43/200字
6-1-3＜愛知＞障害・高齢施設、フリースクール等かけ算的市民活動施設併設による事業フレームを開発する	2025年10月～2027年2月	51/200字
6-1-4＜愛知＞事業フレームを実装するための行政、民間、市民、企業など多様な地域連携組織と資金集めを行う。	2025年10月～2027年2月	54/200字
7-1＜愛知＞市民が地域を支えた産業の歴史的意義を認識し、シビックプライドを構築する	2024年4月～2027年2月	42/200字
7-1-1＜愛知＞産業遺産の調査（建物、技術）、周辺住民意識調査、地域課題の抽出、経営へのニーズ調査	2024年4月～2025年9月	50/200字
7-1-2＜愛知＞産業の技術保全、指導役発見し「地域」との橋渡し役から組織形成へ	2024年4月～2025年9月	40/200字

7-1-3＜愛知＞体験施設、伝承機能を加え、経済性＋雇用創出となる事業フレームを開発する	2025年10月～2027年2月	44/200字
7-1-4＜愛知＞事業フレームを実装するための行政、民間、市民、企業など多様な地域連携組織と資金集めを行う。	2025年10月～2027年2月	54/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援　200字	時期	
1＜共通＞地域の多様な資金を活用できる環境が生まれる。市民ファンドの創生	2024年4月～2027年2月	36/200字
1-1.全国へのシビックプライド構築事業告知支援に、観光も含めた関係諸団体、行政関係部署等へのロビー活動支援	2024年4月～2027年2月	54/200字
1--1.連携組織の立ち上げ関連組織、レガシーギフト協会、ファンドレイジング協会、全国コミュニティ財団協会、日本ナショナルトラスト協会等への働きかけ、理解促進	2024年4月～2027年2月	79/200字
1-2.シビックプライド構築プロジェクトの年次大会開催支援と、広報支援。	2024年4月～2027年2月	36/200字
2-1＜長野＞地域構造を変えるための支援。エリアとしての経営力が向上するための支援。保全、事業開発するための資金作り	2024年4月～2027年2月	58/200字
2-1-1＜長野＞歴史文化、市民意識調査、学術機関との連携支援。共通認識へのパブリシティ活動。検討会議体の形成支援	2024年4月～2025年9月	57/200字
2-1-2＜長野＞会議体報告PR、合意形成支援。事業内容、保全、運営、継続の枠組みづくり支援。	2025年10月～2027年2月	47/200字
2-1-3＜長野＞事業の認知活動、、新しい地域の資金の組み立てをつくる。	2025年10月～2027年2月	36/200字
3-1＜長野＞地域の伝統文化に裏打ちされた支え合える温泉湯治場になる	2024年4月～2027年2月	34/200字
3-1-1＜長野＞食循環、健康循環の仕組みに経済性を構築	2025年10月～2027年2月	28/200字
3-1-2＜長野＞地域の食の歴史、効能、美味しさや、健康へ食や温泉、森林など地域資源による効能を調査、分析する。	2024年4月～2025年9月	56/200字
3-1-3＜長野＞地域資源の調査、分析から、経営戦略へ昇華させ、関係者を巻き込む事業体を生み出す。	2024年4月～2027年2月	49/200字
4-1＜北海道＞歴史ある第1次産業の足跡を観光に活かしながら復興する	2024年4月～2027年2月	34/200字
4-1-1＜北海道＞食育、体験等の資源の抽出、調査を行うチームづくり	2024年4月～2025年9月	34/200字
4-1-2＜北海道＞調査チーム報告の活動から、地元市民＋観光者、業者、行政等多様なステークホルダーによる協議体を形成する	2024年4月～2025年9月	60/200字
4-1-3＜北海道＞協議体を運営母体にするための資金作りを行う	2025年10月～2027年2月	31/200字
5-1＜北海道＞実行団体が、評価的考え方およびファンドレイジングを事業運営に活かすことができている	2024年4月～2027年2月	49/200字
5-1-1＜北海道＞行政では保全しきれない自然の調査支援	2024年4月～2025年9月	28/200字
5-1-2＜北海道＞失われる危機のある自然環境の公表を機会にファンドレイジングの手法も加え、賛同者を集める。	2025年10月～2027年2月	54/200字
5-1-2＜北海道＞福祉連携による保全活用運営事業体構築支援	2025年10月～2027年2月	30/200字
5-1-2＜北海道＞多様なファンドレイジング手法による保全活用運営事業体の資金獲得、運営体制をつくる。	2025年10月～2027年2月	51/200字
6-1＜愛知＞実行団体が、実施地域においてシビックプライド構築のための持続可能な運営を確保し、地域住民にその価値を還元している。参加と連携のフレームを構築している。	2024年4月～2027年2月	82/200字
6-1-1＜愛知＞資源調査、周辺住民意識調査、地域課題の抽出支援、経営ニーズ調査支援	2024年4月～2025年9月	42/200字
6-1-2＜愛知＞収益部分と非収益部分の確定し経営計画支援	2024年4月～2025年9月	29/200字
6-1-3＜愛知＞市民活動施設併設による事業フレーム開発支援	2025年10月～2027年2月	30/200字
6-1-4＜愛知＞多様な地域連携組織との資金集めを行う。	2025年10月～2027年2月	28/200字
6-7-1＜愛知＞市民が地域を支えた産業の歴史的意義を認識し、シビックプライドを構築する（資金的支援）	2024年4月～2027年2月	51/200字
6-7-1-1＜愛知＞産業遺産調査、周辺住民意識調査、地域課題抽出、経営へのニーズ調査当支援	2024年4月～2025年9月	46/200字
7-1-2＜愛知＞人的資源探しと組織形成支援	2024年4月～2025年9月	22/200字
7-1-3＜愛知＞経済性＋雇用創出となる事業フレームの開発支援	2025年10月～2027年2月	31/200字
7-1-4＜愛知＞市民ファンド、企業支援、行政支援、既存基金、投資ファンド等多様な資金集め支援	2025年10月～2027年2月	47/200字

Ⅴ.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	あいちコミュニティ財団、北海道NPOファンド、長野県みらい基金それぞれのチャンネルを活用するのはもとより、積極的に映像記録を行い、その素材を活用したWebコンテンツ、メディア配信等へ活用していく。また、評価報告を告知のチャンスと捉え、中間評価時、終了時に多メディア展開を行う。	138/200字
連携・対話戦略	全国レガシーギフト協会　全国コミュニティ財団協会　日本ナショナル・トラスト協会との連携による幅広い活動とし、全国の知恵と資源をこの事業に集中させていく。更に、出口戦略として、連携組織との“シビックプライド構築”を推進する全国組織を作り、新しい地域の資金循環、市民による地域の共創の場作りを推進していく。	151/200字

Ⅵ.出口戦略・持続可能性について　助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	シビックプライド構築に関する展開ノウハウをを全国コミュニティ財団協会を軸としてフィードバック。 ＜北海道NPOファンド＞基金検討チームをつくり、当ファンド内に「シビックプライド基金(仮称)」創設。基金は、全国レガシーギフト協会と協力して、遺贈寄付の受入れに重点を置き、北海道NPOバンクによる事業性の審査と融資を付帯機能とする。 ＜あいちコミュニティ財団＞東海若手起業塾、一般社団法人不動産オーナー経営学院、特定非営利活動法人あいちテリヘージマネージャー協会（予定）など関連団体で、連携協議体を形成し、遺贈寄付等を受け入れる冠基金を作り、事業継続を図る。 ＜長野＞経営者協会、各地観光協会、県観光局、インバウンド関係組織等との連携による継続組織形成	372/400字
実行団体	市民活動における事業設計の核が継続性であり、事業全体として収益性を担保しながら地域の課題を解決し、支え合いのエコシステムを構築していく。 ＜北海道＞行政事業化、商業化、地域づくりのサービス継続の3パターンを想定している。 行政と協力の場合、実行団体と連携協議会を形成する。商業化は、観光事業などが軌道にのった場合であり、未到達の場合、地域関係者との連携協議会により、シビックプライド基金(仮称)などの助成や、遺贈寄付の受遺団体として体制を整えて活動を継続し、北海道NPOバンクの融資を検討しつつ商業化を目指す。 ＜長野県みらい基金・あいちコミュニティ財団＞実行団体による連携組織を作り、持続可能な運営を学び合い、連携による付加価値の創出を目指す。	366/400字

Ⅶ.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	738/800字
＜長野県みらい基金＞2019年より県と寄付サイト「長野県みらいベース」を運営、累積1億9千万の寄付を集め、2837件(2021年度）を助成。これらのプログラムは当財団の地域の課題の把握、NPO等の基盤強化への大きな取り組みの一部となっている。日本財団が2015年から、環境教育や子ども支援を中心に1億3千8百万円の助成事業を受託。休眠預金は、2019年度より草の根分野、2020年草の根枠（山梨県とコンソーシアム）、コロナ緊急枠、2021年イノベーション企画枠（経営者協会、労福協とコンソーシアム）、2022年災害枠（共同募金会とコンソーシアム）と受託し8億5千万円を県内に助成できている。 ＜北海道NPOファンド＞2020，21，22年の地域草の根通常枠資金分配団体、20年の緊急コロナ枠の資金分配団体を担った他、事業指定型寄付助成や、災害時被災地支援助成(胆振東部地震、東日本大震災)の実績がある。また、全国の財団との連携による助成として、宮城県のさなぶり財団と全国コミュニティ財団との連携により、コロナ対応として通常助成、医療機関助成あわせて7団体730万円を助成した。 ＜あいちコミュニティ財団＞2022年度子どものための未来基金（冠基金合計4件総額500万円の助成）、高校生の就労体験と奨学生化を提供する介拓アワード開催、介護事業所５団体といくつかのオブザーバー団体で高校生の介護体験、その後の就労体験の場を提供。愛知県教育委員会にも理解を得る。これらの事業を通じて、市民団体との協働、企業の参加などネットワークを構築。	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	791/800字
＜長野みらい基金＞調査研究：「2019年　長野県　日本財団　当財団3者協定による子ども第三の居場所設置運営事業」「2012年より寄付募集サイト「長野県みらいぺース」における県内NPO等公益活動団体との連携　350団体」「長野県地域子ども支援プラットフォーム構築事業」 伴走支援：「2012年より寄付募集助成事業における伴走支援、基盤強化支援」「2019年より日本財団第三の居場所6拠点」「2019年休眠預金活用事業　草の根分野7事業　2020年草の根分野　長野山梨5事業　コロナ緊急枠20団体　2021年イノベーション分野7事業」 ＜北海道協力団体＞NPO法人北海道遺産協議会：「北海道遺産」制度を運営。20年以上の活動歴がある。北海道遺産は74件登録。 ＜北海道NPOファンド＞事業評価・伴走支援の実績 ・CSOネットワーク発展的評価研修修了者2名、日本評価学会認定評価士1名。休眠預金事業PO経験者5名が本事業申請団体および連携団体に在籍。 ・当ファンド休眠預金事業(3通常枠1緊急枠)において、13人がPO業務に従事。 ・日本郵便年賀寄附金助成「社会的インパクト評価促進事業」にて延べ９団体に社会的インパクト評価を実施（2018年度、2019年度、2020年度）　＜あいちコミュニティ財団＞事業に関連する調査研究、連携、マッチングの実績　2021年度、全国レガシーギフト協会に協力頂き、社会福祉協議会、市民団体、成年後見センターなど市民団体による遺贈寄付やファンドレイジングの仕組み作りに関心がある団体と合計7回、学習会と協働のためのワークショップを開催。そこで構築されたネットワークで、本事業に必要な資金循環の仕組み作りをすることが出来る。	

Ⅷ.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	6-8	
(2)実行団体のイメージ	＜長野県・北海道＞地域における史跡や歴史、歴史ある産業に関わる住民主体の活動の実績があり、地域にとって価値ある史跡や習慣、産業などの保全にとどまらない事業プランを提案できる団体を想定している。 ＜愛知県＞新しいニーズに応える市民団体・福祉団体に、専門家をマッチングすることで、事業実施をする。	199/200字
(3)1実行団体当り助成金額	3000～7000万円を想定。	15/200字
(4)案件発掘の工夫	＜北海道＞北海道遺産協議会の案件と北海道NPOファンドの助成先、行政担当部署、北海道NPOサポートセンターと連携団体の協力を想定。 ＜愛知県＞関連市民団体、過去の助成先への広報、行政担当部署への照会を想定。 ＜長野県＞過去の助成事業から規模を想定。いくつか事業対象となる相談を受けている。	200/200字

Ⅸ.事業実施体制

(1)コンソーシアム利用有無	あり	
(2)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	＜北海道＞北海道NPOファンド、NPO法人北海道遺産協議会 [redacted]、NPO法人北海道NPOバンク、北海道NPOサポートセンター ＜愛知県＞東海若手起業塾、一般社団法人不動産オーナー経営学院、さぽーと知多、日本福祉大学、（予定）、 ＜長野県＞みらい基金：統括[redacted]　総務経理等管理[redacted]資金的支援＋非資金的支援総合ディレクション（地域コーディネーター）	188/200字
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	＜北海道NPOファンド＞2020年度の通常枠にて本事業関連規程を整備済であり、2022年2月コンプライアンス委員会を設置済みである。　＜あいちコミュニティ財団＞事業実施までに、本事業関連規定を整備し、コンプライアンス委員会を設置する。 ＜長野県みらい基金＞2019年度より休眠預金を活用し体制整備ができている	164/200字

資金計画書

バージョン（契約締結・更新回数）	1

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2023/09/01 ～ 202027/3/31	
資金分配団体	事業名		
	団体名	コンソーシアム（公益財団法人長野県みらい基金・	

	合計	助成金	自己資金・民間資金
事業費	352,881,825	352,881,825	0
実行団体への助成	300,000,000	300,000,000	0
管理的経費	52,881,825	52,881,825	0
プログラムオフィサー関連経費	26,710,500	26,710,500	−
評価関連経費	17,160,000	17,160,000	−
資金分配団体	17,160,000	17,160,000	−
実行団体用	0	0	−
合計	396,752,325	396,752,325	0

資金計画書資料　①調達の概要

1. 事業費（助成金、自己資金・民間資金）　[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金 (A)	9,278,175	114,534,550	114,534,550	114,534,550	352,881,825
実行団体への助成	0	100,000,000	100,000,000	100,000,000	300,000,000
–					
管理的経費	9,278,175	14,534,550	14,534,550	14,534,550	52,881,825
自己資金・民間資金 (B)	0	0	0	0	0
実行団体への助成					0
管理的経費					0
合計 (A+B)	9,278,175	114,534,550	114,534,550	114,534,550	352,881,825
実行団体への助成	0	100,000,000	100,000,000	100,000,000	300,000,000
管理的経費	9,278,175	14,534,550	14,534,550	14,534,550	52,881,825
補助率 (A/(A+B))	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金）　[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	3,694,500	7,542,000	7,542,000	7,932,000	26,710,500
プログラム・オフィサー人件費等	2,898,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000	17,802,000
その他経費	796,500	2,574,000	2,574,000	2,964,000	8,908,500

3. 評価関連経費（助成金）　[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
評価関連経費 (D)	840,000	5,720,000	4,880,000	5,720,000	17,160,000
資金分配団体	840,000	5,720,000	4,880,000	5,720,000	17,160,000
実行団体用					0

4. 合計　[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金計(A+C+D)	13,812,675	127,796,550	126,956,550	128,186,550	396,752,325
総事業費(A+B+C+D)	13,812,675	127,796,550	126,956,550	128,186,550	396,752,325

※指定口座に入金できない自己資金・民間資金がある場合

金融機関からの融資や財団からの助成を受ける等の理由で本事業の指定口座に入金できない自己資金・民間資金がある場合、
上記1から3までの総事業費には含めず、以下に当該資金の金額および使途を記入してください。

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
指定口座外で管理する自己資金・民間資金合計（E）	0	0	0	0	0
補助率（A/(A+B+E)）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
該当の自己資金・民間資金に関する説明を付してください。（調達確度に関する情報を含む）					

調達先	使途	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0
						0

資金計画書資料　②自己資金・民間資金

(1)年度別合計　　[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	計
自己資金･民間資金	0	0	0	0	0

「①調達の概要」と金額が異なる場合、ERROR表示されます。

2023年度	2024年度	2025年度	2026年度

(2)内訳

1.事業費「自己資金・民間資金 (B)」の調達予定について、調達方法、調達金額、調達確度、調達時期等を記載してください。

年度	調達方法	調達金額[円]	調達確度	説明（調達時期等）

助成申請書

申請日　2023年12月12日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構　殿

申請団体の住所　申請団体の住所　愛知県名古屋市中村区本陳通5-6-1 地域資源長屋なかむら2階

申請団体の名称　申請団体の名称　公益財団法人あいちコミュニティ財団

代表者の氏名　代表者の氏名　戸枝陽[redacted]

法人番号　法人番号　4180005015278

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記４に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１．申請団体の名称：　申請団体の名称　公益財団法人あいちコミュニティ財団

２．申請団体の住所：　申請団体の住所　愛知県名古屋市中村区本陳通5-6-1 地域資源長屋なかむら2階

３．資金分配団体としての業務を行う事務所の所在地：　同上

４．申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（１）～（４））の事項等
（１）欠格事由について
（２）公正な事業実施について
（３）規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
（４）情報公開について（情報公開同意書）

５．当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
~~該当なし~~ ※4 令和4年8月10日	~~該当なし~~ ※4	~~該当なし~~ ※4

別紙添付

※記入上の注意点
1　印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。
2　法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載してください。
3　住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。
4　上記５については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

以上

（別紙）

１ 欠格事由について

当団体は、次の１から４のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）第 17 条第３項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
（１）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
（２）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
（３）特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。（５）において同じ。）
（５）暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある団体

2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体

3. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から３年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から３年を経過しない団体

4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
（１）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者
（２）この法律の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者

※注意点
上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

２ 公正な事業実施について

当団体は、資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 資金分配団体に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

（１）　各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えないこと（監事についても同様）。
（２）　他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えないこと(監事についても同様)。

2. 当団体は、資金分配団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。

3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、助成申請書に記載のとおりである。

> ※注意点
> 資金分配団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

3 規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

当団体は、資金分配団体としての助成を申請するに際し、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

4 情報公開について(情報公開同意書)

当団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、資金分配団体としての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。
なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

情報公開同意書添付資料「情報公開同意書」同意前に必ずお読みください

選定結果・申請時提出書類の情報公開について

1. 情報公開の考え方

JANPIAでは、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類（参考資料は除く）の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないよう留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

2. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「選定結果の公表」での公表予定項目を当機構ウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

1 申請事業分類 ＊通常枠のみ
2 事業名 主題
3 事業名 副題
4 団体名
5 事業対象地域
6 代表者名
7 所在地
8 社会課題
9 事業の概要
10 事業期間
11 決定助成額または申請助成額
12 審査コメント
13 助成額の根拠（「資金計画書等」「事業計画書」） ※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類（参考資料を除く）の公開

選定結果公表後、以下「「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構ウェブサイトで公開すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体に情報公開予定の申請時提出書類について登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただきます。
申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報※1がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不必要の場合は、合わせてご指摘下さい。
非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構ウェブサイトで公開します。

「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

1 助成申請書

2　事業計画書
3　資金計画書等
4　安全管理・危機管理実施体制表　※２
5　団体情報
6　役員名簿
7　規程類必須項目確認書（規程類確認書）
8　定款
9　登記事項証明書（全部事項証明書）＊
10 事業報告書（過去３年分）＊
11 決算報告書類（過去３年分）※３・※４
12 規程類＊

以上に加え、コンソーシアムで申請の場合

・ コンソーシアムの実施体制表
・ コンソーシアムに関する誓約書
・ 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての「団体情報、定款、規程類、規程類確認書または規程類必須項目確認書、役員名簿、決算報告書類（提出された場合のみ）※２・※３」

※１ 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。
※２ 申請事業に日本国外での活動を含む場合のみとなります。
※３ 通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類（過去３年分）」は参考資料とし、公開対象外となります。
※４ 緊急枠は前年度分のみとなります。

＊は通常枠のみが対象となります。

以上

4社活第2074号
令和5年2月9日

公益財団法人あいちコミュニティ財団
代表理事　佐藤　真琴　様

愛知県知事　大村
愛知県公益認
会長　加藤

立入検査の結果について（通知）

令和4年8月10日に実施した公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第27条第1項の規定に基づく貴法人の運営組織及び事業活動に関する検査の結果は、下記のとおりですので、通知します。

記

1　検査結果

貴法人の運営組織及び事業活動に関して改善すべきと考えられる事項は次のとおりでした。

・前期末に遊休財産額を有している場合、当該遊休財産額は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第16条1項に定める額を超えないこと。
・代表理事及び執行担当理事が3ヶ月に一回以上理事会で報告すること。
・評議員の変更について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める変更の届出をすること。
・監事の資格について、欠格事項に係る確認書は10年間、主たる事務所に保存しておくこと。

なお、通知した事項について、その事実関係及び発生原因並びに改善・対応策について、別紙様式により、令和5年2月28日（火）までに報告願います。

2　その他

特になし

担当　県民文化局県民生活部
社会活動推進課
NPOグループ（小林）
電話　052-961-8100（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

立入検査における改善指導事項に係る措置状況報告書
（令和４年８月１０日　検査実施分）

法人名　公益財団法人あいちコミュニティ財団

改善指導事項	事実関係及び発生原因	改善・対応策
前期末に遊休財産額を保有している場合、当該遊休財産額は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第16条１項に定める額を超えないこと。	事業の実施のため基金を流動資産に振り替え、その大部分を事業費として執行したが、管理費については執行する可能性があり、戻し入れなかった。そのため管理費が流動資産（遊休財産）に残ったままになってしまい、不適合となった。	遊休財産の保有制限を超えないよう、事業費及び管理費を計画的に執行する。
代表理事及び執行担当理事が３ヶ月に１回以上理事会で報告する事。	コロナ禍における対応等により３か月に１回以上の理事会を開催することが出来なかった。	理事会が適切に開催されるよう計画的に事業運営を行う。
評議員の変更について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める変更の届出をすること。	令和３年６月に役員等に変更があったが、令和４年８月時点で役員の変更の届出がなされていなかった。	令和３年７月26日に変更登記済みであった。令和５年２月に公益認定等事務支援システムより届け出を行った。 今後、登記事項に変更があった場合には登記をするとともに、遅滞なく公益認定等事務支援システムより届出を行うこととする。
監事の資格について、欠格事項に係る確認書は10年間、主たる事業所に保存しておくこと。	監事の資格について、欠格事項に係る確認を文書で行っていたが、一部文書の保管が適切に行えておらず、法定検査当日に提示することが出来なかった。	監事の資格等に関する文書について適切に保管し、主たる事業所にて保存した。

[redacted]

役員名簿　　必　任

（入力方法）
□役員名簿には、貴団体に所属する役員すべてを記載してください。
□役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
□備考欄には、他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職での役割等）、申請団体における役員としての、今回申請する事業の実施に影響すると考えられる情報を記載ください。
□氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）
□氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）
□生年月日（大正は T、昭和は S、平成は Hで半角とし、数字は2桁半角）
□性別（半角で男性は M、女性は F）、会社名及び役職名をセルごとに入力してください。
□入力確認欄にchek!が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
□黄色いセルは文字を入力すると白くなります。記入漏れがないようにすべての項目の入力をお願いします。
（留意事項）
※記載例は、消して使用してください。
※外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力してください。
※提出の際は、本エクセルにてご提出ください（PDF等に変換はしないでください）。
※上記の要件を満たしていない場合は、再提出を求めることがございます。
※役職名は必ず役職を入れてください。
※明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までです。

番号	入力確認欄	ｼﾒｲ	氏名	和暦	団体名	役職名	郵便番号	住所
1	OK	ｻﾄｳ ﾏｺﾄ	佐藤　真琴	[redacted]	公益財団法人あいちコミュニティ財団	代表理事	[redacted]	[redacted]
2	OK	ﾄｴﾀﾞ ﾋﾛﾓﾄ	戸枝　陽基		公益財団法人あいちコミュニティ財団	常務理事		
3	OK	ﾊﾗﾀﾞ ﾏｻｷ	原田　正樹		公益財団法人あいちコミュニティ財団	理事		
4	OK	ｷﾀﾑﾗ ﾀｶﾕｷ	北村　隆幸		公益財団法人あいちコミュニティ財団	理事		
5	OK	ﾔﾏﾓﾄ ｺｽﾞｴ	山本　梢		公益財団法人あいちコミュニティ財団	理事		
6	OK	ｶﾜｸﾞﾁ ﾊｼﾞﾒ	川口　創		公益財団法人あいちコミュニティ財団	監事		
7	OK	ﾄﾘｲ ﾂﾊﾞｻ	鳥居　翼		公益財団法人あいちコミュニティ財団	監事		
8	OK	ｲｲｵ ｱﾕﾑ	飯尾　歩		公益財団法人あいちコミュニティ財団	評議員		
9	OK	ｲﾜﾊﾗ ｱｷﾋｺ	岩原　明彦		公益財団法人あいちコミュニティ財団	評議員		
10	OK	ﾕﾘ ﾑﾈﾕｷ	由里　宗之		公益財団法人あいちコミュニティ財団	評議員		
11	OK	ﾄﾅﾘ ｼﾛｳ	戸成　司朗		公益財団法人あいちコミュニティ財団	評議員		
12	OK	ｳﾁﾜ ﾋﾛﾕｷ	内輪　博之		公益財団法人あいちコミュニティ財団	評議員		
13	OK	ｸﾘﾀ ﾉﾌﾞﾕｷ	栗田　暢之		公益財団法人あいちコミュニティ財団	評議員		
14	OK	ﾎｼﾉ ﾋﾛｼ	星野　博		公益財団法人あいちコミュニティ財団	評議員		
15	OK	ﾒﾝｼﾞｮｳ ﾖｼﾀｶ	毛受　芳高		公益財団法人あいちコミュニティ財団	評議員		
16	OK	ﾐﾅﾐﾀﾞ ｱﾕﾐ	南田　あゆみ		公益財団法人あいちコミュニティ財団	評議員		
17	check!							
18	check!							
19	check!							
20	check!							
21	check!							
22	check!							
23	check!							
24	check!							
25	check!							
26	check!							
27	check!							
28	check!							
29	check!							

規程類必須項目確認書（社団・財団・NPO法人等）

2023/11/2

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名：	「シビックプライド」創出のための地域のソーシャルセクターの基盤強化と相互交流による「志縁」型社会構築事業
団体名：	公益財団法人あいちコミュニティ財団
過去の採択状況：	通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として**採択されていない。**

記入箇所チェック	記入完了

提出する規程類（定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。）に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック　※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
		記入完了	確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)
規程類に含める必須項目	**（参考）JANPIAの規程類**	**提出時期（選択）**	**根拠となる規程類、指針等**	**必須項目の該当箇所 ※条項等**
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
（1）開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第17条
（2）招集権者		公募申請時に提出	定款	第18条
（3）招集理由		公募申請時に提出	定款	第18条2
（4）招集手続		公募申請時に提出	定款	第19条
（5）決議事項		公募申請時に提出	定款	第21条2
（6）決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第21条2
（7）議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第23条
（8）特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第21条2
● 理事の構成に関する規程　※理事会を設置していない場合は不要です。				
（1）理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第26条5
（2）理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第26条6
● 理事会の運営に関する規程　※理事会を設置していない場合は不要です。				
（1）開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	理事会運営規則	第2条2
（2）招集権者		公募申請時に提出	理事会運営規則	第4条
（3）招集理由		公募申請時に提出	理事会運営規則	第4条2・3・4
（4）招集手続		公募申請時に提出	理事会運営規則	第5条
（5）決議事項		公募申請時に提出	理事会運営規則	第16条
（6）決議　（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第40条
（7）議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第43条
（8）特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第40条
● 理事の職務権				
JANPIAの定款（第29条 理事の職務及び権限）に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第27条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	菅ン時監査規程	第3章・4章
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
（1）役員及び評議員（置いている場合にのみ）の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬等並びに費用に関する規程	第4条
（2）報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員の報酬等並びに費用に関する規程	第6条

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている 」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	賃金規程	第2・3節、第4章
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金規程	第7・8条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
●リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出	経理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第9条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	金銭出納規程	第4条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第8・10条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	金銭出納規程	第12条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章

公益財団法人 あいちコミュニティ財団　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　当法人は、公益財団法人あいちコミュニティ財団と称する。

（事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

（目的）

第３条　当法人は、愛知県内の地域課題を「見える化」し、その解決に挑む市民公益活動を推進する団体等の認知度を高め、活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することで、市民公益活動団体等の組織基盤を強化し、安心できる地域の未来を創造することを目的とする。

（事業）

第４条　当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）市民公益活動を行う団体等に仲介・提供するために、必要な資金等の資源を募り、確保する事業

（２）市民公益活動を行う団体等に対し、助成等を行う事業

（３）市民公益活動を支援するために、不動産等の資源を活用する事業

（４）前各号に掲げるもののほか、市民公益活動を行う団体等に対し、その経営に必要な資源を提供する事業

（５）市民公益活動を行う団体等及び資源提供者に対するコンサルティング事業

（６）市民公益活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業

（７）市民公益活動を推進するための普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売

（８）前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が市民公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業

（９）その他前条の目的を達成するために必要な事業

（機関の設置）

第５条　当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

（公告）

第６条　当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　財産及び会計

（財産の拠出）

第７条　設立者は、現金３００万円を、当法人の設立に際して拠出する。

（事業計画及び収支予算）

第８条　当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第９条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後３箇月以内に、代表理事が次

の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）正味財産増減計算書

（５）貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の規定により報告又は承認された書類の他、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）評議員及び役員の名簿

（３）評議員及び役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

３　定款については、主たる事務所に備え置き、一般の供覧に供するものとする。

４　貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

（事業年度）

第１０条　当法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第３章　評議員及び評議員会

第１節　評議員

（評議員）

第１１条　当法人に、評議員５名以上１５名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１２条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。以下「一般法人法」という。）第１７９条から第１９５条までの規定に従い、評議員会の決議によって行う。

２　評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等以内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人
ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
①　国の機関
②　地方公共団体
③　独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人
④　国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人
⑤　地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人
⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成１１年法律第９１号）第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

３　評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（任期）

第１３条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第１４条　評議員は無報酬とする。

２　前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第２節　評議員会

（構成）

第１５条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１６条　評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

（１）評議員の選任並びに理事及び監事の選任又は解任
（２）貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
（３）定款の変更
（４）事業の全部又は一部の譲渡
（５）残余財産の帰属先の決定
（６）基本財産の処分又は除外の承認
（７）役員の報酬等並びに費用に関する規程
（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

（開催）
第１７条　定時評議員会は、毎事業年度終了後３箇月以内に開催する。
２　臨時評議員会は、必要があるときは、いつでも開催することができる。
（招集）
第１８条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
２　評議員は代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
３　前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
（招集の通知）
第１９条　代表理事は、評議員会の開催日の７日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。
２　前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。
（議長）
第２０条　評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。
（決議）
第２１条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）基本財産の処分又は除外の承認
（４）その他法令で定めた事項
３　評議員、理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第１１条及び第２５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛同を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。
（決議の省略）
第２２条　理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第１８条第１項の理事会において定めるものとし、前２条の規定は適用しない。
（議事録）
第２３条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
２　前項の議事録には、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人２名以上が、記名押印又は電子署名する。ただし、評議員会の決議の省略があった場合及び評議員会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。
３　第１項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に１０年間備え置かなければならない。
（評議員会規則）

第２４条　評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第４章　役員等及び理事会

第１節　役員等

（役員等）

第２５条　当法人に次の役員を置く。

理事　５名以上１５名以内

監事　４名以内

２　理事のうち、１名を代表理事とし、４名以内を常務理事とする。

３　前項の代表理事をもって、一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって、一般法人法第１９７条において準用する一般法人法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（選任等）

第２６条　理事及び監事は、評議員会において選任する。

２　代表理事及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。

３　理事会は、その決議によって前項で選定した常務理事の中から、副代表理事及び専務理事を選定することができる。ただし、副代表理事及び専務理事は各１名とする。

４　監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

５　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

６　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

７　理事又は監事に異動があったときは、２週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務権限）

第２７条　理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

２　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

３　副代表理事は、代表理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

４　専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

５　常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

６　代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）

第２８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２９条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　前２項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事については、再任を妨げない。

５　理事又は監事は、第２５条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の解任）

第３０条　役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第３１条　理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

（取引の制限）

第３２条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（１）自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

（２）自己又は第三者のためにする当法人との取引

（３）当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除）

第３３条　当法人は、一般法人法第１９８条において準用する一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（顧問）

第３４条　当法人に顧問を置くことができる。

２　顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

３　顧問は、当法人への助言や協力を行い、代表理事に対し、意見を述べることができる。

４　顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第２節　理事会

（設置）

第３５条　この法人に理事会を設置する。

２　理事会は、すべての理事で組織する。

（権限）

第３６条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（１）業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）代表理事及び常務理事の選定及び解職

（４）評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

（５）規則の制定、変更及び廃止に関する事項

２　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

（１）重要な財産の処分及び譲受け

（２）多額の借財

（３）重要な使用人の選任及び解任

（４）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

（５）内部管理体制の整備

（６）第３３条の責任の免除

（開催）

第３７条　通常理事会は、毎年定期に、年４回開催する。

２　臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）代表理事が必要と認めたとき。

（２）代表理事以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（３）前号の請求があった日から５日以内に、その日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（４）監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。

（５）前号の請求があった日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

（招集）

第３８条　理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第２項第３号により理事が招集する場合及び同項第５号により監事が招集する場合を除く。

２　代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、理事会は理事が招集する。

３　代表理事は、前条第２項第２号又は第４号に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

４　理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の５日前までに、通知しなければならない。

５　前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）
第３９条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。
（決議）
第４０条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（決議の省略）
第４１条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。
２　理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。
（報告の省略）
第４２条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第２７条第６項の報告については、この限りでない。
（議事録）
第４３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。また、理事会の決議の省略があった場合及び理事会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。
３　第１項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に１０年間備え置かなければならない。第４１条第２項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。
（理事会運営規則）
第４４条　理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第５章　賛助会員

（賛助会員）
第４５条　当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができる。
２　賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める賛助会員に関する規程による。

第６章　定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）
第４６条　この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の３分の２以上の決議によって変更することができる。
２　当法人の目的、事業及び評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

（合併等）
第４７条　当法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。
（解散）
第４８条　当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。
（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第４９条　当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
（残余財産の処分等）
第５０条　当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
２　当法人は、余剰金の分配を行わない。

第７章　委員会

第５１条　この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
２　委員会の委員は、理事会が選任及び解任する。
３　委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第８章　事務局

（設置等）
第５２条　当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。
３　事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
（備付け帳簿及び書類）
第５３条　事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
（１）定款
（２）評議員、理事及び監事の名簿
（３）認定、許可、認可等及び登記に関する書類
（４）評議員会及び理事会の議事に関する書類
（５）財産目録
（６）役員等の報酬規程
（７）事業計画書及び収支予算書
（８）事業報告書及び計算書類等
（９）その他法令で定める帳簿及び書類
２　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令等の定めるところによる。

第９章　雑則

（設立時評議員）

第５４条　当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員　秋田稲美　飯尾歩　岩原明彦　上根崇　戸枝陽基　成瀬幸雄　水谷衣里
水野和郎　水野孝一　毛受芳高

（設立時役員等）

第５５条　当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事　岡本一美　金田学　木村真樹　久野美奈子　小島祥美　戸成司朗　山田高広
由里宗之

設立時代表理事　木村真樹

設立時監事　星野博　村田元夫

（最初の事業計画等）

第５６条　当法人の設立当初年度事業計画及び収支予算は、第８条第１項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

（最初の事業年度）

第５７条　当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成２６年３月３１日までとする。

（設立者の氏名及び住所）

第５８条　設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

[redacted]

設立者氏名　一般財団法人あいちコミュニティ財団設立準備会
代表　木村真樹

（法令の準拠）

第５９条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

この定款は、当法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この定款は、当法人の公益認定の日から施行する。

公益財団法人あいちコミュニティ財団　理事会運営規則

第１章　総則

（目 的）

第１条　この規則は、公益財団法人あいちコミュニティ財団（以下「この法人」という。）の定款第 44 条の規定に基づき、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

（理事会の種類）

第２条　理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

２　通常理事会は、事業年度毎に５月、８月、11 月及び３月の年４回開催する。

３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　代表理事が必要と認めたとき。

(2)　代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3)　前号の請求があった日から５日以内に、その日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4)　監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。

(5)　前号の請求があった日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（理事会の構成）

第３条　理事会は、すべての理事をもって組織する。

第２章　理事会の招集

（招集者）

第４条　理事会は、代表理事が招集する。ただし、第２条第３項第３号により理事が招集する場合及び同条第３項第５号により監事が招集する場合を除く。

２　代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、理事会は理事が招集する。

３　代表理事は、第２条第３項第２号又は同条第３項第４号に該当する場合は、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

４　理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

（招集通知）

第５条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の５日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第３章　理事会の議事

（理事会の議長）

第６条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

２　前項の規定にかかわらず、代表理事が欠席した場合、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたとき、若しくは理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から議長を互選する。

（定足数）

第７条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（理事会の決議方法）

第８条　定款第 40 条に定める理事会の決議において、議長は、理事会の議決に、理事として表決に加わることができない。

２　前項に規定かかわらず、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

（決議の省略）
第９条　定款第 41 条に定める電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）施行規則第 89 条に定めるものとする。
（報告の省略）
第 10 条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
（監事の出席）
第 11 条　監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。
（関係者の出席）
第 12 条　理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。
（議事録）
第 13 条　定款第 43 条第１項に定める理事会の議事録は、別表に記載された事項を記載した書面とする。
２　定款第 43 条第２項にかかわらず、同第 41 条第１項に定める決議の省略の方法により理事会の議決があったとみなされた場合に同条第２項の規定により作成した議事録には、一般法人法施行規則第 15 条第４項第１号の規定に基づき、当該書面の作成に係る職務を行った理事が記名押印することで足りる。
（議事録の配布）
第 14 条　議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

第４章　理事会の権限

（権限）
第 15 条　理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事及び常務理事の選定及び解職を行う。
（決議事項）
第 16 条　理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。
(1)　法令に定める事項
　イ　業務執行の決定
　ロ　代表理事及び常務理事の選定及び解職
　ハ　評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
　ニ　規則の制定、変更及び廃止に関する事項
　ホ　事業計画書及び収支予算書等の承認
　ヘ　事業報告及び計算書類等の承認
　ト　その他法令に定める事項
(2)　その他重要な業務執行に関する事項
　イ　重要な財産の処分及び譲受け
　ロ　多額の借財
　ハ　従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
　ニ　内部管理体制の整備
　ホ　第 33 条の責任の免除
（報告事項）
第 17 条　代表理事及び常務理事は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
２　監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第５章　事務局

（事務局）

第 18 条　理事会の事務局には、事務局長が当たる。

第６章　雑則

（規則の改廃）

第 19 条　この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

この規則は、2019 年 8 月 28 日から施行する。（2019 年 8 月 28 日理事会決議）

別表

議事録記載事項

Ⅰ　通常の理事会
1　理事会が開催された日時及び場所 2　理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨 イ　定款第３７条第２項第２号の規定による代表理事以外の理事の請求を受けた招集 ロ　定款第３７条第２項第３号の規定による代表理事以外の請求をした理事の招集 ハ　定款第３７条第２項第４号の規定による監事の請求を受けた招集 ニ　定款第３７条第２項第５号の規定による監事の招集 3　理事会の議事の経過の要領及びその結果 4　決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名 5　次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 イ　定款第３２条第２項の規定による理事の報告 ロ　定款第４１条第１項の規定による監事の意見 ハ　定款第４２条第２項の規定による監事の報告 6　定款第３９条の規定による議長の氏名
Ⅱ　定款第４１条第１項の規定に基づく決議の省略の方法による理事会
1　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 2　上記１の事項を提案した理事の氏名 3　理事会の決議があったものとみなされた日 4　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
Ⅲ　定款第４２条の規定に基づく報告の省略が行われた理事会
1　理事会への報告を要しないものとされた事項の内容 2　理事会への報告を要しないものとされた日 3　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

公益財団法人あいちコミュニティ財団　金銭出納規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人あいちコミュニティ財団（以下「この法人」という。）の経理規程第 23 条に基づき、金銭の出納及び残高管理に関する事項を定めることを目的とする。

（金銭の範囲）

第２条　この規程における金銭とは、経理規程第 21 条に定められた現金及び預金をいう。

（金銭の管理）

第３条　金銭は、原則としてこの法人の銀行預金口座へ預け入れる。

２　会計責任者は、日々の現金支払いに充てるため、手許現金を置くことができる。ただし、手許現金の額は、通常の所要額を勘案して、必要最少額にとどめるものとする。

（金銭支払業務の遂行）

第４条　金銭の支払いに当たっては、以下に掲げるとおり、それぞれの者がその業務を遂行するものとする。

(1)　活動実施担当者：実施した活動に関する金銭支払いの起案

(2)　会計事務担当者：活動実施担当者が起案した金銭支払いの承認

(3)　会計責任者：会計事務担当者が起案した金銭出納の承認

（金銭支払手続）

第５条　金銭の支払いに当たって、活動実施担当者は、事前に支払申請書等により、会計事務担当者の承認を得る。会計事務担当者は、以下のことを確認した上で、金銭支払いの承認を行う。

(1)　この法人の費用負担とすることが妥当であること。

(2)　支払金額が、この法人の規程、契約等に照らして妥当であること。

２　会計事務担当者は、金銭支払いに当たり、その他取引を証する書類に基づいて以下のことを確認し、会計責任者の承認を得た上で出納手続を行う。

(1)　支払先、支払金額が正しいこと。

(2)　勘定科目が正しいこと。

（金銭支払方法）

第６条　銀行振込により支払いを行う場合は、原則として銀行のインターネットバンキングを利用する。

２　以下の場合は銀行のインターネットバンキングを利用せず、預金払出票により支払いを行うことができる。

(1)　税金・公共料金の支払い（税金・公共料金支払依頼書用紙がある場合は、これを使用する。）

(2)　手許現金用の現金引出し

預金払出票による支払いについては、事前に必ず会計責任者の承認を得て、承認の得られた取引にのみ、銀行印を押印して支払いを行う。

３　前項以外の目的で銀行口座から預金を引き出す場合は、あらかじめ引出し限度額の設定された銀行のキャッシュカードを使用し、事前に必ず会計責任者の承認を得た上で現金を引き出す。

４　定例的に支払われる費用については、支払先の要望があれば、預金自動振替による支払いを行うことができる。

５　手許現金により支払いを行う場合は、以下の点を遵守する。

(1)　会計事務担当者は、出金時に会計責任者の承認を得る。

(2)　現金受渡し時に、現金受領者の確認印又はサインを受領する。

６　小切手及び手形による支払いは行わないものとする。

（支払期日）

第７条　金銭の支払いは、別に定める一定日に行うものとする。ただし、やむを得ない支払いについてはこの限りでない。

（領収証の受領）

第８条　金銭の支払いについては、最終受取人の署名のある領収証を受け取らなければならない。ただし、所定の領収証を受け取ることができない場合は、別に定める支払証明書をもってこれ

に代えることができる。
２　銀行振込の方法により支払いを行う場合は、前項による領収証を受け取らないことができる。
（金銭受領手続）
第９条　この法人が発行した請求書に基づき金銭を受領した場合、会計事務担当者は、金銭支払者、受領金額を請求書と照合し、齟齬がないことを確認する。
２　この法人が発行した請求書に基づかない金銭を受領した場合、会計事務担当者は、活動実施担当者にその内容を確認し、この法人が受領すべき金銭であるかどうかを判断しなければならない。
（領収証の発行）
第 10 条　金銭を受領した場合は、所定の様式による領収証を発行し、金銭支払者に交付する。ただし、銀行振込による場合は、領収証の発行を省略することができる。
２　会計責任者が認めた場合は、金銭の受領前にあらかじめ領収証を発行することができる。この場合、活動実施担当者は活動終了後、領収書の発行内容を文書で会計責任者に報告するものとする。
（印鑑等の管理）
第 11 条　銀行印の保管、管理については、印章取扱規程に従う。
２　手持現金及び預金通帳は、常に鍵の掛る場所で保管する。会計事務担当者は、退社時に必ず施錠する。
（金銭出納の記帳）
第 12 条　会計事務担当者は、金銭出納後、以下の記録をする。
(1)　毎月５日までに、銀行預金通帳の記帳
(2)　手許現金出納の都度、金銭出納帳に支払年月日、支払先及び支払金額の記帳
（現預金残高の管理）
第 13 条　預金の残高は、毎月末の残高を翌月 10 日までに、預金通帳、経理帳簿を突合することにより確認し、会計責任者に報告する。
２　手許現金の残高は、毎月末の残高を翌月第１営業日に、金銭出納帳、手許現金現物、経理帳簿を突合することにより確認し、その結果を会計責任者に報告する。
（金銭の過不足）
第 14 条　金銭に過不足が生じたときは、会計事務担当者は遅滞なく会計責任者に報告し、その処置については、会計責任者の指示を受けなければならない。
（現預金等の紛失）
第 15 条　会計事務担当者は、金銭、通帳、銀行印等の紛失、又は盗難事故にあった場合には速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けなければならない。
２　会計責任者は、前項の報告を受けた場合には、速やかに預金出納停止手続その他適切な応急処置を講じ、事故防止に努めなければならない。
（規程の改廃）
第 16 条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附　則
この規程は、2020 年 1 月 6 日から施行する。（2020 年 1 月 6 日理事会決議）

公益財団法人あいちコミュニティ財団　経理規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人あいちコミュニティ財団（以下「この法人」という。）における経理処理に関する基本を定めたものであり、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握し、この法人の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、この法人の経理業務のすべてについて適用する。

（経理の原則）

第３条　この法人の経理は、法令、定款及びこの規程の定めによるほか、公益法人会計基準（2008年４月11日内閣府公益認定等委員会）及び一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に準拠して処理されなければならない。

（会計年度）

第４条　この法人の会計年度は、定款の定める事業年度に従い、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（会計区分）

第５条　法令の要請等により必要とされる場合は、会計区分を設けるものとする。

（経理責任者）

第６条　この法人の経理責任者は、常務理事の中から代表理事が任命する。

２　経理責任者は、必要に応じて経理業務の一部を遂行する業務担当者を任命することができる。

３　経理責任者は、第１条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、また、決定された事項の遵守を監視する責務を負う。

４　前項の責務は、第49条に基づき経理業務を第三者に委託した場合であっても、これを免れることができない。

５　経理責任者は、業務マニュアル等の文書を作成し、業務担当者の業務が円滑に遂行できるよう努めなければならない。

（帳簿書類の保存･処分）

第７条　経理に関する帳簿及び書類の保存期間は、次のとおりとする。

(1)　財務諸表　　永久
(2)　収支予算書　　永久
(3)　会計帳簿　　10年
(4)　証憑書類　　10年
(5)　その他の書類　　５年

２　前項の保存期間は、決算に関する定時評議員会終結の日から起算するものとする。

３　帳簿等を焼却その他の処分に付する場合は、事前に経理責任者の指示又は承認によって行う。廃棄処分にした文書は、廃棄文書簿に文書名、廃棄年月日を記入する。

第２章 勘定科目及び帳簿組織

（勘定科目の設定）

第８条　この法人の会計においては、財務及び会計のすべての状況を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

２　勘定科目の設定は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して行うものとする。

３　各勘定科目の名称は、別表に定めるとおりとする。

（会計処理の原則）

第９条　会計処理を行うに当たっては、特に次の原則に留意しなければならない。

(1)　貸借対照表における資産、負債及び正味財産、正味財産増減計算書における一般正味財産及び指定正味財産についての増減内容は、総額をもって処理し、直接項目間の相殺を行ってはならない。

(2)　財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。
(3)　会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法は、毎会計年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。
(4)　重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。

（会計帳簿）

第 10 条　会計帳簿は、次のとおりとする。
(1)　主要簿
　ア　仕訳日記帳
　イ　総勘定元帳
(2)　補助簿
　ア　金銭出納帳
　イ　寄付金台帳
　ウ　貯蔵品台帳
　エ　固定資産台帳
(3)　その他の帳簿
　　月次試算表
2　補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、仕訳日記帳及び総勘定元帳と照合して齟齬のないように作成しなければならない。

（仕訳日記帳）

第 11 条　すべての会計処理は、仕訳日記帳に記入することにより処理しなければならない。
2　仕訳日記帳に記入する会計処理は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存するものとする。
3　仕訳日記帳には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方等取引内容を簡単かつ明瞭に記載しなければならない。

（証憑）

第 12 条　証憑とは、会計処理の正当性を立証する書類をいい、次のものをいう。
(1)　請求書
(2)　領収書
(3)　証明書
(4)　稟議書及び上申書
(5)　検収書、納品書及び送り状
(6)　支払申請
(7)　各種計算書
(8)　契約書、覚書その他の証書
(9)　その他取引を裏付ける参考書類(6)　各種計算書

（記帳）

第 13 条　総勘定元帳は、すべて仕訳日記帳に基づいて記帳しなければならない。
2　補助簿は、仕訳日記帳又はその証憑書類に基づいて記帳しなければならない。
3　毎月末において補助簿の借方、貸方の合計及び残高は、総勘定元帳の当該勘定科目の金額と照合確認しなければならない。

（帳簿の更新）

第 14 条　帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第３章　収支予算

（収支予算の目的）

第 15 条　収支予算は、各事業年度の事業計画の内容を明確な計数をもって表示し、かつ、収支予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（収支予算書の作成）
第 16 条　収支予算書は、事業計画に基づき毎会計年度開始前に代表理事が作成し、理事会の承認を得て確定する。
２　収支予算書は、正味財産増減計算書に準ずる様式をもって作成する。
（収支予算の執行）
第 17 条　各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。
２　収支予算の執行者は、代表理事とする。
（支出予算の流用）
第 18 条　予算の執行に当たり、各科目間において相互に流用しないこととする。ただし、代表理事が予算の執行上必要があると認めたときは、その限りでない。
（補正予算）
第 19 条　予算の作成後に生じた事由により、予算に変更を加える必要がある場合には、代表理事は補正予算を作成して理事会に提出し、その承認を得なければならない。
（暫定予算）
第 20 条　やむを得ない理由により会計年度開始までに予算を決定できないときは、予想される一定期間について、理事会の決議を経て、前年度の計上予算の範囲で暫定予算として執行する。
２　予算が成立したときは、暫定予算は失効し、既に執行済みのものについては、これを確定した年度予算の執行とみなす。

第４章　金銭

（金銭の範囲）
第 21 条　この規程において金銭とは、現金及び預金をいう。
２　現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替預金証書及び官公署の支払通知書をいう。
３　手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取り扱うものとする。
（会計責任者）
第 22 条　金銭の出納、保管については、その責に任じる会計責任者を置かなければならない。
２　会計責任者は、事務局長とする。
３　会計責任者は、金銭の保管及び出納事務を取扱わせるため、会計事務担当者を置くことができる。
（金銭出納規程）
第 23 条　金銭の出納及び残高管理に関する事項は、別に定める「金銭出納規程」に従うものとする。

第５章　財務

（資金計画）
第 24 条　年度事業計画及び収支予算書に基づき、経理責任者は、速やかに年次及び月次の資金計画を作成し、代表理事の承認を得なければならない。
（資金の調達）
第 25 条　この法人の事業運営に要する資金は、基本財産及び運用財産より生ずる利息、配当金、その他の運用収入並びに賛助会員会費、寄付金、助成金、補助金、事業収入、その他の収入によって調達するものとする。
（資金の借入れ）
第 26 条　前条に定める収入により、なお資金が不足する場合又は不足する恐れがある場合には、金融機関等からの借入金により調達するものとする。
２　借入金については、期間の長短を問わず、借入の目的、理由、限度額、利率及び償還方法等を予算で定め、理事会で承認を得た上で、理事会にて承認された借入金限度額の範囲内で行う。
３　前項の理事会にて承認された借入金限度額が設けられていないときに、短期の借入れをしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。
（資金の運用）
第 27 条　この法人の資金を、預金以外の方法で運用する場合は、資金運用規程を別に定め、理事

会の承認を得なければならない。

（金融機関との取引）

第 28 条　金融機関との預金取引、手形取引、その他の取引を開始又は廃止する場合は、代表理事の承認を得て経理責任者が行う。

２　金融機関との取引は、代表理事の名をもって行う。

第 6 章　固定資産

（固定資産の範囲）

第 29 条　この規程において、固定資産とは次の各号をいい、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区別する。

(1)　基本財産

理事会が基本財産とすることを決議した財産

(2)　特定資産

使途、保有、運用方法等に制約のある預金、有価証券等の金融商品、退職給付引当資産、減価償却引当資産(ただし、基本財産とされたものは除く。)、その他特定の資産の取得又は改良に充てるため、理事会の承認を得て保有する資金

(3)　その他固定資産

基本財産及び特定資産以外の資産で、耐用年数が 1 年以上で、かつ、取得価額が 10 万円以上の資産

（固定資産の取得価額）

第 30 条　固定資産の取得価額は、次の各号による。

(1)　購入により取得した資産は、公正な取引に基づく購入価額にその付帯費用を加えた額

(2)　自己建設又は製作により取得した資産は、建設又は製作に要した費用の額

(3)　交換により取得した資産は、交換に対して提供した資産の帳簿価額

(4)　贈与により取得した資産は、その資産の取得時の公正な評価額

（固定資産の購入）

第 31 条　固定資産の購入は、稟議書に見積書を添付して、事前に起案者から経理責任者に提出しなければならない。

２　前項の稟議書については、代表理事の決裁を受けなければならない。

（有形固定資産の改良と修繕）

第 32 条　有形固定資産の性能を向上し、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算するものとする。

２　有形固定資産の原状に回復するために要した金額は、修繕費とする。

（固定資産の管理）

第 33 条　固定資産の業務担当者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。

２　有形固定資産に移動及び毀損、滅失があった場合は、固定資産の業務担当者は、経理責任者に通知、し帳簿の整備を行わなければならない。

（固定資産の登記･付保）

第 34 条　不動産登記を必要とする固定資産は、取得後遅滞なく登記しなければならない。また、火災等により損害を受けるおそれのある固定資産については、適正な価額の損害保険を付し、付保状況を固定資産台帳に記録しなければならない。

（固定資産の売却、担保の提供）

第 35 条　固定資産を売却するときは、定款の規定による評議員会又は理事会の承認が必要なものはその承認を経て、経理責任者は、稟議書に売却先、売却見込代金、その他必要事項を記載の上、代表理事の決裁を受けなければならない。

２　固定資産を借入金等の担保に供する場合は、前項の定めに準ずるものとする。

（固定資産の貸与）

第 36 条　固定資産は、適正な対価なくして貸与してはならない。ただし、特に必要があるときは、理事会の承認を得た上で、無償貸与することができる。

（減価償却）
第 37 条　固定資産の減価償却については、毎会計年度末に定額法によりこれを行う。
２　定額法により毎会計年度末に行われた減価償却費は、直接法により処理するものとする。
３　減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定めるところによる。
（現物の照合）
第 38 条　固定資産の管理責任者は、常に良好な状態において管理し、各会計年度 1 回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない。

第 7 章　決算

（決算の目的）
第 39 条　決算は、一会計期間の会計記録を整理し、事業活動の成果を計算するとともに、収支状況、財産の増減状況及び各会計期間末日の財政状態を明らかにすることを目的とする。
（月次決算）
第 40 条　経理責任者は、毎月末に会計記録を整理し、次の計算書類を作成しなければならない。
(1)　合計残高試算表
(2)　正味財産増減計算書
(3)　貸借対照表
２　前項の計算書類は、理事会から求められた場合、速やかに提出しなければならない。
３　理事及び監事は、第 1 項の計算書類をいつでも閲覧することができる。
（決算整理事項）
第 41 条　年度決算においては、通常の月次決算のほか、少なくとも次の事項について計算を行うものとする。
(1)　減価償却費の計上
(2)　棚卸資産の計上
(3)　未収金、未払金、立替金、預り金、前払金、仮払金、前受金の計上と残高の適否の確認
(4)　有価証券の時価評価による損益の計上
(5)　各種引当金の計上
(6)　流動資産、固定資産の実在性の確認、評価の適否
(7)　負債の実在性と簿外負債のないことの確認
(8)　公益認定法による行政庁への提出が必要な内訳表の作成
(9)　その他必要とされる事項の確認
（重要な会計方針）
第 42 条　当財団の重要な会計方針は、次のとおりとする。
(1)　有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券及び投資有価証券･･･時価のあるものは、期末日の市場価額等に基づく時価法（売却原価は、移動平均法により算定）を採用する。時価のないものは、移動平均法による原価法を採用する。
(2)　棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品：最終仕入原価法を採用する。
(3)　固定資産の減価償却の方法
有形固定資産及び無形固定資産･･･定額法による。
(4)　費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込処理による。
（決算実施要領）
第 43 条　経理責任者は、決算業務実施マニュアル等の文書で決算整理、決算日程、決算手続等を定め、業務担当者の業務が円滑かつ正確に遂行できるよう努めなければならない。
（財務諸表等）
第 44 条　経理責任者は、年度決算に必要な手続を行い、次に掲げる財務諸表等を作成し、代表理事

に提出しなければならない。
(1)　貸借対照表
(2)　正味財産増減計算書
(3)　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
(4)　財産目録
（財務諸表等の確定）
第 45 条　代表理事は、前条の財務諸表等について、事業報告とともに監事の監査を受けた後、監事の意見を添えて理事会へ提出し、その承認を経た上で、評議員会において承認を得て決算を確定する。
（その他の必要とされる書類）
第 46 条　経理責任者は、第 44 条の財務諸表等の外、次に掲げる書類を作成し、代表理事に提出しなければならない。
(1)　正味財産増減計算書内訳表
(2)　収支相償の計算書
(3)　公益目的事業比率の計算書
(4)　遊休財産額の計算書
(5)　公益目的取得財産残額の計算書
２　第 44 条の財務諸表等及び前項の財務書類等は、確定後速やかに行政庁へ提出しなければならない。
（情報公開）
第 47 条　この法人の財務書類については、確定後速やかにホームページ等に記載するとともに、事務所に備え置かなければならない。
（税務申告及び納税）
第 48 条　経理責任者は、確定した決算に基づき国税、地方税について、それぞれ申告書を作成し、所定の期日までに申告・納付しなければならない。

第８章　業務委託

（委託の範囲）
第 49 条　経理責任者は、第２条に定めるこの法人の経理業務の一部又は全部を外部に委託することができる。
（委託業務の管理）
第 50 条　経理責任者は、前条に規定する委託を行う場合は、業務受託者との間に次の各号を遵守する旨を記載した委託契約を交わすものとする。
(1)　委託業務遂行上知り得た情報について、その秘密を保持し、また委託事項以外に使用し、複製し及び複写してはならないこと。
(2)　第三者への再委託を禁止すること。
(3)　委託業務終了後の資料の返却及び受託者の保有する記録媒体上の情報を消去すること。
(4)　業務遂行状況に関する適宜報告を義務付けること。
(5)　事故が発生した場合の委託者への通知を義務付けること。

第９章　その他

（細則）
第 51 条　代表理事は、この規程の実施に関して、必要に応じて細則を定めることができる。
２　この規程及び前項の細則に定めのない会計処理については、経理責任者の決裁を得て行う。
（規程の改廃）
第 52 条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

この規程は、2019 年 8 月 28 日から施行し、2019 年 4 月 1 日から適用する。なお、平成 30 年 5 月 23 日制定の経理規程は、廃止する。（2019 年 8 月 28 日理事会決議）

別表（第８条関係）

１　貸借対照表に係る勘定科目は、以下のとおりとする。

なお、会計処理に当たって下記の科目を細分した補助科目を設定することができる。

また、決算を行った結果、下記の科目で整理することが適当でない項目がある場合には、適宜科目を追加しなければならない。

資産の部			
	流動資産		
			現金預金
			貯蔵品
			立替金
			前払費用
			仮払金
			未収入金
			未収消費税等
	固定資産		
		基本財産	
			定期預金
		特定資産	
			現金預金
			未収入金
		その他の固定資産	
			敷金
負債の部			
	流動負債		
			未払金
			前受金
			預り金
			仮受金
			未払法人税等
			未払消費税等
	固定負債		
正味財産の部			
	指定正味財産		
			地方公共団体補助金
			民間補助金
			寄付金
			（うち基本財産への充当額）
			（うち特定資産への充当額）
	一般正味財産		
			（うち基本財産への充当額）
			（うち特定資産への充当額）

２　正味財産増減計算書に係る勘定科目は、以下のとおりとする。

なお、下記の科目で整理することが適当でない項目が発生した場合には、適宜科目を追加しなければならない。

一般正味財産増減の部			
経常増減の部			
経常収益			
	基本財産運用益		
			基本財産受取利息
	特定資産運用益		
			特定資産受取利息
	受取会費		
			賛助会員受取会費
	受取寄付金		
		受取寄付金	受取寄付金
		受取寄付金振替額	
	受取補助金等	受取補助金等	
			受取地方公共団体補助金
			受取民間助成金
	事業収益	事業収益	
	雑収益		
		受取利息	
		雑収益	
経常費用			
	事業費		
		役員報酬	
		給与手当	
		法定福利費	
		通勤費	
		福利厚生費	
		旅費交通費	
		通信運搬費	
		消耗品費	
		印刷製本費	
		水道光熱費	
		賃借料	
		保険料	
		諸謝金	
		租税公課	
		研修費	
		支払負担金	
		支払手数料	
		支払助成金	
		委託費	
		雑費	
	管理費		
		役員報酬	

		給与手当	
		法定福利費	
		通勤費	
		福利厚生費	
		旅費交通費	
		通信運搬費	
		消耗品費	
		印刷製本費	
		水道光熱費	
		賃借料	
		保険料	
		諸謝金	
		租税公課	
		支払負担金	
		支払手数料	
		支払寄付金	
		諸会費	
		委託費	
		雑費	
経常外増減の部			
経常外収益			
経常外費用			
指定正味財産増減の部			
	受取補助金等		
		受取地方公共団体補助金	
		受取民間助成金	
	受取寄付金	受取寄付金	
	一般正味財産への振替額		

公益財団法人あいちコミュニティ財団　評議員会運営規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、公益財団法人あいちコミュニティ財団（以下「この法人」という。）定款第24条の規定に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（構成及び出席）

第２条　評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

２　監事は、評議員会に出席し、意見を述べるものとする。

第２章　評議員会の種類及び招集

（評議員会の種類）

第３条　評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の２種とする。

２　定時評議員会は、毎事業年度終了後３か月以内に開催するものとし、代表理事がこれを招集する。

３　臨時評議員会は、必要があるときは、いつでも開催するものとし、代表理事がこれを招集する。

４　前項にかかわらず、代表理事は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

（招集の手続）

第４条　評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

(1)　評議員会の日時、場所、目的である事項

(2)　次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要

イ　役員等の選任

ロ　役員等の報酬等

ハ　事業の全部の譲渡

ニ　定款の変更

ホ　合併

（招集の通知）

第５条　代表理事は、評議員会の開催日の７日前までに、評議員に対して、書面又は電磁的方法によりその通知をしなければならない。

２　前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載し、又は記録する。

（招集手続の省略）

第６条　前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく開催することができる。

２　前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

第３章　評議員会の議事

（議長）

第７条　評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（評議員提案権）

第８条　評議員が、理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の２週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

２　評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

（招集手続等に関する検査役の選任）

第９条　この法人又は評議員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」

という。)第 187 条の規定に基づき、評議員会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該評議員会に先立ち、名古屋地方裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

（評議員会の運営）

第 10 条　評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

２　議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

３　議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

（評議員会の決議事項）

第 11 条 評議員会は、一般法人法及び定款に定める次の事項を決議する。

(1)　評議員の選任並びに理事及び監事の選任又は解任

(2)　各事業年度の事業報告の承認

(3)　貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認

(4)　定款の変更

(5)　役員の報酬並びに費用に関する規程の改廃

(6)　定款第 31 条第１項に定める、常勤役員に支給する報酬の総額

(7)　事業の全部又は一部の譲渡

(8)　残余財産の帰属先の決定

(9)　基本財産の処分又は除外の承認

(10)　その他一般法人法及び定款に定める事項

２　前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。ただし、当該評議員会において、その延期又は続行について決議することを妨げない。

（決議）

第 12 条　評議員会の議事は、決議に加わることができる評議員現在数の過半数が出席し、その過半数をもって決する。この場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　役員の責任の一部免除

(3)　定款の変更。ただし、一般法人法第 200 条第１項ただし書に基づき、定款第３条に定めるこの法人の目的及び定款第 12 条に定める評議員の選任及び解任に係る規定については、評議員会の決議によって変更することができない。

(4)　事業の全部又は一部の譲渡

(5)　基本財産の処分又は除外の承認

(6)　合併

３　前２項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、決議に加わることができない。

（決議の省略）

第 13 条　理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、定款第 22 条の規定に基づき、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすものとする。

２　前項の電磁的記録とは、一般法人法施行規則第 89 条に定めるものとする。

３　第１項の規定により評議員会の決議があったものとみなす場合には、その手続は、第８条及び第 13 条の規定にかかわらず、評議員会の目的である事項について提案することを決議した理事会において定めるものとする。

４　第１項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなす。

（評議員会への報告事項）
第 14 条　理事は、一般法人法及び定款に定める事項について、評議員会へ報告するものとする。
２　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。
（理事等の説明義務）
第 15 条　理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りではない。
（監事等の選任等についての意見の陳述）
第 16 条　監事は、一般法人法第 197 条が準用する同法第 74 条第１項に基づき、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
２　監事を辞任した者は、一般法人法第 197 条が準用する同法第 74 条第２項に基づき、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
３　理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨及び第６条第１項第１号に掲げる事項を通知しなければならない。
（議事録）
第 17 条　評議員会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。
２　議事録には、別表に掲げる事項を記載しなければならない。
（議事録の配布）
第 18 条　議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第４章　事務局

（事務局）
第 19 条　評議員会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

第５章　雑則

（規則の改廃）
第 20 条　この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附　則

この規則は、2019 年 9 月 5 日から施行する。（2019 年 9 月 5 日評議員会決議）

別表
議事録記載事項

Ⅰ　通常の評議員会
1　開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法） 2　議事の経過の要領及びその結果 3　決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名 4　次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 イ　監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき。 ロ　監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき。 ハ　監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき。 ニ　監事が監事の報酬等について意見を述べたとき。 5　評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称 6　評議員会の議長が存するときは、議長の氏名 7　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
Ⅱ　定款第 22 条の規定に基づく決議の省略の方法による評議員会
1　評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容 2　上記１の事項を提案した理事の氏名 3　評議員会の決議があったものとみなされた日 4　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

あいちコミュニティ財団

文書管理規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人あいちコミュニティ財団（以下、「この法人」という。）を定め、事務を正確かつ効率的に処理することを目的とする。

（文書の定義）

第２条　この規程において、文書とは図書類を除く業務上取扱うすべての文書をいう。

（事務処理の原則）

第３条　この法人の事務は、原則として文書により処理するものとする。

２　文書によらないで処理した場合、必要に応じて直ちに文書を作成し、事後に支障のないようにしなければならない。

（取扱いの原則）

第４条　文書の取扱いは、責任を明らかにして正確かつ迅速に行うとともに、常に整理し、その所在を明らかにしておかなければならない。

（文書管理担当者）

第５条　文書の受付、配布、回付または整理保存等を行わせるため、文書管理担当者を置く。

２　文書管理担当者は、事務局長が任免する。

（決裁手続き）

第６条　文書の起案は、各職員が行うものとする。

２　金銭の授受が伴う文書は、事務局長または担当理事の職務権限によって決裁を受けるものとする。ただし公共料金などルーティーンのものはその限りでない。決済における職務権限は以下の通り。

20 万円未満：事務局長決済

20～50 万円：代表理事決済（20 万円以上は相見積もりが必要）

50 万円以上：総務担当理事決済

決裁を受けた文書は決裁ファイルで保管し、文書管理担当者が決裁番号を採番する。

（受発注手続き）

第７条　この法人が契約相手と交わした契約書は、受発注番号を採番し、契約書ファイルに保管する。

第８条　この法人が契約に基づき発行する請求書は、受注番号を記した控えを請求書ファイルに保管する。

第９条　この法人が契約に基づき受領した請求書は、適正な経理処理を経たのち会計書類ファイルに保管する。

（整理及び保管）

第１０条　文書の整理保管は、原則として当該文書の担当部署において行う。

２　文書の保管期間は当該文書の処理が完了した事業年度の末日までとする。

（保存期間）

第１１条　文書の保存期間は、別表１の文書保存期間基準表による。ただし、関係法規により保存年限が定められている文書は、当該法規による。

２　前項の保存期間は、処理を終えた年度の翌年度から起算する。

（廃棄）

第１２条　保存期間を経過した文書は廃棄する。ただし、代表理事が引き続き保存する必要があると認めたものはこの限りではない。

（規程の改廃）

第１３条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

１．この規程は、2017 年 5 月 30 日から施行する。

文書保管基準表

・総勘定元帳：10 年
・仕訳日記帳：7 年
・給与支払い明細表：7 年
・書籍在庫管理表：7 年
・その他会計書類：2 年

・貸借対照表、正味財産増減計算書およびこれらの付属明細書並びに財産目録：10 年
・事業報告書：7 年
・役員報酬または職員給与に関する規定：7 年
・収益の明細およびその他：7 年
・寄付者名簿：7 年
・役員名簿：7 年
・評議員、役員および監事就任承諾書：7 年
・資産の譲渡等に関する事項：7 年
・その他官庁届け出：2 年

・契約書：7 年
・採択事業に取り組むにあたっての宣言書：5 年
・助成金交付申請書：5 年
・選考委員就任承諾書：5 年
・委託事業関連書類：5 年
・ボランティア活動に関する誓約書：5 年
・ボランティア活動保険加入申込書兼保険料受領証：2 年
・その他事業関連書類：2 年

・人事・採用関係書類：5 年

2017 年 5 月 30 日理事会承認

公益財団法人あいちコミュニティ財団　倫理規程

当財団は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、その普及・定着を図ることとした。

当財団のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めるものとする。

（組織の使命及び社会的責任）

第１条　当財団は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に応える事業運営に当たるものとする。

（社会的信用の維持）

第２条　当財団は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

（法令等の遵守）

第３条　当財団は、関連法令及び当財団の定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営するものとする。

（私的利益の禁止）

第４条　当財団の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第５条　当財団の役職員は、その職務の執行に際し、当財団との利益相反が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他当財団が定める所定の手続きに従うものとする。

（情報開示及び説明責任）

第６条　当財団は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、発起人（設立寄付者）、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第７条　当財団は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮するものとする。

（研鑽）

第８条　当財団の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めるものとする。

（規程順守の監視）

第９条　当財団は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視する。

（改廃）

第１０条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

この規程は、当法人の公益認定の日から施行する。

公益財団法人あいちコミュニティ財団　役員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益財団法人あいちコミュニティ財団（以下「この法人」という。）の定款第 31 条に基づき、役員の報酬等並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、理事及び監事をいう。

(2)　常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を勤務場所とする者をいう。

(3)　報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 13 号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(4)　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　この法人は、第 31 条に基づき、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　常勤役員には、評議員会において定める総額の範囲内において、（別表）「常勤役員報酬表」に基づき定例役員報酬を支給する。

（報酬の額の決定）

第４条　この法人の常勤役員の定例報酬月額は、（別表）「常勤役員報酬表」のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は報酬表のうちから、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。

（報酬の支給日）

第５条　報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月の一定の定まった日に支払うものとする。

（報酬の支給方法）

第６条　報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（通勤費）

第７条　常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

（費用）

第８条　この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

（公表）

第９条　この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、評議員会にて行う。

（補則）

第 11 条　この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附　則

この規程は、2013 年 9 月 25 日から施行する。

（別表）「常勤役員報酬表」（単位：円）

号	月額
1	100,000
2	120,000
3	140,000
4	160,000
5	180,000
6	200,000
7	220,000
8	240,000
9	260,000
10	280,000
11	300,000
12	320,000
13	340,000
14	360,000
15	380,000
16	400,000
17	420,000
18	440,000

号	月額
19	460,000
20	480,000
21	500,000
22	520,000
23	540,000
24	560,000
25	580,000
26	600,000
27	620,000
28	664,000
29	660,000
30	680,000
31	700,000
32	720,000
33	740,000
34	760,000
35	800,000

賃金規程

公益財団法人あいちコミュニティ財団
愛知県名古屋市東区代官町 39-18　日本陶磁器センタービル２F

あいちコミュニティ財団

賃金規程

公益財団法人あいちコミュニティ財団

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、就業規則第３４条（給与）の定めに基づき、職員の賃金に関する事項を定めたものである。

（適用範囲）

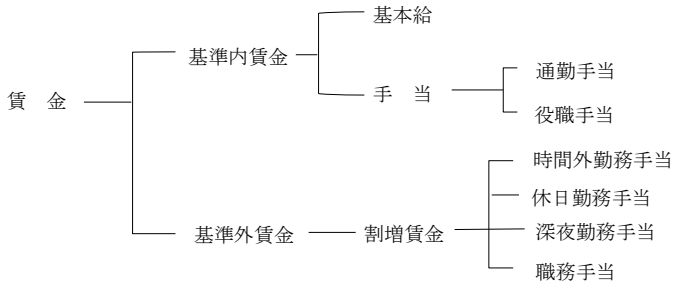
第２条　この規程は、就業規則第２条第２項（職員の定義及び範囲）に定める常勤職員に適用するものとし、非常勤職員については個別の雇用契約に従い定めるものとする。

（賃金の支給範囲）

第３条　賃金とは、職員の労働の代償として支払われるすべてのものをいう。したがって、職員が労働しないときは別段の定めによる場合のほか賃金を支払わない。

（賃金の構成）

第４条　賃金の構成は次のとおりとする。



（賃金の支払方法）

第５条　賃金は本人の指定する金融機関等の口座への振込みにより賃金の支払いを行う。なお、退職予定者については、当財団の判断において、退職日に現金で支払う場合がある。

（賃金の控除）

第６条　次に掲げるものは、賃金から控除する。

（１）源泉所得税及び住民税

（２）健康保険及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分

（３）雇用保険の保険料の被保険者負担分

（４）労使協定により賃金から控除することとしたもの

第2章　　月例給与

第1節　総則

（賃金の計算期間及び支払日）

第７条　賃金は、当月１日から当月３１日までの分について、翌月１０日に支払う。ただし、賃金支払日が休日にあたるときは、その前日に支払う。

２　前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、職員（本人が死亡したときはその者の収入によって生計を維持されていた者）の請求により、賃金支払日以前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

（１）本人の死亡、退職、解雇のとき

（２）本人又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼又は葬儀など臨時の費用に充てるとき

（３）その他特別の事情がある場合であって、財団が必要と認めたとき

（賃金の計算方法）

第８条　賃金計算期間の途中に入職、退職、休職又は復職した場合は、その月の賃金を下記の算式により日割計算して支払う。

$$\frac{\text{基本給＋諸手当}}{\text{１ヵ月平均所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$$

（欠勤等の扱い）

第９条　欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、原則として１日又は１時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。ただし、賃金計算期間の全部を休業した場合は、賃金月額のすべてを支給しないものとする。

（１）遅刻・早退・私用外出等の控除

$$\frac{\text{基本給+諸手当}}{\text{１ヵ月平均所定労働時間}} \times \text{不就労時間数}$$

（２）欠勤控除

$$\frac{\text{基本給+諸手当}}{\text{１ヵ月平均所定労働日数}} \times \text{不就労日数}$$

（休暇休業等の賃金）

第１０条　年次有給休暇及び就業規則第２７条（特別休暇）に定める特別休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

２　次の休暇及び休業期間等は無給とする。
（１）産前産後休業
（２）育児・介護休業期間
（３）育児時間
（４）生理日の措置の日又は時間
（５）母性健康管理のための休暇等の時間
（６）育児介護休暇の時間
（７）公民権行使の時間
（８）就業規則第７条（休職期間）に定める休職期間

３　当財団の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、１日につき平均賃金の６割とする。

第２節　基本給

（基本給）
第１１条　職員に支給する基本給の額は、別表１を基準としながら、本人の職務内容、経験、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に決定する。

（昇給又は降給）
第１２条　昇給又は降給は、毎年４月１日をもって、基本給について行うものとする。ただし、当財団の業績の著しい低下、その他やむを得ない事由による場合は、この限りではない。
２　昇給又は降給の額については、当該職員の勤務年数、業務実績を考慮検討し決定する。
３　昇給又は降給を検討するにあたり、当該職員の勤務年数は、職種を変更した場合は通算されない。

（昇給の上限）
第１３条　基本給の昇給の額は、別表２のとおり上限を設けるものとする。

（臨時改定）
第１４条　臨時改定は、次に該当する者について、その必要のあるものと認めた場合に支給する。
（１）特に功労のあった者（臨時昇給）
（２）他の者と比較して著しく不均衡なとき（臨時改定）

（平均所定労働時間と平均所定労働日数）
第１５条　１ヶ月平均所定労働日数及び１ヶ月平均所定労働時間は、次の通りとする。

$$\text{月平均所定労働日数} = \frac{\text{その年度の年間所定労働日数}}{\text{１２ヶ月}}$$

$$\text{月平均所定労働時間} = \frac{\text{その年度の年間所定労働時間数}}{\text{１２ヶ月}}$$

第３節　手当

（役職手当）

第１６条　役職手当は、一定の管理監督の地位にある場合に、支給する。

（通勤手当）

第１７条　通勤手当は、月額３０，０００円を上限に、実際に通勤に要する額を支給する。ただし、地理的条件等を考慮し、当財団が特に必要と判断した場合は、上限とする金額の範囲内で、実費を超えて支給することがある。

２　通勤手当は公共交通機関の６カ月定期券を原則として、６カ月相当分を一括して支給する。

３　通勤手段として自転車の場合、片道２Km 以上は５０円の手当を支給する。ただし、２Km 未満は支給しない。

（手当の計算方法）

第１８条　第３節に規定する手当は、支給事由が発生した月から、支給事由が消滅した月まで支給するものとする。ただし、賃金計算期間の途中に入職、退職、休職又は復職した場合における当該事由の発生した月の額は、第８条（賃金の計算方法）の定めるところによる。

（異動の届出義務、不正の届出）

第１９条　通勤経路を変更するとき及び通勤距離に変更が生じたときは、速やかに会社に届け出なければならない。

２　前項の届出を怠ったとき、又は不正の届出により通勤手当その他の賃金を不正に受給したときは、その返還を求め、制裁処分を行うことがある。

第３章　　割増賃金

（ 職務手当）

第２０条　職員のうち、営業・企画・研究職等にあたる者については、時間外勤務手当の前払い分として職務手当を支給する。職務手当に相当する法定時間外労働時間数（以下、「職務手当相当時間数」）および金額については、個別の雇用契約書により明示するものとする。

２　実際の法定時間外労働時間が職務手当相当時間数を超えない場合であっても、当該職務手当は全額支給されるものとする。

３　実際の法定時間外労働時間が職務手当相当時間数を超えた場合には、第２２条第１項の計算により、その超過した時間に対して割増賃金を支給する。

コメントの追加 [mm1]: 将来のことを考えると入れておいた方がいいと思う。

コメントの追加 [長谷川2]: 削った方がいい？

コメントの追加 [Wユ3]: 判断しづらい。。。

（時間外・休日・深夜勤務手当）

第２１条　所定労働時間を超えて労働した場合には時間外勤務手当を、以下の計算により支給する。

ただし、第２１条の職務手当支給対象者については、その手当の範囲内において、時間外勤務手当は支給しない。

法定労働時間を超えて労働した場合の時間外勤務手当

$$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{法定時間外労働時間数}$$

法定労働時間の範囲内で労働した場合の時間外勤務手当

$$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.00 \times \text{所定時間外労働時間数}$$

２　所定休日に労働した場合には休日勤務手当を、以下の計算により支給する。

法定外休日に労働した場合の休日勤務手当　（週４０時間を超えた場合）

$$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{法定外休日労働時間数}$$

法定休日に労働した場合の休日勤務手当

$$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{法定休日労働時間数}$$

３　深夜（午後１０時から午前５時までの間）に労働した場合には深夜勤務手当を、以下の計算により支給する。

深夜勤務手当

$$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

４　算定基準賃金とは基準内賃金から通勤手当を除いたものをいう。

５　時間外勤務手当および休日勤務手当は、労働基準法第４１条に定められた管理監督者に該当する者には支給しない。

６　時間外勤務は１分単位で、賃金締め切り期間で集計し、１５分単位で繰り上げて支給する。

第4章　　賞与

第22条　　賞与は、当財団の業績等を勘案し、支給が可能な場合は原則として、夏季及び年度末に支給する。ただし、当財団の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、又は支

給しないことがある。

2　前項の支給の額は、当財団の業績を基として、本人の勤務成績や勤務態度、能力を考慮して各人ごとに決定する。

3　賞与は、将来の労働への意欲向上策としての意味も込めて支給するため、賞与の査定期間に在籍した者でも、賞与支給日当日に在籍していない者には支給しない。

4　賞与は次の各号の一に該当する者には支給しない。

（1）賞与の支給日に在籍しないもの

（2）評価対象期間において、所定労働日数の４割以上休業した者

ただし、年次有給休暇、産前産後休業の休暇、育児休暇、介護休暇または休日扱いとなる休暇、当財団の責めによる休業、及び業務上の負傷または疾病により休業した期間は出勤扱いとする。

（3）評価対象期間において、減給または出勤停止の処分を２回以上受けた者

（4）故意または重大な過失により、当財団に相当の損害を与えた者

附則

1．この規程は、２０１６年4月１日から施行する。

2．この規程の一部を改訂し、２０１７年3月１４日から施行する。

3．この規定の一部を改訂し、２０１８年4月１日から施行する。

4．この規定の一部を改訂し、２０１８年8月１日から施行する。

別表１　賃金

	支払い制	基本給(初任時)
管理職	月給制	月給 200,000 円～250,000 円
企画職	月給制	月給 130,000 円～200,000 円
事務職	時給制	愛知県最低賃金～1,300円

別表２　基本給の昇給の上限

. .	基本給の昇給上限
管理職	初任給を起点とし 600,000 円の加算まで
企画職	初任給を起点とし 400,000 円の加算まで
事務職	時給の上限 2,000 円まで

あいちコミュニティ財団

公益財団法人あいちコミュニティ財団　監事監査規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人あいちコミュニティ財団（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほか、この規程による。

（基本理念）

第２条　監事は、この法人の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

（職能）

第３条　監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し遅滞なく報告しなければならない。

（業務・財産調査権）

第４条　監事は、いつでも、理事及び事務局に対し事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（理事等の協力）

第５条　監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は事務局の責任者はこれに協力するものとする。

第２章　監査の実施

（監査事項）

第６条　監事は、監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

（会議への出席）

第７条　監事は、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べなければならない。

２　監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

３　監事は、第１項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第３章　監事の意見陳述等

（理事会に対する意見陳述義務）

第８条　監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しければならない。

２　監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。

３　監事は、業務の執行に当たりこの法人の業務の適正な運営・合理化等又はこの法人の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べることができる。

（差止請求）

第９条　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これによりこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

（理事の報告）

第 10 条　監事は、理事がこの法人に著しい損害が発生するおそれのある事実を発見したときは、その事実の報告を受けるものとする。

（会計方針等に関する意見）
第 11 条　監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。
２　監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べることができる。
（評議員会への報告）
第 12 条　監事は、評議員会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には評議員会に報告する。
（評議員会における説明義務）
第 13 条　監事は、評議員会において評議員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。
（監事の任免・報酬に関する評議員会における意見陳述）
第 14 条　監事は、その選任及び解任について、評議員会において意見を述べることができる。
（辞任した監事の評議員会における意見陳述）
第 15 条　辞任した監事は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

第４章　監査の報告

（事業報告の監査及び監査報告）
第 16 条　監事は、理事から事業報告書及びその附属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。
２　監事は、事業報告及びその附属明細書の監査を行ったときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）施行規則第 45 条に従い、次に掲げる事項を内容とする監査報告書を作成しなければならない。監事間において異なる意見がある場合には、その監事の意見を記載するものとする。
(1)　監査の方法及びその内容
(2)　事業報告及びその附属明細書が、法令又は定款に従い、この法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
(3)　理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実の有無、及び当該事実があったときは、その事実
(4)　監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
３　前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、監事はこれに署名押印するものとする。
４　監事は、前項の監査報告書を代表理事に提出する。
（計算書類等の監査及び監査報告）
第 17 条　監事は、理事から貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録（以下「計算書類等」という。）を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。
２　監事は、計算書類等の監査を行ったときは、一般法人法施行規則第 36 条第１項に基づき、次に掲げる事項を内容とする監査報告書を作成しなければならない。監事間において異なる意見がある場合には、その監事の意見を記載するものとする。
(1)　監査の方法及びその内容
(2)　計算書類等が、法令又は定款に従い、この法人の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかについての意見
(3)　監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
(4)　以下の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項であると認める場合は、一般法人法施行規則第 36 条第２項に基づき、当該事項を追記情報として記載する。
①　正当な理由による会計方針の変更
②　重要な偶発事象
③　重要な後発事象その他の事項
３　前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、監事はこれに署名押印するものとする。

４　監事は、前項の監査報告書を代表理事に提出する。

第５章　雑則

（監査補助者）

第 18 条　監事は、その職務執行を補助する職員を指名することができる。

２　前項の職員に関する事項については、監事と理事との協議によって定める。

（規程の改廃）

第 19 条　この規程の改廃は、監事全員の合意に基づき、理事会の決議を経て行う。

附　則

この規程は、2019 年 8 月 28 日から施行する。（2019 年 8 月 28 日理事会決議）

履歴事項全部証明書

名古屋市中村区本陣通五丁目６番地１
公益財団法人あいちコミュニティ財団

会社法人等番号	１８００－０５－０１５２７８	
名　称	一般財団法人あいちコミュニティ財団	
	公益財団法人あいちコミュニティ財団	平成２６年　４月　１日変更 平成２６年　４月　１日登記
主たる事務所	名古屋市東区代官町３９－１８	平成２５年　６月　１日移転 平成２５年　６月　４日登記
	名古屋市中村区本陣通五丁目６番地１	令和　２年　１月１４日移転 令和　２年　１月１６日登記
法人の公告方法	電子公告により行う。 ｈｔｔｐ：／／ａｉｃｈｉ－ｃｏｍｍｕｎｉｔｙ．ｊｐ／ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。	
法人成立の年月日	平成２５年４月１日	
目的等	目的 当法人は、愛知県内の地域課題を「見える化」し、その解決に挑む市民公益活動を推進する団体等の認知度を高め、活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することで、市民公益活動団体等の組織基盤を強化し、安心できる地域の未来を創造することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。 １．市民公益活動を行う団体等に仲介・提供するために、必要な資金等の資源を募り、確保する事業 ２．市民公益活動を行う団体等に対し、融資、助成、顕彰等を行う事業 ３．市民公益活動を支援するために、不動産等の資源を活用する事業 ４．前各号に掲げるもののほか、市民公益活動を行う団体等に対し、その経営に必要な資源を提供する事業 ５．市民公益活動を行う団体等及び資源提供者に対するコンサルティング事業 ６．市民公益活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業 ７．市民公益活動を推進するための普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売 ８．前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が市民公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業 ９．その他上記の目的を達成するために必要な事業	

名古屋市中村区本陣通五丁目６番地１
公益財団法人あいちコミュニティ財団

役員に関する事項	評議員　飯　尾　歩	平成２９年　６月１９日重任
		平成２９年　７月　３日登記
	評議員　飯　尾　歩	令和　３年　５月２１日重任
		令和　３年　７月２６日登記
	評議員　岩　原　明　彦	平成２９年　６月１９日重任
		平成２９年　７月　３日登記
	評議員　岩　原　明　彦	令和　３年　５月２１日重任
		令和　３年　７月２６日登記
	評議員　内　輪　博　之	平成２９年　６月１９日就任
		平成２９年　７月　３日登記
	評議員　内　輪　博　之	令和　３年　５月２１日重任
		令和　３年　７月２６日登記
	評議員　栗　田　暢　之	平成２９年　６月１９日就任
		平成２９年　７月　３日登記
	評議員　栗　田　暢　之	令和　３年　５月２１日重任
		令和　３年　７月２６日登記
	評議員　戸　成　司　朗	平成２９年　６月１９日就任
		平成２９年　７月　３日登記
	評議員　戸　成　司　朗	令和　３年　５月２１日重任
		令和　３年　７月２６日登記
	評議員　百　瀬　則　子	平成２９年　６月１９日就任
		平成２９年　７月　３日登記
		令和　２年　４月１３日辞任
		令和　２年　４月２１日登記

名古屋市中村区本陣通五丁目６番地１
公益財団法人あいちコミュニティ財団

	評議員　毛受芳高	平成３０年　６月１３日就任 平成３０年　７月２４日登記
	評議員　毛受芳高	令和　３年　５月２１日重任 令和　３年　７月２６日登記
	評議員　榎田勝利	令和　１年　６月１２日就任 令和　１年１０月　７日登記 令和　３年　５月２１日辞任 令和　３年　７月２６日登記
	評議員　由里宗之	令和　１年　６月１２日就任 令和　１年１０月　７日登記
	評議員　今井朋子	令和　１年　６月１２日就任 令和　１年１０月　７日登記 令和　３年　５月２１日辞任 令和　３年　７月２６日登記
	評議員　星野博	令和　１年　６月１２日就任 令和　１年１０月　７日登記
	評議員　南田あゆみ	令和　１年　６月１２日就任 令和　１年１０月　７日登記
	[redacted] 代表理事　佐藤真琴	令和　１年　６月２５日就任 令和　１年１０月　７日登記 令和　３年　５月２１日退任 令和　３年　７月２６日登記
	[redacted] 代表理事　佐藤真琴	令和　３年　６月　１日就任 令和　３年　７月２６日登記

名古屋市中村区本陣通五丁目６番地１
公益財団法人あいちコミュニティ財団

	理事　戸枝陽基	令和　１年　６月１２日重任
		令和　１年１０月　７日登記
	理事　戸枝陽基	令和　３年　５月２１日重任
		令和　３年　７月２６日登記
	理事　佐藤真琴	令和　１年　６月１２日就任
		令和　１年１０月　７日登記
	理事　佐藤真琴	令和　３年　５月２１日重任
		令和　３年　７月２６日登記
	理事　原田正樹	令和　１年　６月１２日就任
		令和　１年１０月　７日登記
	理事　原田正樹	令和　３年　５月２１日重任
		令和　３年　７月２６日登記
	理事　北村隆幸	令和　１年　６月１２日就任
		令和　１年１０月　７日登記
	理事　北村隆幸	令和　３年　５月２１日重任
		令和　３年　７月２６日登記
	理事　山元梢	令和　１年　６月１２日就任
		令和　１年１０月　７日登記
	理事　山元梢	令和　３年　５月２１日重任
		令和　３年　７月２６日登記
	監事　川口創	平成２９年　６月１９日重任
		平成２９年　７月　３日登記
	監事　川口創	令和　３年　５月２１日重任
		令和　３年　７月２６日登記

整理番号　ミ２７９５８１　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

名古屋市中村区本陣通五丁目６番地１
公益財団法人あいちコミュニティ財団

	監事　　鳥　居　翼	平成２９年　６月１９日就任
		平成２９年　７月　３日登記
	監事　　鳥　居　翼	令和　３年　５月２１日重任
		令和　３年　７月２６日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９８条において準用する同法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。	
登記記録に関する事項	設立 平成２５年　４月　１日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（名古屋法務局管轄）
令和　５年１２月　５日
名古屋法務局半田支局
登記官　　坂　田　寿　典

整理番号　ミ２７９５８１　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

令和3年6月30日

愛知県知事

大村秀章　　殿

法人の名称　公益財団法人あいちコミュニティ財団

代表者の氏名 佐藤　真琴

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２２条第１項の規定により、提出します。

記

１.財産目録

２.役員等名簿

３.理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

４.社員名簿

５.一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１２９条第１項（同法第１９９条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等

６.キャッシュ・フロー計算書
なし

７.公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 第２８条第１項第２号に掲げる書類

８.公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第３８条第１項第２号及び第３号に掲げる書類

９.滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書

イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）



事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和3年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

役員等名簿

1. 評議員（公益財団法人の場合のみ）

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤	住所		
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等
イイオ	アユム	飯尾	歩	非常勤	[redacted]		
イワハラ	アキヒコ	岩原	明彦	非常勤			
エノキダ	カツトシ	榎田	勝利	非常勤			
ユリ	ムネユキ	由里	宗之	非常勤			
トナリ	シロウ	戸成	司朗	非常勤			
ウチワ	ヒロユキ	内輪	博之	非常勤			
クリタ	ノブユキ	栗田	暢之	非常勤			
イマイ	トモコ	今井	朋子	非常勤			
ホシノ	ヒロシ	星野	博之	非常勤			
メンジョウ	ヨシタカ	毛受	芳高	非常勤			
ミナミダ	アユミ	南田	あゆみ	非常勤			

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤	住所			代表理事
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等	
トエダ	ヒロモト	戸枝	陽基	非常勤	[redacted]			
サトウ	マコト	佐藤	真琴	非常勤				レ
ハラダ	マサキ	原田	正樹	非常勤				
キタムラ	タカユキ	北村	隆幸	非常勤				
ヤマモト	コズエ	山元	梢	非常勤				

3. 監事

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤	住所		
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等
カワグチ	ハジメ	川口	創	非常勤	[redacted]		
トリイ	ツバサ	鳥居	翼	非常勤			

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和3年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

役員等名簿

1. 評議員（公益財団法人の場合のみ）

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤
イイオ	アユム	飯尾	歩	非常勤
イワハラ	アキヒコ	岩原	明彦	非常勤
エノキダ	カツトシ	榎田	勝利	非常勤
ユリ	ムネユキ	由里	宗之	非常勤
トナリ	シロウ	戸成	司朗	非常勤
ウチワ	ヒロユキ	内輪	博之	非常勤
クリタ	ノブユキ	栗田	暢之	非常勤
イマイ	トモコ	今井	朋子	非常勤
ホシノ	ヒロシ	星野	博之	非常勤
メンジョウ	ヨシタカ	毛受	芳高	非常勤
ミナミダ	アユミ	南田	あゆみ	非常勤

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤	代表理事
トエダ	ヒロモト	戸枝	陽基	非常勤	
サトウ	マコト	佐藤	真琴	非常勤	レ
ハラダ	マサキ	原田	正樹	非常勤	
キタムラ	タカユキ	北村	隆幸	非常勤	
ヤマモト	コズエ	山元	梢	非常勤	

3. 監事

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤
カワグチ	ハジメ	川口	朝	非常勤
トリイ	ツバサ	鳥居	翼	非常勤

公益財団法人あいちコミュニティ財団　役員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益財団法人あいちコミュニティ財団（以下「この法人」という。）の定款第 31 条に基づき、役員の報酬等並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、理事及び監事をいう。

(2)　常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を勤務場所とする者をいう。

(3)　報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 13 号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(4)　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　この法人は、第 31 条に基づき、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　常勤役員には、評議員会において定める総額の範囲内において、（別表）「常勤役員報酬表」に基づき定例役員報酬を支給する。

（報酬の額の決定）

第４条　この法人の常勤役員の定例報酬月額は、（別表）「常勤役員報酬表」のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は報酬表のうちから、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。

（報酬の支給日）

第５条　報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月の一定の定まった日に支払うものとする。

（報酬の支給方法）

第６条　報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（通勤費）

第７条　常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

（費用）

第８条　この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

（公表）

第９条　この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、評議員会にて行う。

（補則）

第 11 条　この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附　則

この規程は、2013 年９月 25 日から施行する。

（別表）「常勤役員報酬表」（単位：円）

号	月額
1	100,000
2	120,000
3	140,000
4	160,000
5	180,000
6	200,000
7	220,000
8	240,000
9	260,000
10	280,000
11	300,000
12	320,000
13	340,000
14	360,000
15	380,000
16	400,000
17	420,000
18	440,000

号	月額
19	460,000
20	480,000
21	500,000
22	520,000
23	540,000
24	560,000
25	580,000
26	600,000
27	620,000
28	664,000
29	660,000
30	680,000
31	700,000
32	720,000
33	740,000
34	760,000
35	800,000

[redacted]

イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）

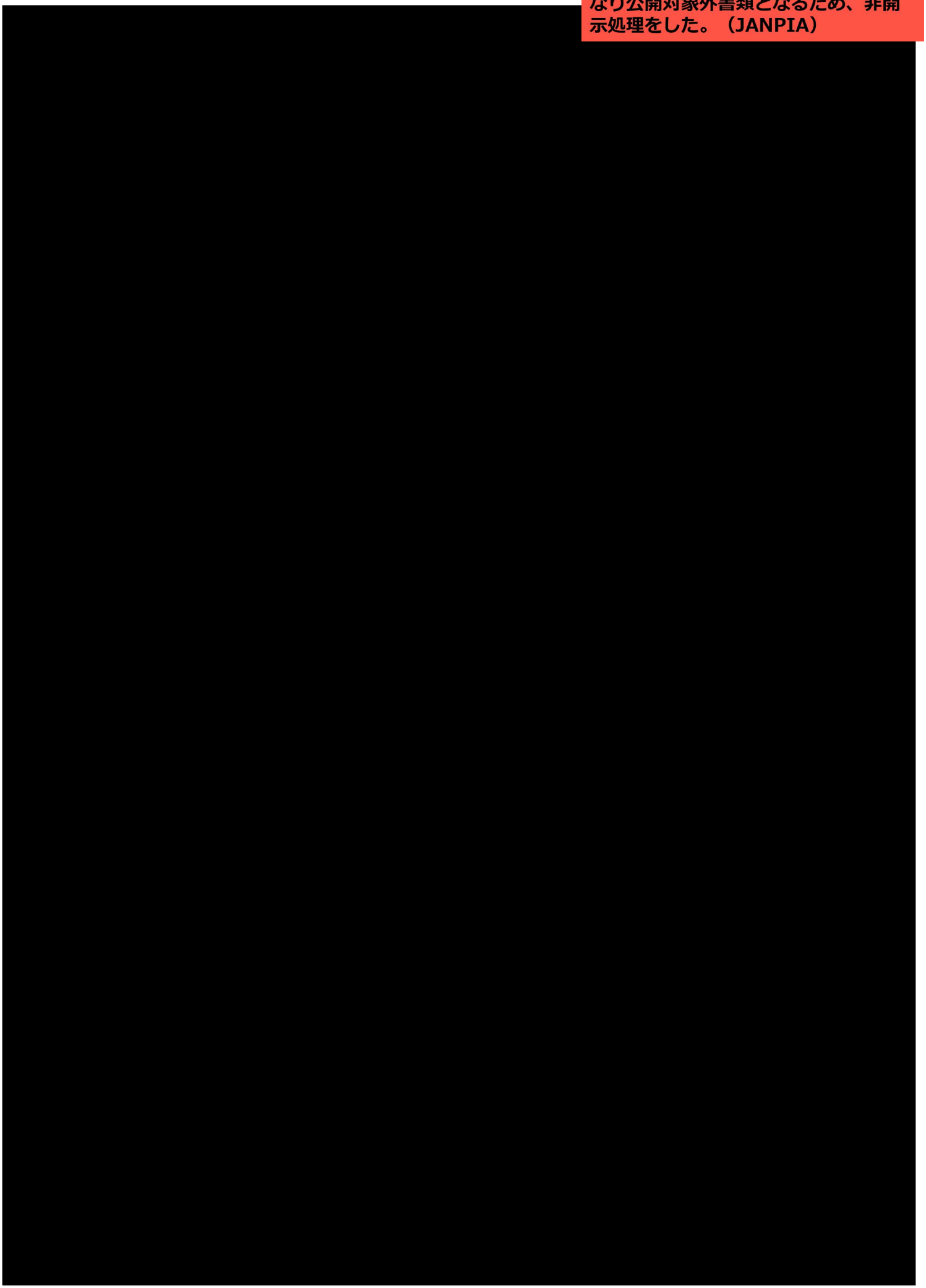
[redacted]

イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）



イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）

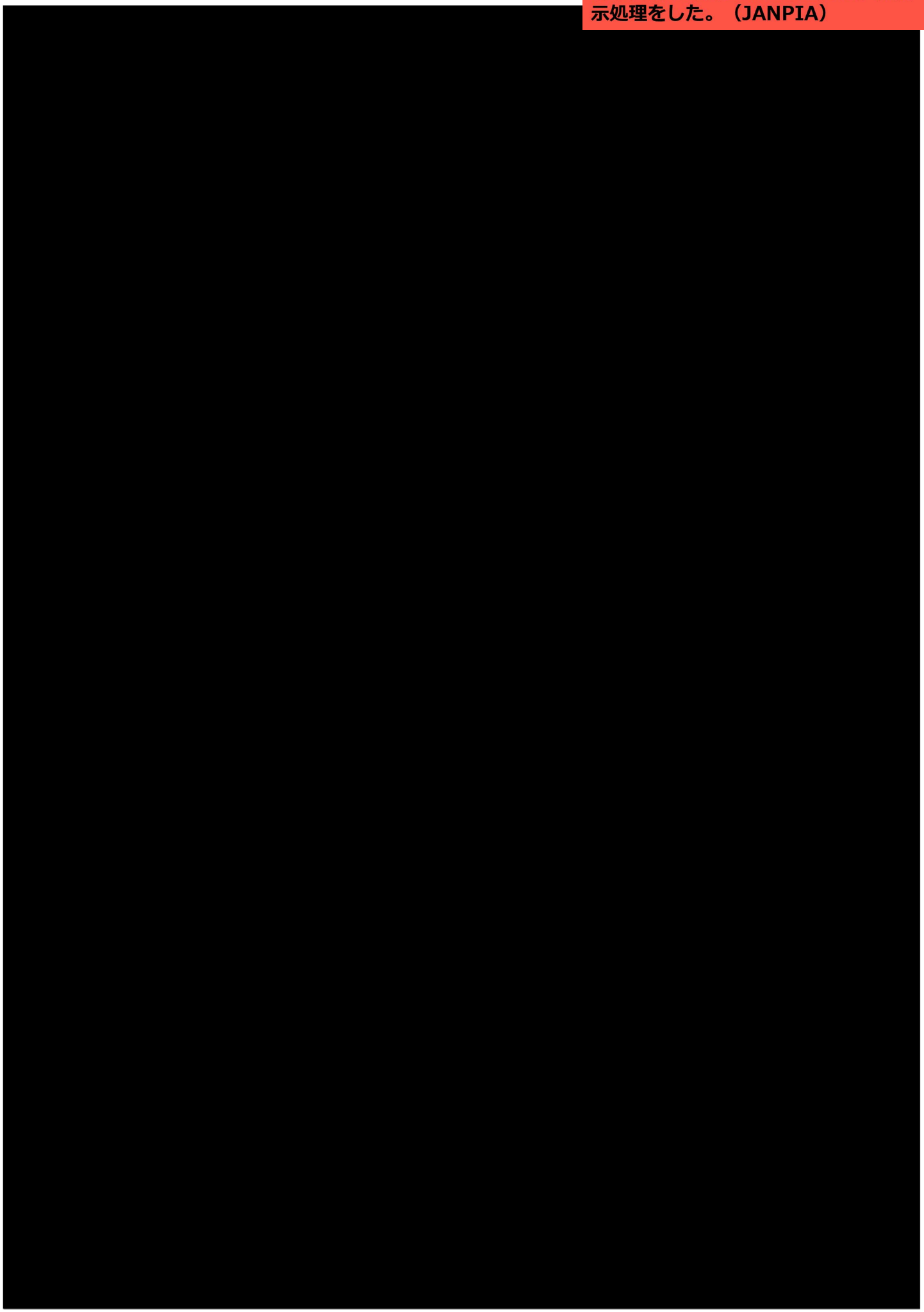
イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）





イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）

イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）





イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）

公益財団法人あいちコミュニティ財団
2020年度事業報告書

【1】当年度の概要

4月に緊急事態宣言が発令され、コロナ過で2020年度のスタートを切ることになりましたが、「とよしまつもと基金」事業を実施するため、企画力のある若手人材を、SNSなどを活用して探すとともに、持続化給付金を申請し、財源確保を図り、また人件費等の経費削減に取り組みました。体制整備や事務局の再構築に注力したため、またコロナの影響もあり、「とよしまつもと基金」事業は実施せず来年度に延期することになりました。

当年度に実施することができた事業の結果は、次のとおりです。

当年度の公益目的事業に関連する寄付金額は43,775円で賛助会費としての受取会費は253,000円です。

支援プログラムについては、株式会社デンソーから受託した2つのプログラムの中間発表会をzoomにて行いました。

情報の発信・提供については、「あいちコミュニティ財団事業報告書2019」を発行し、2019年度に実施した助成事業及び協働事業の成果の情報発信・共有を図りました。

【2】組織運営に関する事項

1　概要

当年度は、社会福祉法人むそうと出向契約を結び、企画、運営、経理と1名ずつの人材を確保し、責任体制が担保される事務局を構築しました。

また、12名の評議員のうち1名が辞任し、評議員11名による新体制が発足しました。

2　評議員会の開催状況

評議員総数：4月13日まで12名、4月14日から3月31日まで11名。

開催日	出席	審議事項	報告事項
6月2日	評議員8名 理事4名 監事1名	・2019年度事業報告及び決算	・2020年度事業計画及び予算

3　理事会の開催状況

理事総数：　4月1日から5名。

監事総数：　4月1日から2名。

開催日	出席	審議事項	報告事項
5月25日	理事5名 監事1名	・2019年度事業報告 ・2019年度決算 ・定款の変更について ・評議員会の日時及び場所並びに目的である事項	
1月21日	理事5名 監事2名	・監査報告について ・2020年度収支予算の補正	

3月22日	理事4名 監事2名	・2021年度事業計画 ・2021年度収支予算	

【3】事業に関する事項

前年度に引き続き、市民公益活動団体等の組織基盤を強化し、安心できる地域の未来を創造することを目的として、以下の事業を行いました。

1　公益目的事業

（1）市民公益活動を行う団体等に仲介・提供するために、必要な資金等の資源を募り、確保する事業

ア　「事業」への寄付募集

市民公益活動団体からの事業計画を公開し、賛同者を募る事業ですが、本年度は実施しませんでした。

イ　「テーマ」への寄付募集（寄付総額42,775円）

「あいち・なごや・つながる基金」の賛同者を募り、寄付の受入れを行いました

ウ　「賛助会員」の募集（受取会費総額249,000円）

前年度に引き続き、当財団の目的に賛同し、事業運営にご協力いただく「賛助会員」を募集しました。本年度の賛助会員数は20名でした。

エ　法人運営への寄付募集

上記の寄付及び賛助会員の募集のほかにも、当財団の運営へご協力くださる方の寄付を受け入れましたが今年度の寄付はありませんでした。

（2）市民公益活動を行う団体等に対し、助成等を行う事業

ア　事業指定プログラム「ミエルカ」

市民公益活動団体からの事業計画を公開し、資金を仲介する事業ですが、本年度は実施しませんでした。

イ　テーマ提案プログラム「エンタク」

マルチステークホルダーによる提案で基金を設置し、賛同者を募る事業。ですが本年度は実施しませんでした。

ウ　冠プログラム「カンムリ」

企業等の寄付による基金を設置する事業ですが、本年度は実施しませんでした。

（3）市民公益活動を支援するために、不動産等の資源を活用する事業

「特定寄付信託」等の開発・販売と「遺贈寄付相談センター」の運営ですが、本年度は実施しませんでした。

（4）前各号に掲げるもののほか、市民公益活動を行う団体等に対し、その経営に必要な資源を提供する事業

ア　「セミナー」「ワークショップ」等の開催

市民公益活動を行う団体等の経営に資する情報・ノウハウ等を提供するため、参加者を公募してセミナー、ワークショップ等を開催するものですが、本年度は実施しませんでした。

イ　支援プログラムの実施

デンソープロボノプログラムの企画・運営（第3期：支援先3団体、第4期：支援先4団体）

2016年度から始まった株式会社デンソーの「デンソープロボノプログラム」の企画・運営を引き続き受託しました。

デンソープロボノプログラムは、「『課題解決』を仕事の定義とする株式会社デンソーの『デンソー流仕事の進め方』で、NPOの課題解決力の向上」を目指すプログラムです。

2019年度の第4期プロボノプログラムの、成果報告会をZoomにて8月に開催しました。

【プロボノ支援事業】　※　人数はプロボノプログラム参加社員数

株式会社PEER（代表取締役　佐藤真琴）　6名

学校や企業へのがん教育プログラムのパッケージ作成

社会福祉法人むそう（理事長　戸枝陽基）　8名

① カフェのメニューの企画（事業所ほわわ、事業所ケーズピット）

② 施設の里山スペースの活用（久遠チョコレート名古屋藤巻店）

NPO法人せき・まちづくりNPOぶうめらん（代表理事　北村隆幸）　5名

上之保地区における全住民アンケート分析のテンプレートづくり

株式会社イノベイティブ・デザインキュー・NPO法人外国人就労支援センター

（株式会社代表取締役、NPO法人理事　山元悟）　7名

① 多様性や生態系を企業やコミュニティに実装するためのシステム構築とその体系化（デイサービス「笑々」（にこにこ））

② 自然環境とテクノロジーの融合による、次世代の自然環境に対する考察、ならびに、里山経済圏におけるテクノロジーの導入による暮らしの効率化に関する実験研究（いるかビレッジ・プロジェクト）

（5）市民公益活動を行う団体等及び資源提供者に対するコンサルティング事業

ア　「フレンドレイザー」等の募集・育成

「フレンドレイザー」は、「（2）ア　事業指定プログラム『ミエルカ』」において、NPOの“志金”調達を応援するボランティアスタッフですが、本年度は事業がありませんでした。

イ　課題の深掘りをサポートするボランティア「モグラー」等の募集・育成

「モグラー」は、「（2）イ　テーマ提案プログラム『エンタク』」で助成対象団体が行う調査事業において、団体による課題の深掘りをサポートするボランティアスタッフですが本年度は事業がありませんでした。

ウ　助成事業の成果を伝えるボランティア「ツムギスト」の募集・育成

「ツムギスト」は、助成事業の成果を伝えるボランティアですが、本年度は事業がありませんでした。

エ　寄付つき商品の開発・紹介に取り組むボランティアスタッフ「ママボノ&パパボノ」の募集・育成

「ママボノ&パパボノ」は、「あいち“志金”マルシェ化計画」参加法人の寄付つき商品開発を支援するボランティアですが、本年度は事業がありませんでした。

オ　他団体との連携

本年度は事業がありませんでした

（6）市民公益活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業

ア　「ワガコトサロン」の実施

「ワガコトサロン」は、「あいちの課題を『我が事』としてとらえ、明日からのアクションを考えよう！」という理念のもと、県内外でリーダーシップを発揮するゲストに話題提供いただくとともに、参加者同士が交流する場ですが、本年度は開催しませんでした。

イ　「年次報告書」の発行

2019年度に実施した助成事業及び協働事業の成果、について情報発信・共有するため、「あいちコミュニティ財団事業報告書2019」を2021年1月に発行し、寄付者に郵送しました。

（7）市民公益活動を推進するための普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売

市民公益活動を推進するための情報等の普及・啓発を図るべく、物品・出版物等の販売を行なうものですが、本年度の販売はありませんでした。

（8）前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が市民公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業

本年度は事業を実施しませんでした。

【4】附属明細書

2020年度の事業報告書については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定される「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書は作成しておりません。

監査報告書

公益財団法人あいちコミュニティ財団
代表理事　佐藤　真琴　殿

私たち監事は、公益財団法人あいちコミュニティ財団定款第28条及び関連法令に基づき、公益財団法人あいちコミュニティ財団の2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度における理事の職務の執行を監査した。その方法及び結果につき以下の通り報告する。

1．　監査の方法及びその内容

（1）　理事の職務の執行及び事業報告等の監査
私たち監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集と監査の環境の整備を図るとともに、理事会及びその他の重要な会議に出席し、理事及び使用人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、関係書類を閲覧する等必要と認められる監査手続を実施して、業務及び財産の状況を調査した。また、当該年度に係る事業報告書につき所要の調査を実施した。

（2）　計算書類等の監査
（1）に加え、会計帳簿及び関係書類を閲覧し、必要に応じて説明を求める等必要と認められる監査手続を実施して、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について検討した。

2．　監査の結果

（1）　理事の職務の執行及び事業報告等の監査結果
①　事業報告書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく表示しているものと認める。
②　理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないものと認める。

（2）　計算書類等の監査結果
計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

2021年5月18日

公益財団法人あいちコミュニティ財団

監事　鳥居 [redacted]

監事　川口 [redacted]

【別紙1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類】

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和3年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1．法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人あいちコミュニティ財団	
設立登記日（注）	平成25年4月1日	
法人の目的	愛知県内の地域課題を「見える化」し、その解決に挑む市民公益活動を推進する団体等の認知度を高め、活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することで、市民公益活動団体等の組織基盤を強化し、安心できる地域の未来を創造することを目的とする。	
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等
	愛知県	名古屋市中村区本陣通5丁目6番地1
社員の資格の得喪の条件（公益社団法人のみ）		
社員の数（公益社団法人のみ）	人	

注　旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2．事業活動等について

（1）収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%	
第2段階の合計	収入の額	費用の額
	1,042,417 円	1,736,449 円
収入＞費用の場合の対応		

（2） 公益目的事業比率

公益目的事業比率 （①欄の額÷①欄～③欄の合計額）		64.8 %
①	公益実施費用額	1,736,449 円
②	収益等実施費用額	0 円
③	管理運営費用額	941,270 円

（3） 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	296,775 円	うち個人から	296,775 円
		うち法人から	0 円

（4） 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	276 円

（5） 資産、負債及び正味財産の額

資産額	10,749,654 円	負債額	49,722 円
		正味財産額	10,699,932 円

（6） 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	1,736,449 円
遊休財産額	5,603,790 円

（7） 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額（①欄＋②欄の合計額）		△ 3,997,723 円
①	公益目的増減差額	△ 3,997,723 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	0 円

（8） 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	0 円
（うち、退職手当の額）	0 円

（9） 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無（注）	無

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。

【別紙2　法人の基本情報及び組織について】

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和3年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財

1．基本情報

フリガナ		コウエキザイダンホウジンアイチコミュニティザイダン				
法人の名称		公益財団法人あいちコミュニティ財団				
主たる事務所の住所及び連絡先						
	住所	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等		補足住所
		461-0002	愛知県	名古屋市中村区本陣通5丁目6番地1		
	代表電話番号	052-870-3111		内線		FAX番号 052-870-2975
	代表電子メールアドレス	office@aichi-community.jp				
	ホームページの有無	有				
	ホームページアドレス	http://aichi-community.jp/				
代表者の氏名		佐藤　真琴				
事業年度		4月　1日～　3月　31日				
事業の概要		愛知県内の地域課題を「見える化」し、その解決に挑む市民公益活動を推進する団体等の認知度を高め、活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することで、市民公益活動団体等の組織基盤を強化し、安心できる地域の未来を創造する。				

2. 組織

(1) 評議員について

	常勤	非常勤	計
評議員の数	0 人	11 人	11 人

評議員に対する報酬等の支給の額を定める定款の条項を記載してください。	
定款の条項	第14条

(2) 理事及び監事について

	常勤	非常勤	計
理事の数	0 人	5 人	5 人
監事の数	0 人	2 人	2 人

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(4) 会員等について(注)

会員等区分の名称	会員の数
賛助会員	25 人
	人

(5) 職員について

職員の数	2 人	うち常勤	0 人

(6) 評議員会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
評議員会	令和2年6月2日	(1)2019年度事業報告(2)2019年度決算(3)2020年度事業計画(4)2020年度収支予算
理事会	令和2年5月25日	(1)評議員会の日時及び場所並びに目的である事項(2)定款の変更について(3)2019年度事業報告(4)2019年度決算
理事会	令和3年1月21日	(1)監査報告について(2)2020年度収支予算の補正
理事会	令和3年3月22日	(1)2021年度事業計画(2)2021年度収支予算

注　定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

【別紙3　法人の事業について】

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和3年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

1. 事業の一覧

(1)公益目的事業

事業番号	事業の内容
公　1	市民公益活動支援助成事業

(2)収益事業等

〔1〕収益事業

事業番号	事業の内容
収	

〔2〕その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業の内容
他	

2．個別事業の内容について

（1）公益目的事業について

（事業単位ごとに作成してください。）

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公　1	市民公益活動支援助成事業	64.8%

〔1〕事業の概要について（注1）

1　趣旨・まとめた理由

当法人は、様々な情報ツールを使った情報発信、寄付募集等を通じて、「地域で今、何が起きているのか？」「課題は何か？」など愛知県内における地域課題を広く知らしめる（「見える化」）とともに、地域課題の解決に取り組む市民公益活動を推進する団体等についての情報発信等も行い、活動を行う団体等の認知度を高め、同時に地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することで、市民公益活動団体等の人的、物的、財政的な組織基盤を強化し、市民公益活動を促進し、安心できる地域の未来を創造することを目的とする。

以下の事業は、すべて上記の目的に資するものであることから、公1としてまとめて記載した。

2　事業内容

（1）市民公益活動団体の資金調達のサポート、助成等に関する事業

【目的】

愛知県内における地域課題を「見える化」し、その解決策への寄付金を当財団経由で集めるなどして、市民公益活動団体の資金調達、活動等をサポートするとともに、市民公益活動団体に対し資金を助成することで、地域課題の解決のために必要な資金の循環を推進することを目的とする。

【内容】

ア　事業指定プログラム

市民公益活動団体からプログラムの提案を受け、選考委員会による選考を経て当財団が適切と認めたプログラムに賛同していただける個人、団体等から寄付金を募集し、この寄付金を財源にプログラムを実施する市民公益活動団体へ助成する。付随的にイベントを実施することがある。

（対象者）賛同する個人、団体等、プログラムを実施する市民公益活動団体

イ　テーマ提案プログラム

独自のテーマ設定で地域社会の様々な活動を応援したい個人、団体等がそのテーマを提案し、当財団に基金を設置し、提案者が主体的に個人、団体等から寄付金を集め、目標に達したら当財団がそのテーマに沿った事業を実施する市民公益活動団体へ助成する。提案者は、当財団と一緒にプログラムの運営に当たる。付随的にイベントを実施することがある。

（対象者）地域社会の様々な活動を応援したい個人、団体等、テーマに沿って事業を実施する市民公益団体

ウ　冠プログラム

基金を設置したい個人、団体等から寄付金を募集し、又は寄付を受け、当財団が基金設置希望者の要望を聴きつつ、地域のニーズを踏まえ、寄付金を財源に基金の設置運営を行い、基金設置希望者の指定したプログラムを実施する市民公益活動団体へ助成する。付随的にイベントを実施することがある。

（対象者）　基金を設置したい個人、団体等、指定したプログラムを実施する市民公益活動団体

（2）市民公益活動を支援するための不動産等の活用を支援する事業

【目的】

不動産等を利活用することにより市民公益活動団体を支援したい個人、団体等に対し、その利活用の方法等を提案し、地域課題の解決のために必要な資金等の地域資源の循環を推進し、市民公益活動団体の資金調達、活動等をサポートすることを目的とする。

【内容】

寄付、寄贈等として受け入れた（受け入れる）不動産等に関し、民間企業等と協働して市民公益活動への利活用モデルの設計や、そのための税制改正の提言等を実施する。また、信託会社等との信託スキームを活用して市民公益活動団体へ資金調達のサポートや、財団が受け入れた（受け入れる）不動産等について助成等に活用することを検討・提案等を行う。

（対象者）不動産等を利活用して市民公益活動を支援したい個人、団体等

（3）市民公益活動団体等に対し、その経営に必要な資源を提供する事業

【目的】

市民公益活動団体等に対し、当財団が持つ「人」、「物」、「金」、「情報」といった資源を提供することを通して、公益活動団体等の活動を支援し、活動を行う団体等の認知度を高め、又は、地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することを目的とする。

【内容】

市民活動団体等の活動を支援するため、「セミナー」、「ワークショップ」等の開催、市民活動団体が主催する助成プログラム等の企画・運営、市民活動団体等が主催するチャリティプログラム等への参画など、当財団の持つ「人」、「物」、「金」、「情報」といった資源を提供する。

（対象者）市民公益活動団体等

（4）市民公益活動団体等及び資源提供者に対するコンサルティングに関する事業

【目的】

「情報」、「スキル」、「時間」等の資源を持ち、市民公益活動を支援したい人々や自らが市民公益活動を行いたい人々等を対象に、地域の公益活動に関連する情報の収集や掘り起こし、市民公益活動団体等への資金調達のサポートができる人の育成等を行うことによって、市民公益活動団体等の活動を支援し、市民公益活動団体等の人的、物的、財政的な組織基盤を強化することを目的とする。

【内容】

募集説明会を開催し、ボランティア希望者を当財団で受け入れ、市民公益活動を支援するボランティアの育成等を行う。

なお、育成等に当たっては、養成講座の開催や、当財団の助成先団体にも協力を依頼し、集合研修等を行う。

また、市民公益活動団体等からの相談、悩み等に対し、助言やコンサルティング等の支援を行う。

（対象者）市民公益活動団体等で活動する人、又はそれを支援したい人、市民公益活動団体等

（5）市民公益活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業

【目的】

地域課題を「見える化」し、その解決に挑む市民公益活動団体等が推進する活動の認知度を高めるとともに、地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することを目的とする。

【内容】

市民公益活動を支援したい人々と、自らが市民公益活動を行いたい人々をつなぐチャリティプログラムの各種手法、市民公益活動の活性化につながる調査、研究等を行うとともに、寄付などにより資金等を提供した人々の思いや助成を受けた活動の成果を公表し、社会を構成するすべての主体が市民公益活動を支え、担うことができる社会づくりの必要性等について、様々な情報ツールで発信する。

また、情報収集、情報発信等の一環として、説明会等を開催する。

（対象者）全県民

（6）市民公益活動を推進するための普及・啓発物品、寄付金付物品及び出版物等の販売

【目的】

市民公益活動への社会からの寄付等の資金的支援を促すとともに、気軽に寄付できる仕組みをつくり、市民公益活動団体等が地域課題に取り組むために必要な資金等の地域資源の循環の推進を促すことを目的とする。

【内容】

企業・団体等と協働して寄付機能つき自動販売機の設置を行うとともに、市民公益活動を支える寄付の普及啓発に資する普及・啓発物品や寄付金付物品の開発・販売を行う。

なお、集まった募金や寄付金は当財団の助成事業等に充てる。

また、当財団が蓄積した市民公益活動に関するノウハウ等をマニュアル等にして提供する。

（対象者）全県民

（7）社会を構成する多様な主体が市民公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業

【目的】

市民公益活動への社会からの寄付等の資金的支援を促し、地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進するとともに、愛知県内における地域課題を「見える化」し、その地域課題の解決を支援することを目的とする。

【内容】

企業・団体等に協力をお願いして店舗等への募金箱の設置等により、市民公益活動への社会からの寄付等の資金的支援を促すとともに、円卓会議などの会議等を開催し、地域社会の課題をテーマとして取り上げ、参加者で解決策の検討等を行った上で、アクションプラン等を発表する。

（対象者）市民公益活動に関心のある人、取り上げる地域社会の課題やその解決に関心のある個人・団体、現にその解決に取り組んでいる個人・団体

3　事業実施のための財源

653名の設立寄付者（発起人）からの総額9,501,789円の寄付金、企業・団体・県民などからの寄付金、事業収益（行政からの委託料等）

注1　事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

（1） 公益目的事業について

（事業単位ごとに作成してください。）

事業番号	公　1

〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	第4条第1項第1号から第8号
事業の種類（別表の号）	（本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。）
19	当該事業は、地域課題を「見える化」し、その地域課題の解決に取り組む市民公益活動を推進する団体等の認知度を高め、活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することで、市民公益活動等の組織基盤を強化し、市民公益活動を推進し、安心できる地域の未来を創造することを目的としており、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する。

（本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注1）。）

（下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。）		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	（左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。）	その他説明事項
(13) 助成（応募型）	1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.応募の機会が、一般に開かれているか。 3.助成の選考が公正に行われることになっているか。（例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除） 4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5.助成した対象者、内容等を公表しているか。（個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。） 6.（研究や事業の成果があるような助成の場合、）助成対象者から、成果についての報告を得ているか。	（1） 市民公益活動団体の資金調達のサポート、助成等に関する事業 1） 本事業は、愛知県内における地域課題を「見える化」し、市民公益活動団体の資金調達、活動等をサポートするとともに、市民公益活動団体に対し資金を助成することで、地域課題の解決のために必要な資金の循環を推進することを目的とし、このことは定款に位置づけられ、Webサイトやメディア等を通して広く公表している。 2） 公募はチラシやWebサイト、メディア等を通して 広く行っている。応募要件（対象となる事業分野など）は助成プログラムにより多少の違いはあるが、すべての市民公益活動団体等に開いている。 3） 市民公益活動や助成内容に応じた専門家、有識者、また、当財団の理事や評議員、寄付者等の市民からなる公益性判断と、助成先選考を行う委員会により助成先を決定する。 特に、当財団の理事・評議員、寄付者が委員会に関わる理由について、まず当財団の理事・評議員は、当財団のミッションの観点から選考に関わる必要があると考える。助成金の原資となる寄付を行った寄付者に対しても、各人の希望や助成内容に応じて選考に関わる機会を提供する。そうすることで寄付者の意志を反映し、寄付文化の醸成へとつなげられると考える。なお、利害関係が公益性や選考の判断に影響しないよう、委員の意思決定権はすべて同等に制限すること、理事や評議員、寄付者は必要に応じて意思決定から外れることをルール化し、公平性を担保している。 4） 選考への専門家の関与として、大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、助成内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者、第三者として判断できる弁護士等のほか、当財団の役員・評議員（多様な分野の専門家が就任している。）がバランスよく、適切な形で関与する。また、選考に関わる委員の数は5名程度とし、当財団の理事・評議員以外の者を過半数委嘱するものとする。 5） 助成先の選考方法・手続は広く社会に公開し、委員の氏名等は選考や選考後の委員の生活や仕事に支障の出ない範囲で公表する。また、選考結果（助成先、助成額、事業概要等）や理由についても原則、Webサイトやメディア等により広く社会に公開する。 (2) 助成対象者には、助成内容に応じて、適切	

		6) 助成対象者には、助成内容に応じて、適切な時期にその事業や成果に関する報告書の提出を義務づけるとともに、助成プログラムによっては、その成果を広く発表する機会や成果物等の提供・公開も行う。	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(2)市民公益活動を支援するために不動産等の支援を活用する事業 1) 本事業は、不動産等の利活用の方法等の提案によって、地域課題の解決のために必要な資金等の地域資源の循環を推進し、市民公益活動団体の資金調達、活動等をサポートすることを目的とする。 2) ア Webサイトやパンフレット、メディア等のさまざまな方法で広く社会へアナウンスするものであり、受益の機会が一般に開かれている。 イ 大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者のほか、当財団の役員・評議員(多様な分野の専門家が就任している。)がバランスよく、適切な形で関与する。 ウ 審査・選考は伴わない。 エ 該当なし。	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(3)市民公益活動団体等に対し、その経営に必要な資源を提供する事業 1) 本事業は、当財団が持つ「人」、「物」、「金」「情報」といった資源を提供することを通して、公益 活動団体等の活動を支援し、活動を行う団体等の認知度を高め、又は、地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することを目的とする。 2) ア セミナー、ワークショップ等については、社会課題の解決や地域社会の健全な発展に寄与する活動を行う個人・団体等を対象に広く募集する。また、その他当財団の持つ資源が必要な場合には、広く相談等に応じている。 イ 大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者のほか、当財団の役員・評議員(多様な分野の専門家が就任している)がバランスよく、適切な形で関与する。 ウ 審査・選考は伴わない。 エ 該当なし。	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(4)市民公益活動団体等及び資源提供者に対するコンサルティング事業 1) 本事業は、地域の公益活動に関連する情報の収集や掘り起こし、市民公益活動団体等への資金調達のサポートができる人の育成等を行うことによって、市民公益活動団体等の活動を支援し、市民公益活動団体等の人的、物的、財政的な組織基盤を強化することを目的とする。 2) ア 市民公益活動団体等で活動する人又はそれを支援したい人、市民公益活動団体等を広く対象としている。 イ 大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者のほか、当財団の役員・評議員(多様な分野の専門家が就任している)がバランスよく、適切な形で関与する。 ウ 審査・選考は伴わない。 エ 該当なし。	

(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア　受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ　事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ　審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ　その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(5)市民公益活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業 1)　本事業は、地域課題を「見える化」し、その解決に挑む市民公益活動団体等が推進する活動の認知度を高めるとともに、地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することを目的とする。 2) ア　得られた知見は説明会、Webサイトやパンフレット、メディア等、さまざまな方法で広く社会へアナウンスしており、受益の機会が一般に開かれている。 イ　大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者のほか、当財団の役員・評議員(多様な分野の専門家が就任している。)がバランスよく、適切な形で関与する。 ウ　審査・選考は伴わない。 エ　該当なし。	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア　受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ　事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ　審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ　その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(6)市民公益活動を推進するための普及・啓発物品、寄付金付物品及び出版物等の販売 1)　本事業は、市民公益活動への社会からの寄付等の資金的支援を促すとともに、気軽に寄付できる仕組みを作り、市民公益活動団体等が地域課題に取り組むために必要な資金等の地域資源の循環を推進することを目的とする。 2) ア　Webサイトやパンフレット、メディア等、さまざまな方法で広く社会へ働きかけるとともに、普及・啓発物品、寄付金付物品及び出版物等は誰でも入手することができ、受益の機会が一般に開かれている。 イ　企業・団体等とともに、大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者のほか、当財団の役員・評議員(多様な分野の専門家が就任している。)がバランスよく、適切な形で関与する。 ウ　審査・選考は伴わない。 エ　該当なし。	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア　受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ　事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ　審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ　その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(7)社会を構成する多様な主体が市民公益活動を支え担う仕組みの検討及び実施に係る事業 1)　本事業は、市民公益活動への社会からの寄付等の資金的支援を促し、市民公益活動団体等が地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進するとともに、愛知県内における地域課題を「見える化」し、地域課題の解決を支援することを目的とする。 2) ア　Webサイトやパンフレット、メディア等様々な方法で広く社会へアナウンスするとともに、円卓会議等についても広く参加者を募集しており、受益の機会が一般に開かれている。 イ　大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者のほか、当財団の役員・評議員(多様な分野の専門家が就任している。)がバランスよく、適切な形で関与する。 ウ　審査・選考は伴わない。 エ　該当なし。	

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注2）

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1　「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2　記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

【別紙4　法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和3年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財

【別表A(1)　収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】

（公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。）

1．第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業 区分	事業 番号	経常収益計 前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。	経常費用計	その事業に係る特定費用準備資金の当期取崩額	その事業に係る特定費用準備資金の当期積立額	第一段階の判定 (2欄－3欄＋4欄－5欄)
1		2	3	4	5	6
公		円	円	円	円	0円
公		円	円	円	円	0円
計		0円	0円	0円	0円	⇧

第二段階7欄(収入)へ

第二段階7欄(費用)へ

プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。

理由：
計画：

2．第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

			収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)		7	1,042,417 円	1,736,449 円	
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用		8	円	円	
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)		9	1,042,417 円	1,736,449 円	
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より)(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。)		10	円	円	
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	11	円		
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	12	円		収入－費用
合計(9欄～12欄)		13	1,042,417 円	1,736,449 円	-694,032 円

※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合(収入－費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入－費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

収支相償がプラスとなる場合の剰余金の取扱

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和3年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

（公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。）

公益目的事業比率の算定			
公益実施費用額(13欄より)		1	1,736,449 円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額(13、23、33欄の合計)		2	2,677,719 円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)		3	64.8 %

公益実施費用額の計算			
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)		4	1,736,449 円
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	5	0 円
	融資に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	6	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	7	0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	8	0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	9	0 円
	引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	10	0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5)Ⅷ欄より)	11	0 円
	調整額計(5欄～11欄の計)	12	0 円
公益実施費用額(4欄+12欄)		13	1,736,449 円

収益等実施費用額の計算			
収益事業等に係る事業費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)		14	0 円
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	15	0 円
	融資に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	16	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	17	0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	18	0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	19	0 円
	引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	20	0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5)Ⅷ欄より)	21	0 円
	調整額計(15欄～21欄の計)	22	0 円
収益等実施費用額(14欄+22欄)		23	0 円

管理運営費用額の計算			
管理費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)		24	941,270 円
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	25	0 円
	融資に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	26	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	27	0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	28	0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	29	0 円
	引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	30	0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5)Ⅷ欄より)	31	0 円
	調整額計(25欄～31欄の計)	32	0 円
管理運営費用額(24欄+32欄)		33	941,270 円

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和3年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その1

（公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。）　　（単位：円）

I　事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

	公益実施費用額													
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
経常費用額	1,736,449													1,736,449

II　土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)

NO.	所在地	公益実施費用額												
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

III　融資に係る費用額(別表B(3)より)

NO.	貸付の内容	公益実施費用額												
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

IV　無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)

NO.	役務提供等の名称	公益実施費用額												
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

V　特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	公益実施費用額												
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

VI　特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より、マイナス額で記載してください)

NO.	特定費用準備資金の名称	公益実施費用額												
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

VII　引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください)

NO.	引当金の名称	公益実施費用額												
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

VIII　財産の譲渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください。)

NO.	財産の名称	公益実施費用額												
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

IX　合計

	公益実施費用額													
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計	1,736,449	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,736,449
事業比率	64.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	64.8%

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和3年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その2

（公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値を求め、別表B(1)に転記するための表です。）　　（単位：円）

Ⅰ　事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
	収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
経常費用額											941,270	2,677,719	

Ⅱ　土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)

NO.	所在地	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

Ⅲ　融資に係る費用額(別表B(3)より)

NO.	貸付の内容	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

Ⅳ　無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)

NO.	役務提供等の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

Ⅴ　特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

Ⅵ　特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より、マイナス額で記載してください)

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

Ⅶ　引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください)

NO.	引当金の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

Ⅷ　財産の譲渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください。)

NO.	財産の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	備考(規則第15条のうち該当の項番を記載)
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

Ⅸ　合計

	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
	収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	941,270	2,677,719	
事業比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	35.2%	100.0%	

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和3年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
遊休財産額は、以下の計算により算定します。

遊休財産額＝資産－(負債＋一般社団・財団法人法第131条の基金)－(控除対象財産－対応負債の額※)

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまうためです。

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成(下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。)

資産の部			
流動資産計		1	1,806,512 円
固定資産	控除対象財産(別表C(2)から転記)	2	5,096,142 円
	その他の固定資産 4欄-2欄	3	3,847,000 円
	固定資産計 5欄-1欄	4	8,943,142 円
資産計		5	10,749,654 円

負債の部		
流動資産に直接対応する負債の額	6	49,722 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 32欄	7	円
その他の固定資産に直接対応する負債の額	8	円
引当金勘定の合計額 35欄	9	円
その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	10	0 円
負債計 26欄	11	49,722 円
正味財産の部		
一般社団・財団法人法第131条の基金 27欄	12	円
指定正味財産の額 33欄	13	5,096,091 円
一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄	14	5,603,841 円
正味財産計	15	10,699,932 円
負債及び正味財産合計 5欄(11欄+15欄と同額)	16	10,749,654 円

2. 遊休財産額の保有上限額(＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17	1,736,449 円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ商品等譲渡に係る原価相当額	18	円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額(別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	19	円
計 (17欄+18欄+19欄)	20	1,736,449 円

公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	円
財産の譲渡損、評価損等の額	22	円
特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額(別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	23	円
控除額計 (21欄+22欄+23欄)	24	0 円

3. 遊休財産額の計算

資産 5欄	25	10,749,654 円
負債 11欄	26	49,722 円
一般社団・財団法人法第131条の基金 12欄	27	0 円

控除対象財産の額 2欄	28	5,096,142 円
対応負債の額 39欄	29	0 円
遊休財産額 25欄-26欄-27欄-28欄+29欄(0以下の場合は0)	30	5,603,790 円

4. 対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。)

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	5,096,142 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 7欄	32	0 円
指定正味財産の額 13欄	33	5,096,091 円
31欄-32欄-33欄	34	51 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	0 円
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	49,722 円
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	0 円
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	5,603,841 円
対応負債の額 32欄×34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0 円

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄又は28欄	31	円
指定正味財産の額 13欄	33	円
31欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
その他負債の額 11欄-35欄	37	0 円
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	0 円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	1,736,449 円
遊休財産額 30欄	41	5,603,790 円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	不適合

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和3年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

【別表C(2) 控除対象財産】

※ 法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に「管」と記載してください。

1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所	事業区分※	財産の使用状況（概要、使用面積、使用状況等）	帳簿価額		不可欠特定財産	共用財産
		面積、構造、物量等	事業番号		期首	期末	取得時期	共用割合
			他		0円	0円		
								%
					円	円		
								%
計(A)					0円	0円		

2. 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

番号	財産の名称	場所	事業区分※	財産の使用状況（概要、使用面積、使用状況等）	帳簿価額		共用財産
		面積、構造、物量等	事業番号		期首	期末	共用割合
					円	円	
							%
					円	円	
							%
計(B)					0円	0円	

3. 資産取得資金（公益のみ）（別表C(4)より）

番号	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額		公益目的保有財産	共用財産
				期首	期末		共用割合
		公		円	円		
							%
計(C)				0円	0円		

3. 資産取得資金（公益以外）（別表C(4)より）

番号 枝番	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額		共用財産
				期首	期末	共用割合
				円	円	
						%
計(C)				0円	0円	

4. 特定費用準備資金（公益のみ）（別表C(5)より）

番号	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
		公		円	円

				円	円
計(D)				0円	0円

4. 特定費用準備資金(公益以外)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
計(D)				0円	0円

5. 交付者の定めた使途に従い使用・保有している財産(1～4に記載した財産は含まれません。)

番号	財産の名称	事業番号※	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計(E)				0円	0円

6. 交付者の定めた使途に充てるために保有している資金(1～4に記載した資金は含まれません。)

番号	資金の名称	事業番号※	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
	とよしまつもと基金	公 1	若者の人材育成を行う活動に助成するしくみとして設置。	5,000,000円	5,000,000円
	あいち・なごやつながる基金	公 1	財団の設立趣旨である「課題に取り組むNPOに必要な志金の流れをつくる」ため、これまで実施していた複数の基金をまとめ、「あいち・なごや・つながる基金」を設立。	96,091円	96,142円
計(F)				5,096,091円	5,096,142円

控除対象財産の額(A～Fの合計)	期首	期末
	5,096,091円	5,096,142円

別表D

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和3年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の認定法施行規則第4条で定める財産について、保有の有無、保有している場合には、その内容を記載してください。

保有の有無	保有していない		
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合（注）
他の団体の名称	財産の名称		
			%
			%

注　正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

別表E

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和3年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

情報開示の適正性

法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	鳥居 賞
	公認会計士・税理士の別	税理士
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

会計監査人による外部監査を受けている法人は、本書類の記載は不要です。

記載要領 ： 下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

【別表F(1)各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員等の報酬・給料手当)】

(役員等の報酬及び給料手当について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

| 事業年度 | | |

記載要領 ： 下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

【別表F(2)各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員等の報酬・給料手当以外の経費)】

(各費用額に共通して発生する関連費用等について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

事業年度	自	2019 年 4 月 1 日	法人コード	A024379
	至	2020 年 3 月 31 日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

番号	科目名	各事業に関連する費用		配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計						法人会計
		費用の名称	費用の額		公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	小計	
1	通信運搬費	インターネット・電話料金	101,100	使用人従事時間	80,880						80,880						0	20,220
					80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%
					80,880	0	0	0	0	0	80,880	0	0	0	0	0	0	20,220
4	賃借料	事務所賃借料	301,000	使用人従事時間	240,800						240,800						0	60,200
					80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%
					240,800	0	0	0	0	0	240,800	0	0	0	0	0	0	60,200
	ページ 合 計		402,100		321,680						321,680							80,420

別表H(1) 当該事業年度末日における公益目的取得財産残額

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和3年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

公益目的増減差額 ＋ 公益目的保有財産 ＝ 公益目的取得財産残額

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金（流動資産）であり、以下の計算により算定します。

前事業年度末日の公益目的増減差額 ＋ 当該事業年度に増加した公益目的事業財産 － 当該事業年度の公益目的事業費等

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額(2欄＋14欄－20欄)	1	-3,997,723 円

前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	-2,368,299 円

当該事業年度に増加した公益目的事業財産

損益計算書上の数値（公益目的事業会計）	寄付を受けた財産の額	3	107,025 円
	交付を受けた補助金等	4	円
	公益目的事業に係る対価収入	5	円
	収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6	円
	社員が支払った経費の額【公益社団法人のみ記入】	7	0 円
	公益目的保有財産の運用益等（5欄に参入した額を除く）	8	0 円
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9	円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額(22欄－21欄)(マイナスの場合は零)	10	0 円
	合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11	円
	認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12	円
	3欄～12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13	円
当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄～13欄の合計)		14	107,025 円

当該事業年度の公益目的事業費等

損益計算書上の数値（公益目的事業会計）	公益目的事業費の額（財産の評価損等の調整後の額）	15	1,736,449 円
	15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16	円
	15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17	円
	15欄～17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の額	18	円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額(21欄－22欄)(マイナスの場合は零)	19	0 円
当該事業年度の公益目的事業費等の合計額(15欄～19欄の合計)		20	1,736,449 円

2. 公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額(別表C(2)A)	21	0 円

【参考数値】

前事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22	円
うち認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額	23	円

3. 公益目的取得財産残額

当該事業年度末日における公益目的取得財産残額(1欄＋21欄)	24	-3,997,723 円

別表H(2) 当該事業年度中の
公益目的増減差額の明細

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和3年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

1. 寄附を受けた財産

(1) 寄附者により、公益目的事業以外のために使用すべき旨が定められているもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
賛助会費		189,750 円
		円
合計		189,750 円

注 寄附の名称ごとに寄附者による使途の内容が分かる書類(寄附規定、募集要綱等)を添付してください。

(2) (1)以外のもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
あいち・なごや・つながる基金		43,775 円
賛助会費		63,250 円
合計		107,025 円

2. 社員が支払った経費【公益社団法人のみ記載】

(1) 公益目的事業以外のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0 円

(2) 公益目的事業のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0 円

(3) 使途の定めがないもの

名称	金額	うち、公益目的事業のために使用する金額
	円	円
	円	円
合計	0円	0円

3. 公益目的保有財産の運用益等

【公益目的増減差額に加算されるもの】

公益目的保有財産の名称	運用益等の内容	金額
		0円
		円
合計		0円

4. 公益目的保有財産に生じた費用及び損失(公益目的事業費(調整後)に含まれるものを除く)

【公益目的増減差額から減算されるもの】

公益目的保有財産の名称	費用及び損失が生じた理由	金額
		円
		円
合計		0 円

5. 他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産

【公益目的増減差額から減算されるもの】

寄附先の公益法人の名称	寄附をした財産の使途(公益目的事業の内容)	金額
		円
		円
合計		0 円

納　税　証　明　書

（その４　滞納処分を受けたことのない証明用）

住　所（納税地）　愛知県名古屋市中村区本陣通５丁目６番地１

氏　名（名　称）　公益財団法人　あいちコミュニティ財団

代　表　者　氏　名　代表理事　佐藤　眞琴

自　平成３０年　４月　１日
至　令和　３年　３月３１日
間、当署における国税の滞納により、滞納処分を受けたことがない。

以　下　余　白

徴管（証明）　第　００１０２７　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和　３年　６月２１日

名古屋中村税務署長

財務事務官　　安達　幸男

560612622

納　税　証　明　書

発行番号	00012

申請人（納税者又は特別徴収義務者）	住所（所在地）	名古屋市中村区本陣通５丁目６番地１
	氏名（名称）	公益財団法人　あいちコミュニティ財団　様

下記のとおりであることを証明します。

証明事項

過去３年以内に、県税、特別法人事業税及び地方法人特別税の滞納処分を受けたことはありません。

以下余白

令和　3年　6月21日

愛知県名古屋西部県税事務所長

県税徴収収入専用

（その他の証明用紙）

証　明　書

納税義務者	住所（所在地）	名古屋市中村区本陣通５丁目６番地の１
	氏名（名称）	公益財団法人あいちコミュニティ財団

本市内において既往３年間に市税の滞納処分を受けたことがないこと。

以　下　余　白

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　３年　６月２１日

名古屋市ささしま市税事務所長

（証第51号様式）

【参考資料:監督上の処分等の一覧】

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和3年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

1. 行政庁から受けた監督上の処分又は指導の一覧

処分又は指導の日付	監督上の処分又は指導の内容	法人における対応状況
令和2年12月25日	1、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと。 2、法人印を個人の恣意により使用される恐れがないようにすること。	→、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えていない。 →恣意的な公印使用を防ぐため、事務フローの作成等の対策に取り組んでいる。

注　当事業年度に行政庁から受けた勧告、命令及び指導(書面によるものに限る。)を記載してください。
また、当事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。

2. 行政機関から受けた指導等の一覧

指導等の日付	指導等の内容	法人における対応状況

注　当事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政機関から受けた指導、命令等(書面によるものに限る。)を記載してください。また、当事業年度以前に受けたもので、まだ改善がなされていないものも記載してください。

令和4年6月30日

愛知県知事

大村秀章　　殿

法人の名称　公益財団法人あいちコミュニティ財団

代表者の氏名 佐藤　真琴

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２２条第１項の規定により、提出します。

記

１.財産目録

２.役員等名簿

３.理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

４.社員名簿

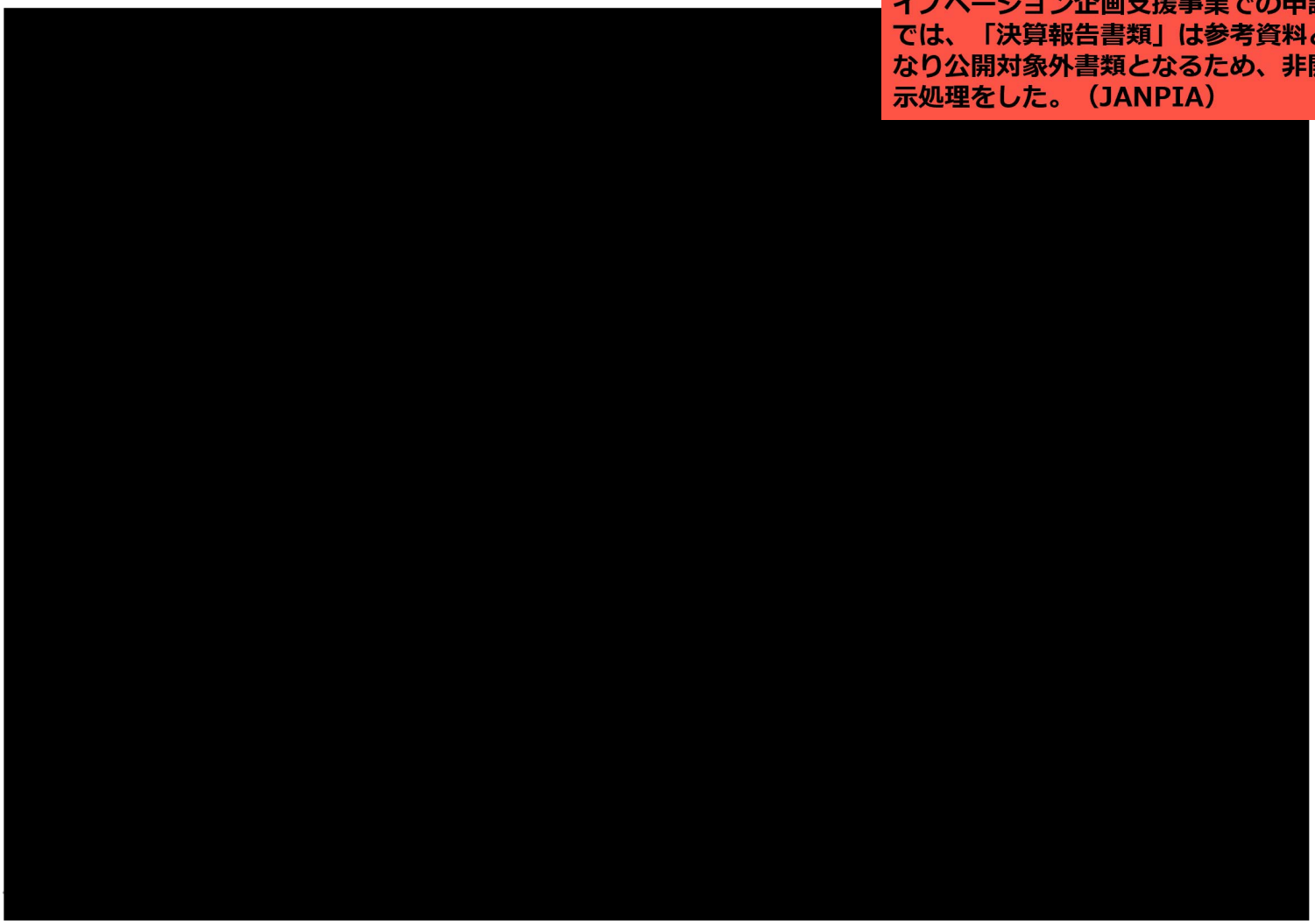
５.一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１２９条第１項（同法第１９９条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等

６.キャッシュ・フロー計算書
なし

７.公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 第２８条第１項第２号に掲げる書類

８.公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第３８条第１項第２号及び第３号に掲げる書類

９.滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書



イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）

事業年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

役員等名簿

1. 評議員（公益財団法人の場合のみ）

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤	住所		
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等
イイオ	アユム	飯尾	歩	非常勤	[redacted]		
イワハラ	アキヒコ	岩原	明彦	非常勤			
ユリ	ムネユキ	由里	宗之	非常勤			
トナリ	シロウ	戸成	司朗	非常勤			
ウチワ	ヒロユキ	内輪	博之	非常勤			
クリタ	ノブユキ	栗田	暢之	非常勤			
ホシノ	ヒロシ	星野	博之	非常勤			
メンジョウ	ヨシタカ	毛受	芳高	非常勤			
ミナミダ	アユミ	南田	あゆみ	非常勤			

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤	住所			代表理事
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等	
トエダ	ヒロモト	戸枝	暢基	非常勤	[redacted]			
サトウ	マコト	佐藤	眞琴	非常勤				レ
ハラダ	マサキ	原田	正樹	非常勤				
キタムラ	タカユキ	北村	隆幸	非常勤				
ヤマモト	コズエ	山元	梢	非常勤				

3. 監事

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤	住所		
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等
カワグチ	ハジメ	川口	創	非常勤	[redacted]		
トリイ	ツバサ	鳥居	翼	非常勤			

事業年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

役員等名簿

1. 評議員（公益財団法人の場合のみ）

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤
イイオ	アユム	飯尾	歩	非常勤
イワハラ	アキヒコ	岩原	明彦	非常勤
ユリ	ムネユキ	由里	宗之	非常勤
トナリ	シロウ	戸成	司朗	非常勤
ウチワ	ヒロユキ	内輪	博之	非常勤
クリタ	ノブユキ	栗田	暢之	非常勤
ホシノ	ヒロシ	星野	博之	非常勤
メンジョウ	ヨシタカ	毛受	芳高	非常勤
ミナミダ	アユミ	南田	あゆみ	非常勤

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤	代表理事
トエダ	ヒロモト	戸枝	陽基	非常勤	
サトウ	マコト	佐藤	真琴	非常勤	レ
ハラダ	マサキ	原田	正樹	非常勤	
キタムラ	タカユキ	北村	隆幸	非常勤	
ヤマモト	コズエ	山元	梢	非常勤	

3. 監事

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤
カワグチ	ハジメ	川口	創	非常勤
トリイ	ツバサ	鳥居	翼	非常勤

公益財団法人あいちコミュニティ財団　役員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益財団法人あいちコミュニティ財団（以下「この法人」という。）の定款第 31 条に基づき、役員の報酬等並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、理事及び監事をいう。

(2)　常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を勤務場所とする者をいう。

(3)　報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 13 号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(4)　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　この法人は、第 31 条に基づき、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　常勤役員には、評議員会において定める総額の範囲内において、（別表）「常勤役員報酬表」に基づき定例役員報酬を支給する。

（報酬の額の決定）

第４条　この法人の常勤役員の定例報酬月額は、（別表）「常勤役員報酬表」のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は報酬表のうちから、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。

（報酬の支給日）

第５条　報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月の一定の定まった日に支払うものとする。

（報酬の支給方法）

第６条　報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（通勤費）

第７条　常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

（費用）

第８条　この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

（公表）

第９条　この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、評議員会にて行う。

（補則）

第 11 条　この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

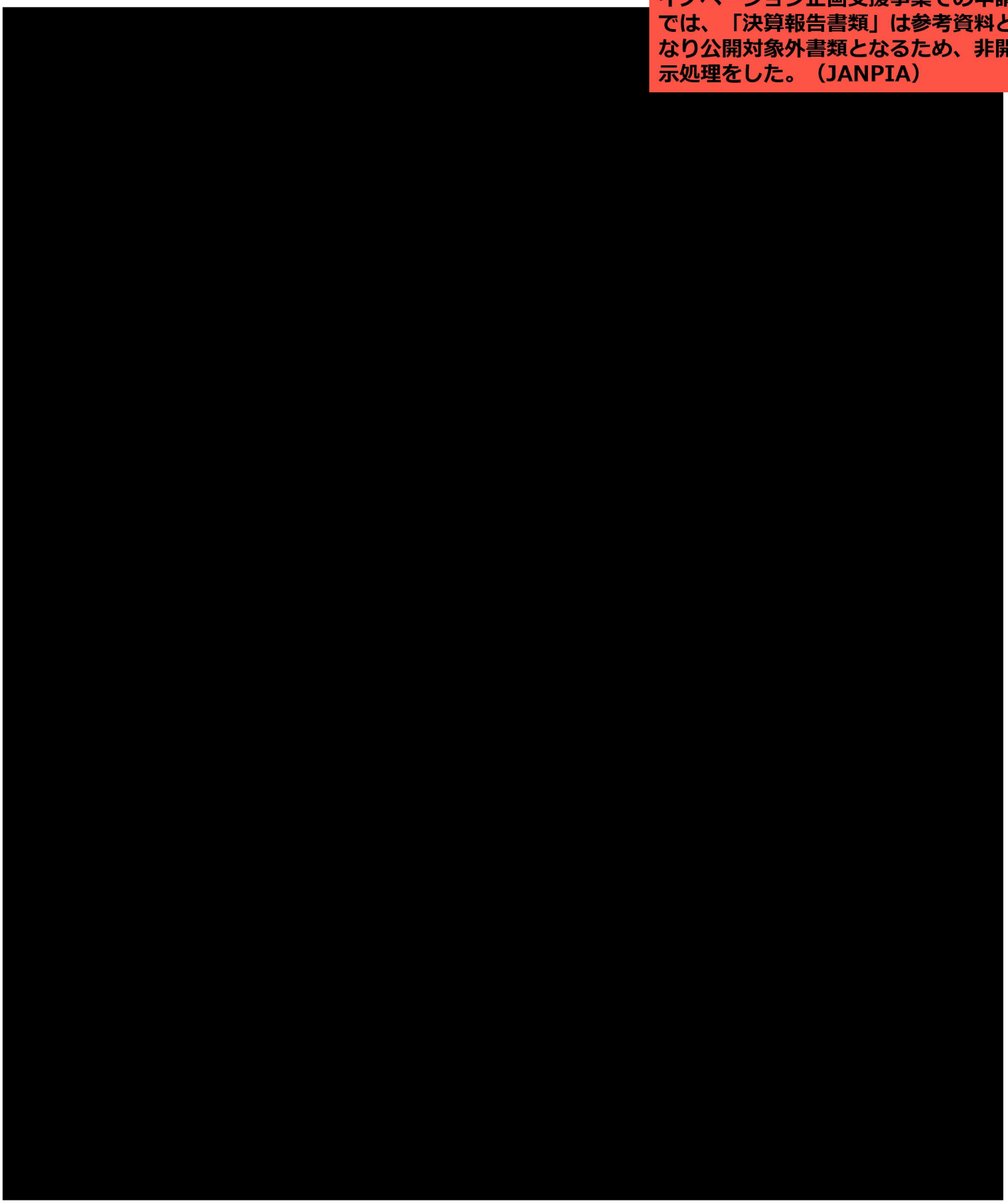
附　則

この規程は、2013 年９月 25 日から施行する。

（別表）「常勤役員報酬表」（単位：円）

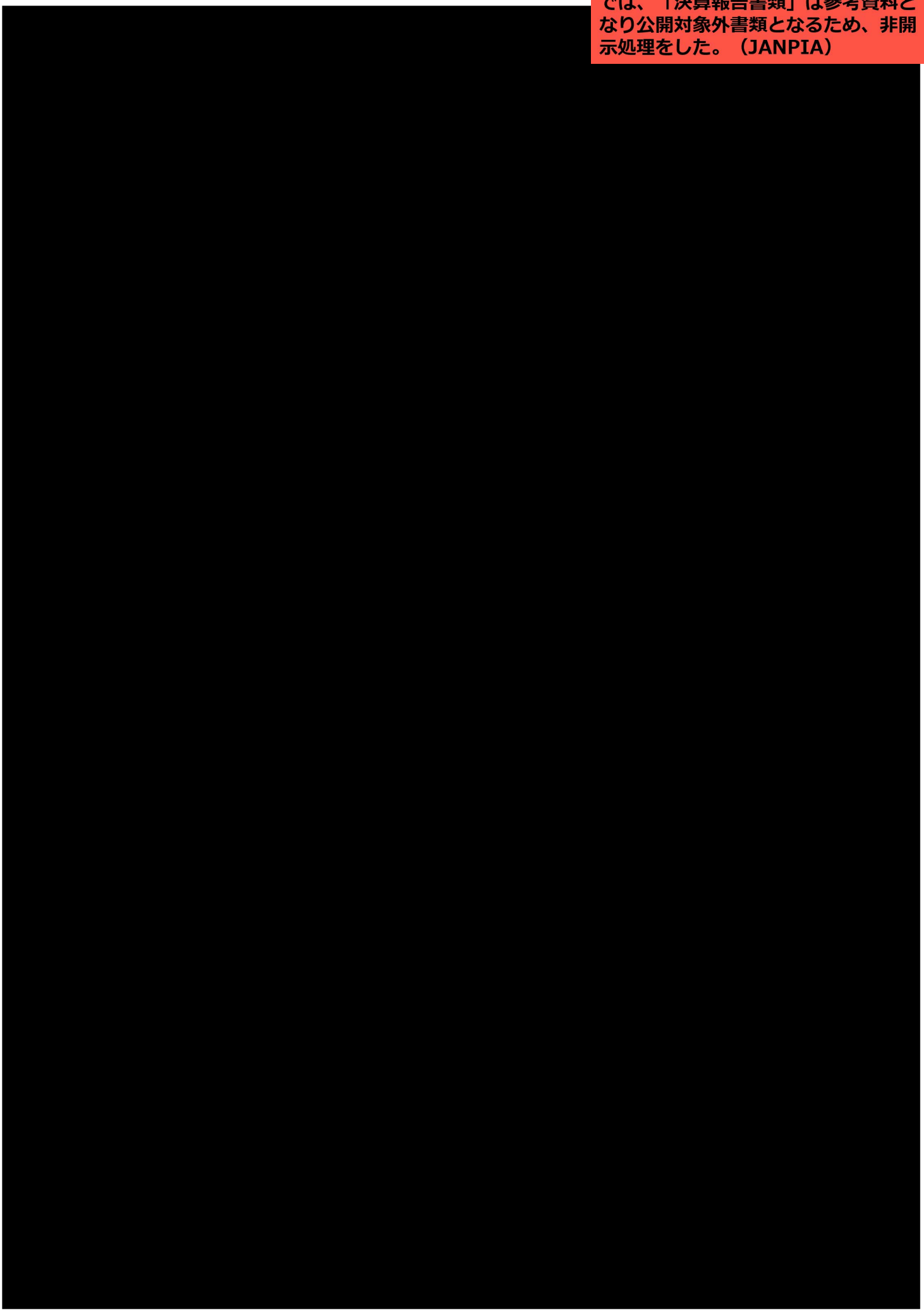
号	月額
1	100,000
2	120,000
3	140,000
4	160,000
5	180,000
6	200,000
7	220,000
8	240,000
9	260,000
10	280,000
11	300,000
12	320,000
13	340,000
14	360,000
15	380,000
16	400,000
17	420,000
18	440,000

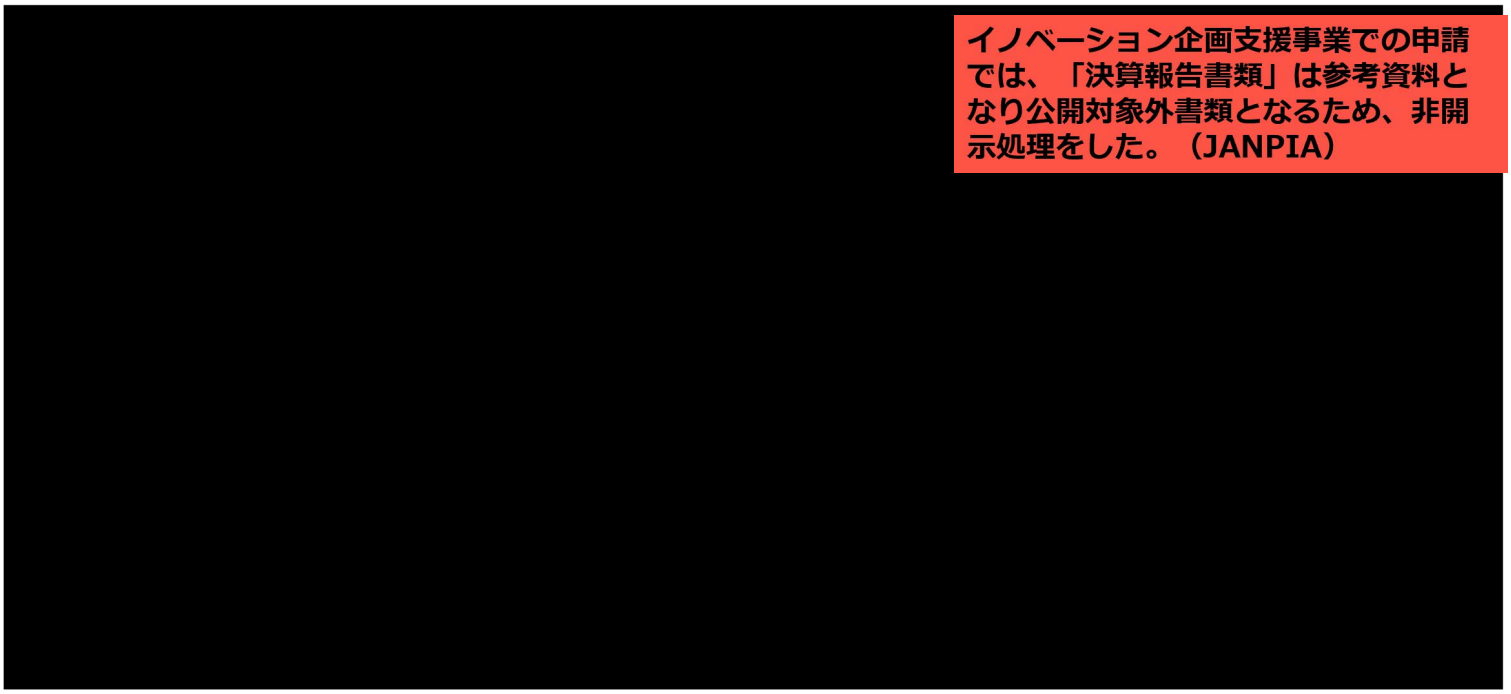
号	月額
19	460,000
20	480,000
21	500,000
22	520,000
23	540,000
24	560,000
25	580,000
26	600,000
27	620,000
28	664,000
29	660,000
30	680,000
31	700,000
32	720,000
33	740,000
34	760,000
35	800,000



イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）

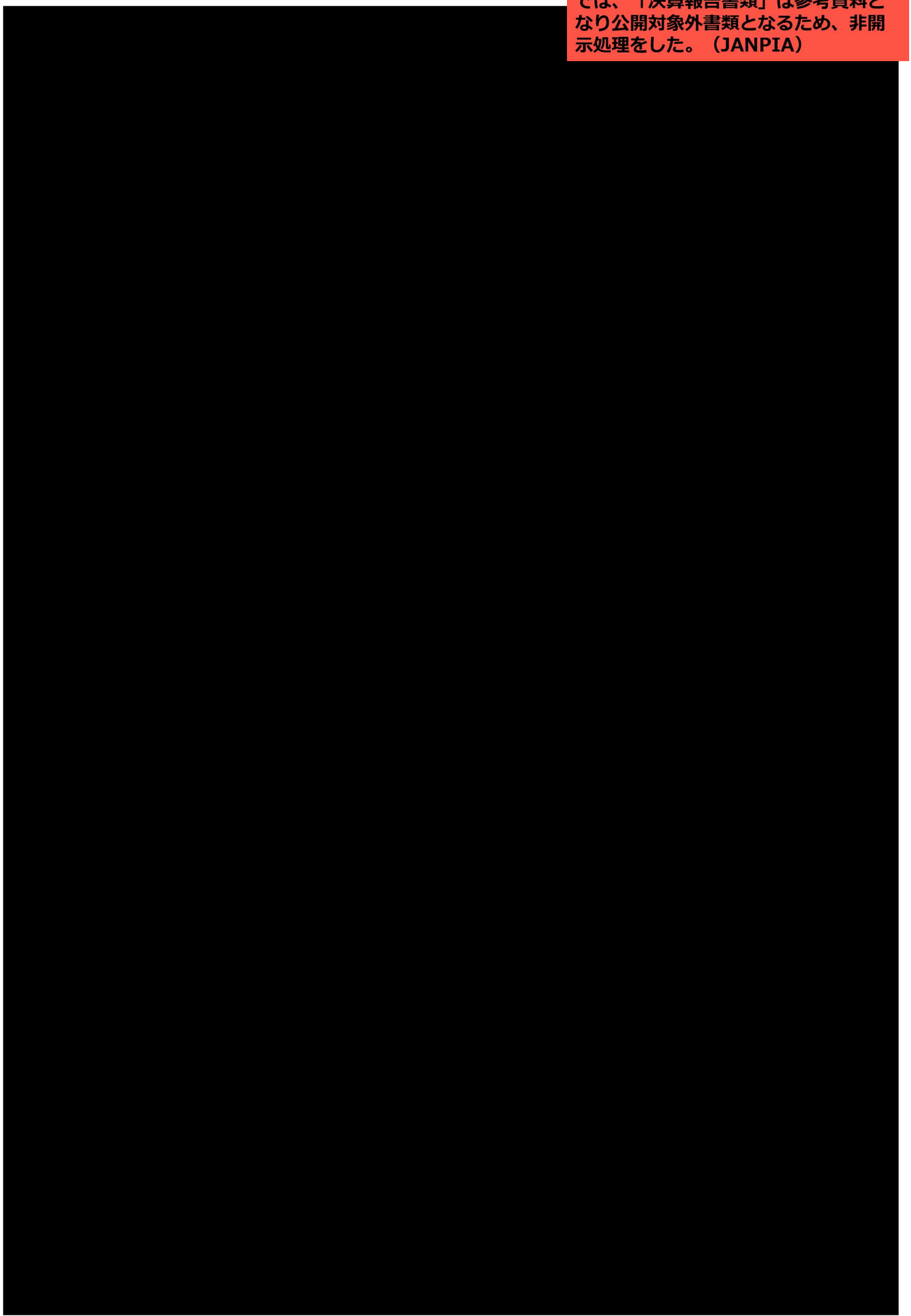
イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）





イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）

イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）





イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）

公益財団法人あいちコミュニティ財団
2021年度事業報告書

【1】当年度の概要

前年度に引き続き、コロナ禍も先が見えない状況ではありましたが、この状況下で出来ることを検討し、少しずつ活動を再始動した1年でした。

当年度の公益目的事業に関する寄付金総額は37,807円で、賛助会費としての受け取り会費176,000円でした。

冠プログラム「とよしまつもと基金」事業として「あいち子どもの暮らしサポート助成金」を実施し、3団体への助成を実施しました。

また、市民公益活動を行う団体への情報提供として「遺贈を考える学習会」を開催し、多くの団体の参加があり、新たな繋がりをつくる事が出来ました。

当年度に実施することが出来た事業の結果は次の通りです。

【2】組織運営に関する事項

1　概要

当年度も、社会福祉法人むそうと出向契約を結び、企画・運営・経理についてそれぞれ1名ずつの人材を確保し、事務局を運営いたしました。

また、理事および監事については、理事5名・監事2名が再任をし、評議員についても11名のうち、6名が再任、2名が辞任し、評議員9名による新体制が発足しました。

2　評議員会の開催状況

評議員総数：5月20日まで11名、5月21日から3月31日まで9名

開催日	出席	審議事項	報告事項
5月21日	評議員6名 理事4名 監事1名	・評議員の選任 ・理事、監事の選任 ・2020年事業報告及び決算	・2021年度事業計画及び予算

3　理事会の開催状況

理事総数：4月1日から5名。

監事総数：4月1日から2名。

開催日	出席	審議事項	報告事項
5月15日	みなし決議	・2020年度事業報告 ・2020年度決算	
6月1日	みなし決議	・代表理事及び常務理事の選任	
8月24日	理事5名 監事1名	・2020年度決算の修正 ・2021年度補正予算 ・全国レガシーギフト協会再加盟について	
9月14日	理事5名 監事2名	・遺贈寄付学習の実施について ・とよしまつもと基金の実施方法	
10月5日	理事5名 監事2名	・とよしまつもと基金の実施方法	・愛知県立入検査状況 ・遺贈を考える学習会の進捗ついて
3月24日	みなし決議	・2022年度事業計画 ・2022年度収支予算	

【3】事業に関する事項

前年度に引き続き、市民公益活動団体等の組織基盤を強化し、安心できる地域の未来を創造することを目的として、以下の事業を行いました。

1　公益目的事業

（1）市民公益活動を行う団体等に仲介・提供するために、必要な資金等の資源を募り、確保する事業

ア　「事業」への寄付募集

市民公益活動団体からの事業計画を公開し、賛同者を募る事業ですが、本年度は実施しませんでした。

イ　「テーマ」への寄付募集（寄付総額37,807円）

「あいち・なごや・つながる基金」の賛同者を募り、寄付の受入れを行いました

ウ　「賛助会員」の募集（受取会費総額176,000円）

昨年度に引き続き、当財団の目的に賛同し、事業運営にご協力いただく「賛助会員」を募集しました。本年度の賛助会員数は13名でした。

エ　法人運営への寄付募集

上記の寄付及び賛助会員の募集のほかにも、当財団の運営へご協力くださる方の寄付を受け入をしておりますが、今年度の寄付はありませんでした。

（2）市民公益活動を行う団体等に対し、助成等を行う事業

ア　「あいち・なごや・つながる基金」等での団体への助成

寄付を募り、地域の社会課題の解決に取り組むNPO・NGOを支援する事業ですが、本年度は助成を実施しませんでした。

イ　冠プログラム「カンムリ」

企業等の寄付による基金を設置する事業ですが、「あいち子どもの暮らしサポート助成金」とし実施しました。6団体より申請があり、以下の3団体への助成をしました。

また、二次募集として、令和4年度に50万円の助成を実施する予定です。

①団体名：特定非営利活動法人ひだまりの丘

事業内容：若年女性孤立予防支援事業

助成金額：970,000円

②団体名：特定非営利活動法人トレジャーシップ

事業内容：わやくちゃサミット

助成金額：1,000,000円

③団体名：特定非営利活動おさんぽや

事業内容：つながろう！みんなで子育て　第三の居場所づくり

助成金額：1,000,000円

（3）市民公益活動を支援するために、不動産等の資源を活用する事業

「特定寄付信託」等の開発・販売と「遺贈寄付相談センター」の運営ですが、本年度は実施しませんでした。

（4）前各号に掲げるもののほか、市民公益活動を行う団体等に対し、その経営に必要な資源を提供する事業

ア　「セミナー」「ワークショップ」等の開催

市民公益活動を行う団体等の経営に資する情報・ノウハウ等を提供するため、参加者を公募してセミナー、ワークショップ等を開催するものですが、本年度はzoomにて遺贈寄付に関してのセミナーを以下の内容で開催しました。全国レガシーギフト協会にも後援いただき、全5回のプログラムで実施し、計31団体の参加がありました。

〈遺贈を考える学習会〉

第1回　日本社会の変化と求められる支援（2021年11月1日）
講師：日本福祉大学教授　藤森克彦
第2回　死後事務、成年後見制度の現状について（2021年11月26日）
講師：名古屋市社会福祉協議会　野川すみれ
NPO法人知多地域成年後見センター理事長　今井友乃
第3回　遺贈の仕組み、必要な手続きについて（2021年12月9日）
講師：全国レガシーギフト協会　山北洋二
名古屋第一法律事務所　川口創
鳥居翼税理士事務所　鳥居翼
第4回　死後支援について（2022年1月14日）
講師：株式会社イノベイティブ・デザインキュー　山元梢
第5回　愛知県で求められる遺贈の仕組みについて（2022年2月8日）
講師：企業支援ネット　鈴木直也

イ　企業との連携
企業と連携して市民公益活動団体等を支援する事業は、本年度は実施しませんでした。

（5）市民公益活動を行う団体等及び資源提供者に対するコンサルティング事業
ア　市民公益活動団体への資金調達に関するコンサルティング事業は、実施しませんでした。
イ　他団体との連携
下記団体に、再審査の上、承認頂き、再加盟をいたしました。
・一般社団法人　全国レガシーギフト協会
・一般社団法人　全国コミュニティ財団協会

（6）市民公益活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業
「年次報告書」等は、発行しませんでした。

（7）市民公益活動を推進するための普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売
市民公益活動を推進するための情報等の普及・啓発を図るべく、物品・出版物等の販売を行なうものですが、本年度の販売はありませんでした。

（8）前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が市民公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業
助成事業に関する報告会等は、開催しませんでした。

（9）その他、前条の目的を達成するために必要な事業
ア　ヒアリング・取材対応
市民活動総合情報誌「ウォロ」の取材を受け、2022年2・3月号に掲載されました。
イ　寄付者の情報管理データベースの構築活用研究事業
寄付や等の情報管理のためのデータベースの構築活用に関する研究は行いませんでした。
ウ　講師派遣事業
当団体の職員、役員または関係者を各種団体等へ講師として派遣する事業は行いませんでした。

【4】附属明細書
2021年度の事業報告書については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定される「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書は作成しておりません。

監査報告書

公益財団法人あいちコミュニティ財団
代表理事　佐藤　真琴　殿

私たち監事は、公益財団法人あいちコミュニティ財団定款第28条及び関連法令に基づき、公益財団法人あいちコミュニティ財団の2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度における理事の職務の執行を監査した。その方法及び結果につき以下の通り報告する。

1．　監査の方法及びその内容

（1）　理事の職務の執行及び事業報告等の監査
私たち監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集と監査の環境の整備を図るとともに、理事会及びその他の重要な会議に出席し、理事及び使用人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、関係書類を閲覧する等必要と認められる監査手続を実施して、業務及び財産の状況を調査した。また、当該年度に係る事業報告書につき所要の調査を実施した。

（2）　計算書類等の監査
（1）に加え、会計帳簿及び関係書類を閲覧し、必要に応じて説明を求める等必要と認められる監査手続を実施して、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について検討した。

2．　監査の結果

（1）　理事の職務の執行及び事業報告等の監査結果
①　事業報告書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく表示しているものと認める。
②　理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないものと認める。

（2）　計算書類等の監査結果
計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

2022年5月21日

公益財団法人あいちコミュニティ財団

監事　鳥居 [redacted]

監事　川口 倉 [redacted]

【別紙1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類】

事業年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1．法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人あいちコミュニティ財団	
設立登記日（注）	平成25年4月1日	
法人の目的	愛知県内の地域課題を「見える化」し、その解決に挑む市民公益活動を推進する団体等の認知度を高め、活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することで、市民公益活動団体等の組織基盤を強化し、安心できる地域の未来を創造することを目的とする。	
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等
	愛知県	名古屋市中村区本陣通五丁目6番地1　地域資源長屋なかむら2階
社員の資格の得喪の条件（公益社団法人のみ）		
社員の数（公益社団法人のみ）	人	

注　旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2．事業活動等について

（1）収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%	
第2段階の合計	収入の額	費用の額
	2,189,807 円	4,152,549 円
収入＞費用の場合の対応		

（2） 公益目的事業比率

公益目的事業比率 （①欄の額÷①欄～③欄の合計額）		83.6 %
①	公益実施費用額	4,152,549 円
②	収益等実施費用額	0 円
③	管理運営費用額	812,095 円

（3） 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	213,807 円	うち個人から	175,000 円
		うち法人から	38,807 円

（4） 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	101 円

（5） 資産、負債及び正味財産の額

資産額	9,256,973 円	負債額	3,207,384 円
		正味財産額	6,049,589 円

（6） 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	4,152,549 円
遊休財産額	4,453,397 円

（7） 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額（①欄＋②欄の合計額）		1,596,192 円
①	公益目的増減差額	1,596,192 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	0 円

（8） 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	0 円
（うち、退職手当の額）	0 円

（9） 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無（注）	無

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。

【別紙2 法人の基本情報及び組織について】

事業年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニテ

1．基本情報

フリガナ	コウエキザイダンホウジンアイチコミュニティザイダン					
法人の名称	公益財団法人あいちコミュニティ財団					
主たる事務所の住所及び連絡先						
住所	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等			補足住所
	453-0041	愛知県	名古屋市中村区本陣通五丁目6番地1 地域資源長屋なかむら2階			
代表電話番号	052-870-3111		内線		FAX番号	
代表電子メールアドレス	office@aichi-community.jp					
ホームページの有無	有					
ホームページアドレス	http://aichi-community.jp/					
代表者の氏名	佐藤 真琴					
事業年度	4月 1日～ 3月 31日					
事業の概要	愛知県内の地域課題を「見える化」し、その解決に挑む市民公益活動を推進する団体等の認知度を高め、活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することで、市民公益活動団体等の組織基盤を強化し、安心できる地域の未来を創造する。					

2. 組織

(1) 評議員について

	常勤	非常勤	計
評議員の数	0 人	9 人	9 人
評議員に対する報酬等の支給の額を定める定款の条項を記載してください。			
定款の条項	第14条		

(2) 理事及び監事について

	常勤	非常勤	計
理事の数	0 人	5 人	5 人
監事の数	0 人	2 人	2 人

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(4) 会員等について(注)

会員等区分の名称	会員の数
賛助会員	13 人
	人

(5) 職員について

職員の数	2 人	うち常勤	0 人

(6) 評議員会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
理事会	令和3年5月15日	1.2020年度事業報告、2. 2020年度決算
評議員会	令和3年5月21日	1.評議員の選任、2. 理事・監事の選任、3. 2020年度事業報告、4. 2020年度決算
理事会	令和3年6月1日	代表理事及び常務理事の選任
理事会	令和3年8月24日	1. 2020年度決算の修正、2. 2021年度補正予算、3. 全国レガシーギフト協会再加盟について
理事会	令和3年9月14日	1. 遺贈寄付学習会の実施について、2. とよしまつもと基金の実施について
理事会	令和3年10月5日	1. 遺贈寄付学習会の進捗状況、2. とよしまつもと基金の実施方法について
理事会	令和3年3月24日	1. 2022年度事業計画、2. 2022年度収支予算

注　定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

【別紙3 法人の事業について】

事業年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

1. 事業の一覧

(1)公益目的事業

事業番号	事業の内容
公 1	市民公益活動支援助成事業

(2)収益事業等

〔1〕収益事業

事業番号	事業の内容
収	

〔2〕その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業の内容
他	

2．個別事業の内容について

（１）公益目的事業について

（事業単位ごとに作成してください。）

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公　1	市民公益活動支援助成事業	79.6

〔１〕事業の概要について（注１）

１　趣旨・まとめた理由

当法人は、様々な情報ツールを使った情報発信、寄付募集等を通じて、「地域で今、何が起きているのか？」「課題は何か？」など愛知県内における地域課題を広く知らしめる（「見える化」）とともに、地域課題の解決に取り組む市民公益活動を推進する団体等についての情報発信等も行い、活動を行う団体等の認知度を高め、同時に地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することで、市民公益活動団体等の人的、物的、財政的な組織基盤を強化し、市民公益活動を促進し、安心できる地域の未来を創造することを目的とする。

以下の事業は、すべて上記の目的に資するものであることから、公１としてまとめて記載した。

２　事業内容

（１）市民公益活動団体の資金調達のサポート、助成等に関する事業

【目的】

愛知県内における地域課題を「見える化」し、その解決策への寄付金を当財団経由で集めるなどして、市民公益活動団体の資金調達、活動等をサポートするとともに、市民公益活動団体に対し資金を助成することで、地域課題の解決のために必要な資金の循環を推進することを目的とする。

【内容】

ア　事業指定プログラム

市民公益活動団体からプログラムの提案を受け、選考委員会による選考を経て当財団が適切と認めたプログラムに賛同していただける個人、団体等から寄付金を募集し、この寄付金を財源にプログラムを実施する市民公益活動団体へ助成する。付随的にイベントを実施することがある。

（対象者）賛同する個人、団体等、プログラムを実施する市民公益活動団体

イ　テーマ提案プログラム

独自のテーマ設定で地域社会の様々な活動を応援したい個人、団体等がそのテーマを提案し、当財団に基金を設置し、提案者が主体的に個人、団体等から寄付金を集め、目標に達したら当財団がそのテーマに沿った事業を実施する市民公益活動団体へ助成する。提案者は、当財団と一緒にプログラムの運営に当たる。付随的にイベントを実施することがある。

（対象者）地域社会の様々な活動を応援したい個人、団体等、テーマに沿って事業を実施する市民公益団体

ウ　冠プログラム

基金を設置したい個人、団体等から寄付金を募集し、又は寄付を受け、当財団が基金設置希望者の要望を聴きつつ、地域のニーズを踏まえ、寄付金を財源に基金の設置運営を行い、基金設置希望者の指定したプログラムを実施する市民公益活動団体へ助成する。付随的にイベントを実施することがある。

（対象者）　基金を設置したい個人、団体等、指定したプログラムを実施する市民公益活動団体

（２）市民公益活動を支援するための不動産等の活用を支援する事業

【目的】

不動産等を利活用することにより市民公益活動団体を支援したい個人、団体等に対し、その利活用の方法等を提案し、地域課題の解決のために必要な資金等の地域資源の循環を推進し、市民公益活動団体の資金調達、活動等をサポートすることを目的とする。

【内容】

寄付、寄贈等として受け入れた（受け入れる）不動産等に関し、民間企業等と協働して市民公益活動への利活用モデルの設計や、そのための税制改正の提言等を実施する。また、信託会社等との信託スキームを活用して市民公益活動団体へ資金調達のサポートや、財団が受け入れた（受け入れる）不動産等について助成等に活用することを検討・提案等を行う。

（対象者）不動産等を利活用して市民公益活動を支援したい個人、団体等

（3）市民公益活動団体等に対し、その経営に必要な資源を提供する事業

【目的】

市民公益活動団体等に対し、当財団が持つ「人」、「物」、「金」、「情報」といった資源を提供することを通して、公益活動団体等の活動を支援し、活動を行う団体等の認知度を高め、又は、地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することを目的とする。

【内容】

市民活動団体等の活動を支援するため、「セミナー」、「ワークショップ」等の開催、市民活動団体が主催する助成プログラム等の企画・運営、市民活動団体等が主催するチャリティプログラム等への参画など、当財団の持つ「人」、「物」、「金」、「情報」といった資源を提供する。

（対象者）市民公益活動団体等

（4）市民公益活動団体等及び資源提供者に対するコンサルティングに関する事業

【目的】

「情報」、「スキル」、「時間」等の資源を持ち、市民公益活動を支援したい人々や自らが市民公益活動を行いたい人々等を対象に、地域の公益活動に関連する情報の収集や掘り起こし、市民公益活動団体等への資金調達のサポートができる人の育成等を行うことによって、市民公益活動団体等の活動を支援し、市民公益活動団体等の人的、物的、財政的な組織基盤を強化することを目的とする。

【内容】

募集説明会を開催し、ボランティア希望者を当財団で受け入れ、市民公益活動を支援するボランティアの育成等を行う。

なお、育成等に当たっては、養成講座の開催や、当財団の助成先団体にも協力を依頼し、集合研修等を行う。

また、市民公益活動団体等からの相談、悩み等に対し、助言やコンサルティング等の支援を行う。

（対象者）市民公益活動団体等で活動する人、又はそれを支援したい人、市民公益活動団体等

（5）市民公益活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業

【目的】

地域課題を「見える化」し、その解決に挑む市民公益活動団体等が推進する活動の認知度を高めるとともに、地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することを目的とする。

【内容】

市民公益活動を支援したい人々と、自らが市民公益活動を行いたい人々をつなぐチャリティプログラムの各種手法、市民公益活動の活性化につながる調査、研究等を行うとともに、寄付などにより資金等を提供した人々の思いや助成を受けた活動の成果を公表し、社会を構成するすべての主体が市民公益活動を支え、担うことができる社会づくりの必要性等について、様々な情報ツールで発信する。

また、情報収集、情報発信等の一環として、説明会等を開催する。

（対象者）全県民

（６）市民公益活動を推進するための普及・啓発物品、寄付金付物品及び出版物等の販売

【目的】

市民公益活動への社会からの寄付等の資金的支援を促すとともに、気軽に寄付できる仕組みをつくり、市民公益活動団体等が地域課題に取り組むために必要な資金等の地域資源の循環の推進を促すことを目的とする。

【内容】

企業・団体等と協働して寄付機能つき自動販売機の設置を行うとともに、市民公益活動を支える寄付の普及啓発に資する普及・啓発物品や寄付金付物品の開発・販売を行う。

なお、集まった募金や寄付金は当財団の助成事業等に充てる。

また、当財団が蓄積した市民公益活動に関するノウハウ等をマニュアル等にして提供する。

（対象者）全県民

（７）社会を構成する多様な主体が市民公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業

【目的】

市民公益活動への社会からの寄付等の資金的支援を促し、地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進するとともに、愛知県内における地域課題を「見える化」し、その地域課題の解決を支援することを目的とする。

【内容】

企業・団体等に協力をお願いして店舗等への募金箱の設置等により、市民公益活動への社会からの寄付等の資金的支援を促すとともに、円卓会議などの会議等を開催し、地域社会の課題をテーマとして取り上げ、参加者で解決策の検討等を行った上で、アクションプラン等を発表する。

（対象者）市民公益活動に関心のある人、取り上げる地域社会の課題やその解決に関心のある個人・団体、現にその解決に取り組んでいる個人・団体

３　事業実施のための財源

653名の設立寄付者（発起人）からの総額9,501,789円の寄付金、企業・団体・県民などからの寄付金、事業収益（行政からの委託料等）

注１　事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

（１） 公益目的事業について

（事業単位ごとに作成してください。）

事業番号	公　1

〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	第4条第1項第1号から第8号
事業の種類（別表の号）	（本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。）
19	当該事業は、地域課題を「見える化」し、その地域課題の解決に取り組む市民公益活動を推進する団体等の認知度を高め、活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することで、市民公益活動等の組織基盤を強化し、市民公益活動を推進し、安心できる地域の未来を創造することを目的としており、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する。

（本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。）

（下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。）		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	（左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。）	その他説明事項
(13) 助成（応募型）	1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.応募の機会が、一般に開かれているか。 3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除) 4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。) 6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。	（1） 市民公益活動団体の資金調達のサポート、助成等に関する事業 1） 本事業は、愛知県内における地域課題を「見える化」し、市民公益活動団体の資金調達、活動等をサポートするとともに、市民公益活動団体に対し資金を助成することで、地域課題の解決のために必要な資金の循環を推進することを目的とし、このことは定款に位置づけられ、Webサイトやメディア等を通して広く公表している。 2） 公募はチラシやWebサイト、メディア等を通して広く行っている。応募要件（対象となる事業分野など）は助成プログラムにより多少の違いはあるが、すべての市民公益活動団体等に開いている。 3） 市民公益活動や助成内容に応じた専門家、有識者、また、当財団の理事や評議員、寄付者等の市民からなる公益性判断と、助成先選考を行う委員会により助成先を決定する。 特に、当財団の理事・評議員、寄付者が委員会に関わる理由について、まず当財団の理事・評議員は、当財団のミッションの観点から選考に関わる必要があると考える。助成金の原資となる寄付を行った寄付者に対しても、各人の希望や助成内容に応じて選考に関わる機会を提供する。そうすることで寄付者の意志を反映し、寄付文化の醸成へとつなげられると考える。なお、利害関係が公益性や選考の判断に影響しないよう、委員の意思決定権はすべて同等に制限すること、理事や評議員、寄付者は必要に応じて意思決定から外れることをルール化し、公平性を担保している。 4） 選考への専門家の関与として、大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、助成内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者、第三者として判断できる弁護士等のほか、当財団の役員・評議員（多様な分野の専門家が就任している。）がバランスよく、適切な形で関与する。また、選考に関わる委員の数は5名程度とし、当財団の理事・評議員以外の者を過半数委嘱するものとする。 5） 助成先の選考方法・手続は広く社会に公開し、委員の氏名等は選考や選考後の委員の生活や仕事に支障の出ない範囲で公表する。また、選考結果（助成先、助成額、事業概要等）や理由についても原則、Webサイトやメディア等により広く社会に公開する。 6） 助成対象者には、助成内容に応じて、適切な時期にその事業や成果に関する報告書の提	

		は時期にての事業や成果に関する報告書の提出を義務づけるとともに、助成プログラムによっては、その成果を広く発表する機会や成果物等の提供・公開も行う。	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(2)市民公益活動を支援するために不動産等の支援を活用する事業 1) 本事業は、不動産等の利活用の方法等の提案によって、地域課題の解決のために必要な資金等の地域資源の循環を推進し、市民公益活動団体の資金調達、活動等をサポートすることを目的とする。 2) ア Webサイトやパンフレット、メディア等のさまざまな方法で広く社会へアナウンスするものであり、受益の機会が一般に開かれている。 イ 大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者のほか、当財団の役員・評議員(多様な分野の専門家が就任している。)がバランスよく、適切な形で関与する。 ウ 審査・選考は伴わない。 エ 該当なし。	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(3)市民公益活動団体等に対し、その経営に必要な資源を提供する事業 1) 本事業は、当財団が持つ「人」、「物」、「金」「情報」といった資源を提供することを通して、公益 活動団体等の活動を支援し、活動を行う団体等の認知度を高め、又は、地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することを目的とする。 2) ア セミナー、ワークショップ等については、社会課題の解決や地域社会の健全な発展に寄与する活動を行う個人・団体等を対象に広く募集する。また、その他当財団の持つ資源が必要な場合には、広く相談等に応じている。 イ 大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者のほか、当財団の役員・評議員(多様な分野の専門家が就任している)がバランスよく、適切な形で関与する。 ウ 審査・選考は伴わない。 エ 該当なし。	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(4)市民公益活動団体等及び資源提供者に対するコンサルティング事業 1) 本事業は、地域の公益活動に関連する情報の収集や掘り起こし、市民公益活動団体等への資金調達のサポートができる人の育成等を行うことによって、市民公益活動団体等の活動を支援し、市民公益活動団体等の人的、物的、財政的な組織基盤を強化することを目的とする。 2) ア 市民公益活動団体等で活動する人又はそれを支援したい人、市民公益活動団体等を広く対象としている。 イ 大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者のほか、当財団の役員・評議員(多様な分野の専門家が就任している)がバランスよく、適切な形で関与する。 ウ 審査・選考は伴わない。 エ 該当なし。	

(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア　受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ　事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ　審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ　その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(5)市民公益活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業 1)　本事業は、地域課題を「見える化」し、その解決に挑む市民公益活動団体等が推進する活動の認知度を高めるとともに、地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することを目的とする。 2) ア　得られた知見は説明会、Webサイトやパンフレット、メディア等、さまざまな方法で広く社会へアナウンス しており、受益の機会が一般に開かれている。 イ　大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者のほか、当財団の役員・評議員(多様な分野の専門家が就任している。)がバランスよく、適切な形で関与する。 ウ　審査・選考は伴わない。 エ　該当なし。	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア　受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ　事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ　審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ　その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(6)市民公益活動を推進するための普及・啓発物品、寄付金付物品及び出版物等の販売 1)　本事業は、市民公益活動への社会からの寄付等の資金的支援を促すとともに、気軽に寄付できる仕組みを作り、市民公益活動団体等が地域課題に取り組むために必要な資金等の地域資源の循環を推進することを目的とする。 2) ア　Webサイトやパンフレット、メディア等、さまざまな方法で広く社会へ働きかけるとともに、普及・啓発物品、寄付金付物品及び出版物等は誰でも入手することができ、受益の機会が一般に開かれている。 イ　企業・団体等とともに、大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者のほか、当財団の役員・評議員(多様な分野の専門家が就任している。)がバランスよく、適切な形で関与する。 ウ　審査・選考は伴わない。 エ　該当なし。	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア　受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ　事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ　審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ　その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(7)社会を構成する多様な主体が市民公益活動を支え担う仕組みの検討及び実施に係る事業 1)　本事業は、市民公益活動への社会からの寄付等の資金的支援を促し、市民公益活動団体等が地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進するとともに、愛知県内における地域課題を「見える化」し、地域課題の解決を支援することを目的とする。 2) ア　Webサイトやパンフレット、メディア等様々な方法で広く社会へアナウンスするとともに、円卓会議等についても広く参加者を募集しており、受益の機会が一般に開かれている。 イ　大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者のほか、当財団の役員・評議員(多様な分野の専門家が就任している。)がバランスよく、適切な形で関与する。 ウ　審査・選考は伴わない。 エ　該当なし。	

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注2）

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1　「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2　記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

【別紙4　法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニテ

【別表A(1)　収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】

（公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。）

1．第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業 区分	事業 番号	経常収益計 前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。	経常費用計	その事業に係る特定費用準備資金の当期取崩額	その事業に係る特定費用準備資金の当期積立額	第一段階の判定 (2欄－3欄＋4欄－5欄)
1		2	3	4	5	6
公		円	円	円	円	0円
公		円	円	円	円	0円
計		0円	0円	0円	0円	

第二段階7欄(収入)へ　　第二段階7欄(費用)へ

プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。

理由：
計画：

2．第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

			収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)		7	2,145,807 円	2,072,500 円	
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用		8	44,000 円	2,080,049 円	
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)		9	2,189,807 円	4,152,549 円	
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より)(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。)		10	円	円	
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	11	0 円		
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	12	0 円		収入－費用
合計(9欄～12欄)		13	2,189,807 円	4,152,549 円	-1,962,742 円

※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合(収入－費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入－費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

収支相償がプラスとなる場合の剰余金の取扱

事業年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニ

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

（公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。）

公益目的事業比率の算定			
公益実施費用額(13欄より)		1	4,152,549 円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額(13、23、33欄の合計)		2	4,964,644 円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)		3	83.6 %

公益実施費用額の計算			
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)		4	4,152,549 円
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	5	0 円
	融資に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	6	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	7	0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	8	0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	9	0 円
	引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	10	0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5)Ⅷ欄より)	11	0 円
	調整額計(5欄～11欄の計)	12	0 円
公益実施費用額(4欄+12欄)		13	4,152,549 円

収益等実施費用額の計算			
収益事業等に係る事業費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)		14	0 円
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	15	0 円
	融資に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	16	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	17	0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	18	0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	19	0 円
	引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	20	0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5)Ⅷ欄より)	21	0 円
	調整額計(15欄～21欄の計)	22	0 円
収益等実施費用額(14欄+22欄)		23	0 円

管理運営費用額の計算			
管理費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)		24	812,095 円
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	25	0 円
	融資に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	26	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	27	0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	28	0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	29	0 円
	引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	30	0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5)Ⅷ欄より)	31	0 円
	調整額計(25欄～31欄の計)	32	0 円
管理運営費用額(24欄+32欄)		33	812,095 円

事業年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その1

（公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。）　　（単位：円）

Ⅰ　事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

	公益実施費用額													
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
経常費用額	4,152,549													4,152,549

Ⅱ　土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)

NO.	所在地	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ　融資に係る費用額(別表B(3)より)

NO.	貸付の内容	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅳ　無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)

NO.	役務提供等の名称	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅴ　特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅵ　特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より、マイナス額で記載してください)

NO.	特定費用準備資金の名称	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅶ　引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください)

NO.	引当金の名称	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅷ　財産の譲渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください。)

NO.	財産の名称	公益実施費用額													
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅸ　合計

	公益実施費用額													
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12	共通	公益実施費用額計
合計	4,152,549	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,152,549
事業比率	83.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.6%

事業年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その2

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値を求め、別表B(1)に転記するための表です。)　　(単位:円)

I　事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
	収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
経常費用額											812,005	4,996,644	

II　土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)

NO.	所在地	収益等実施費用額									収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通				
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

III　融資に係る費用額(別表B(3)より)

NO.	貸付の内容	収益等実施費用額									収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通				
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

IV　無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)

NO.	役務提供等の名称	収益等実施費用額									収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通				
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

V　特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額									収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通				
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

VI　特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より、マイナス額で記載してください)

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額									収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通				
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

VII　引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください)

NO.	引当金の名称	収益等実施費用額									収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通				
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

VIII　財産の譲渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください。)

NO.	財産の名称	収益等実施費用額									収益等実施費用額計	管理運営費用額	合計(参考)	摘要(規則第15条のうち該当の項番を記載)
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通				
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

IX　合計

	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
	収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	812,005	4,996,644	
事業比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.4%	100.0%	

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業年度				
	自	令和3年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
遊休財産額は、以下の計算により算定します。

遊休財産額＝資産－（負債＋一般社団・財団法人法第131条の基金）－（控除対象財産－対応負債の額※）

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまうためです。

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成（下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。）

資産の部				負債の部		
流動資産計		1	4,097,847 円	流動資産に直接対応する負債の額	6	3,207,384 円
固定資産	控除対象財産（別表C(2)から転記）	2	1,596,192 円	控除対象財産に直接対応する負債の額 32欄	7	0 円
	その他の固定資産 4欄-2欄	3	3,562,934 円	その他の固定資産に直接対応する負債の額	8	0 円
	固定資産計 5欄-1欄	4	5,159,126 円	引当金勘定の合計額 35欄	9	0 円
				その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	10	0 円
				負債計 26欄	11	3,207,384 円
				正味財産の部		
				一般社団・財団法人法第131条の基金 27欄	12	0 円
				指定正味財産の額 33欄	13	1,596,192 円
				一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄	14	4,453,397 円
				正味財産計	15	6,049,589 円
資産計		5	9,256,973 円	負債及び正味財産合計 5欄（11欄+15欄と同額）	16	9,256,973 円

2. 遊休財産額の保有上限額（＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額）の計算

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額		17	4,152,549 円	公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	0 円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ商品等譲渡に係る原価相当額		18	0 円	財産の譲渡損、評価損等の額	22	0 円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額（別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ)）		19	円	特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額（別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ)）	23	円
計（17欄+18欄+19欄）		20	4,152,549 円	控除額計（21欄+22欄+23欄）	24	0 円

3. 遊休財産額の計算

資産 5欄		25	9,256,973 円	控除対象財産の額 2欄	28	1,596,192 円
負債 11欄		26	3,207,384 円	対応負債の額 30欄	29	0 円
一般社団・財団法人法第131条の基金 12欄		27	0 円	遊休財産額 25欄-26欄-27欄-28欄+29欄（0以下の場合は0）	30	4,453,397 円

4. 対応負債の額の計算（次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。）

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法			公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	1,596,192 円	控除対象財産の額 2欄又は28欄	31	円
控除対象財産に直接対応する負債の額 7欄	32	0 円			
指定正味財産の額 13欄	33	1,596,192 円	指定正味財産の額 13欄	33	円
31欄-32欄-33欄	34	0 円	31欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	0 円	引当金勘定の合計額 9欄	35	円
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	3,207,384 円			
その他負債の額 10欄（11欄-35欄-36欄と同額）	37	0 円	その他負債の額 11欄-35欄	37	0 円
一般正味財産の額 14欄（5欄-11欄-12欄-13欄）と同額（0以下の場合は0）	38	4,453,397 円	一般正味財産の額 14欄（5欄-11欄-12欄-13欄）と同額（0以下の場合は0）	38	0 円
対応負債の額 32欄×34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0 円	対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	4,152,549 円
遊休財産額 30欄	41	4,453,397 円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	不適合

事業年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

【別表C(2) 控除対象財産】

※ 法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に「管」と記載してください。

1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所	事業区分※	財産の使用状況（概要、使用面積、使用状況等）	帳簿価額		不可欠特定財産	共用財産
		面積、構造、物量等	事業番号		期首	期末	取得時期	共用割合
			他		0円	0円		
								%
					円	円		
								%
計(A)					0円	0円		

2. 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

番号	財産の名称	場所	事業区分※	財産の使用状況（概要、使用面積、使用状況等）	帳簿価額		共用財産
		面積、構造、物量等	事業番号		期首	期末	共用割合
					円	円	
							%
					円	円	
							%
計(B)					0円	0円	

3. 資産取得資金（公益のみ）（別表C(4)より）

番号	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額		公益目的保有財産	共用財産
				期首	期末		共用割合
		公		円	円		
							%
計(C)				0円	0円		

3. 資産取得資金（公益以外）（別表C(4)より）

番号 枝番	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額		共用財産
				期首	期末	共用割合
				円	円	
						%
計(C)				0円	0円	

4. 特定費用準備資金(公益のみ)（別表C(5)より）

番号	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
		公		円	円

				円	円
計(D)				0円	0円

4. 特定費用準備資金(公益以外)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
計(D)				0円	0円

5. 交付者の定めた使途に従い使用・保有している財産(公益のみ。1～4に記載した財産は含まれません。)

番号	財産の名称	事業番号※	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計(E)				0円	0円

5. 交付者の定めた使途に従い使用・保有している財産(公益以外。1～4に記載した財産は含まれません。)

番号	財産の名称	事業番号※	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計(E)				0円	0円

6. 交付者の定めた使途に充てるために保有している資金(公益のみ。1～4に記載した資金は含まれません。)

番号	資金の名称	事業番号※	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
1	とよし・まつもと基金	公 1	若者の人材育成を行う活動に助成するしくみとして設置。	5,000,000円	1,500,000円
2	あいち・なごや・つながる基金	公 1	財団の設立趣旨である「課題に取り組むNPOに必要な志金の流れをつくる」ため、これまで実施していた複数の基金をまとめ、「あいち・なごや・つながる基金」を設立。	96,091円	96,192円
計(F)				5,096,091円	1,596,192円

6. 交付者の定めた使途に充てるために保有している資金(公益以外。1～4に記載した資金は含まれません。)

番号	資金の名称	事業番号※	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円

計(F)	0円	0円

控除対象財産の額（A～Fの合計）	期首	期末
	5,096,091 円	1,596,192 円

〈参考値〉

公益目的の3から6の財産の合計額	期首	期末
	5,096,091 円	1,596,192 円

別表D

事業年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の認定法施行規則第4条で定める財産について、保有の有無、保有している場合には、その内容を記載してください。

保有の有無	保有していない		
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合（注）
他の団体の名称	財産の名称		
			%
			%

注　正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

別表E

事業年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

情報開示の適正性

法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	鳥居 翼
	公認会計士・税理士の別	税理士
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

会計監査人による外部監査を受けている法人は、本書類の記載は不要です。

記載要領 ： 下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

【別表F(1)各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員等の報酬・給料手当)】

(役員等の報酬及び給料手当について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

事業年度	自 2021 年 4 月 1 日	法人コード	A024879
	至 2022 年 3 月 31 日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

○役員等の報酬

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

番号	役職	役員等の氏名	報酬の額	配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計						法人会計
					公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	小計	
1			0		0						0						0	
	ページ 合 計		0															
	役員等の報酬 計		0															

○使用人を兼務する理事の給料手当

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

番号	役職	各事業に関連する費用		配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計						法人会計
		役員等の氏名	給料手当の額		公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	小計	
1																		
	合 計																	

○使用人を兼務する理事以外の給料手当

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

給料手当の額	配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計						法人会計
		公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	小計	

○給料手当計

給料手当計															

記載要領 ： 下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

【別表F(2)各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員等の報酬・給料手当以外の経費)】

(各費用額に共通して発生する関連費用等について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

| 事業年度 | | |

別表H(1) 当該事業年度末日における公益目的取得財産残額

事業年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

公益目的増減差額 ＋ 公益目的保有財産 ＝ 公益目的取得財産残額

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金(流動資産)であり、以下の計算により算定します。

前事業年度末日の公益目的増減差額 ＋ 当該事業年度に増加した公益目的事業財産 － 当該事業年度の公益目的事業費等
－ 当該事業年度末日の公益目的増減差額

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額(2欄＋14欄－20欄)	1	1,596,192 円

□ 時価法を適用する金融資産に対して、時価評価を反映した差額の加減を既に1欄において行っている場合は「レ」を記載します。

時価法を適用する金融資産を公益目的保有財産として保有している場合、公益認定取消し等の際には上記1欄の数字に、当該資産の取得時の価額(公益認定時の時価)と当該事業年度末の時価との差額を加減したものが当該事業年度末日の公益目的増減差額となります。なお、時価法を適用する公益目的保有財産を保有せずに1欄がマイナスとなる場合は、3欄から13欄に記載漏れ等の可能性があります。

前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	−3,205,723 円

当該事業年度に増加した公益目的事業財産

数値(損益計算書(公益目的事業会計)上の)	寄付を受けた財産の額	3	81,807 円
	交付を受けた補助金等	4	円
	公益目的事業に係る対価収入	5	108,000 円
	収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6	円
	社員が支払った経費の額【公益社団法人のみ記入】	7	0 円
	公益目的保有財産の運用益等(5欄に参入した額を除く)	8	50 円
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9	円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額(22欄－21欄)(マイナスの場合は零)	10	0 円
	合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11	円
	認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12	円
	3欄～12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13	8,764,607 円
当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄～13欄の合計)		14	8,954,464 円

当該事業年度の公益目的事業費等

数値(損益計算書(公益目的事業会計)上の)	公益目的事業費の額(財産の評価損等の調整後の額)	15	4,152,549 円
	15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16	円
	15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17	円
	15欄～17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の額	18	円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額(21欄－22欄)(マイナスの場合は零)	19	0 円
当該事業年度の公益目的事業費等の合計額(15欄～19欄の合計)		20	4,152,549 円

2. 公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額(別表C(2)A)	21	0 円

【参考数値】

前事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22	円
うち認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額	23	円

3. 公益目的取得財産残額

当該事業年度末日における公益目的取得財産残額(1欄＋21欄)	24	1,596,192 円

別表H(2) 当該事業年度中の
公益目的増減差額の明細

事業年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

1. 寄附を受けた財産

(1) 寄附者により、公益目的事業以外のために使用すべき旨が定められているもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
賛助会費		132,000円
		円
合計		132,000円

注 寄附の名称ごとに寄附者による使途の内容が分かる書類(寄附規定、募集要綱等)を添付してください。

(2) (1)以外のもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
あいち・なごや・つながる基金		37,807円
賛助会費		44,000円
合計		81,807円

2. 社員が支払った経費【公益社団法人のみ記載】

(1) 公益目的事業以外のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0円

(2) 公益目的事業のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0円

(3) 使途の定めがないもの

名称	金額	うち、公益目的事業のために使用する金額
	円	円
	円	円
合計	0円	0円

3. 公益目的保有財産の運用益等

【公益目的増減差額に加算されるもの】

公益目的保有財産の名称	運用益等の内容	金額
基本財産・特定資産	受取利息	50円
		円
合計		50円

4. 公益目的保有財産に生じた費用及び損失(公益目的事業費(調整後)に含まれるものを除く)

【公益目的増減差額から減算されるもの】

公益目的保有財産の名称	費用及び損失が生じた理由	金額
		円
		円
合計		0 円

5. 他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産

【公益目的増減差額から減算されるもの】

寄附先の公益法人の名称	寄附をした財産の使途(公益目的事業の内容)	金額
		円
		円
合計		0 円

（その他の証明用紙）

証　明　書

納税義務者	住所（所在地）	名古屋市中村区本陣通５丁目６番地の１　地球資源長屋なかむら２Ｆ
	氏名（名称）	公益財団法人あいちコミュニティ財団

本市内において既往３年間に市税の滞納処分を受けたことがないこと。

以　下　余　白

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　４年　６月１０日

名古屋市ささしま市税事務所長

名古屋市ささしま市税事務所長之印
（証明用）

（証第51号様式）

納　税　証　明　書

発行番号	00010

申請人（納税者又は特別徴収義務者）	住所（所在地）	名古屋市中村区本陣通５丁目６番地１
	氏名（名称）	公益財団法人　あいちコミュニティ財団　様

下記のとおりであることを証明します。

証明事項

過去３年以内に、県税、特別法人事業税及び地方法人特別税の滞納処分を受けたことはありません。

以下余白

令和　4年　6月13日

愛知県名古屋西部県税事務所長

県税事務所長之印

納　税　証　明　書

（その４　滞納処分を受けたことのない証明用）

住　所（納税地）　愛知県名古屋市中村区本陣通５丁目６番地１

氏　名（名　称）　公益財団法人　あいちコミュニティ財団

代　表　者　氏　名　代表理事　佐藤　真琴

自　平成３１年　４月　１日
至　令和　４年　３月３１日　間、当署における国税の滞納により、滞納処分を受けたことがない。

以　下　余　白

徴管（証明）　第　０００８５９　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和　４年　６月１０日　　名古屋中村税務署長

財務事務官　　太田　美津子

【参考資料:監督上の処分等の一覧】

事業年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

1. 行政庁から受けた監督上の処分又は指導の一覧

処分又は指導の日付	監督上の処分又は指導の内容	法人における対応状況

注　当事業年度に行政庁から受けた勧告、命令及び指導(書面によるものに限る。)を記載してください。
また、当事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。

2. 行政機関から受けた指導等の一覧

指導等の日付	指導等の内容	法人における対応状況

注　当事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政機関から受けた指導、命令等(書面によるものに限る。)を記載してください。また、当事業年度以前に受けたもので、まだ改善がなされていないものも記載してください。

令和5年6月30日

愛知県知事

大村秀章　　殿

法人の名称　公益財団法人あいちコミュニティ財団

代表者の氏名 佐藤　真琴

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２２条第１項の規定により、提出します。

記

１.財産目録

２.役員等名簿

３.理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

４.社員名簿

５.一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１２９条第１項（同法第１９９条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等

６.キャッシュ・フロー計算書
なし

７.公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 第２８条第１項第２号に掲げる書類

８.公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第３８条第１項第２号及び第３号に掲げる書類

９.滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書

イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）



事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和5年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

役員等名簿

1. 評議員（公益財団法人の場合のみ）

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤	住所		
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等
イイオ	アユム	飯尾	歩	非常勤	[redacted]		
イワハラ	アキヒコ	岩原	明彦	非常勤			
ユリ	ムネユキ	由里	宗之	非常勤			
トナリ	シロウ	戸成	司朗	非常勤			
ウチワ	ヒロユキ	内輪	博之	非常勤			
クリタ	ノブユキ	栗田	暢之	非常勤			
ホシノ	ヒロシ	星野	博之	非常勤			
メンジョウ	ヨシタカ	毛受	芳高	非常勤			
ミナミダ	アユミ	南田	あゆみ	非常勤			

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤	住所			代表理事
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等	
トエダ	ヒロモト	戸枝	陽基	非常勤	[redacted]			
サトウ	マコト	佐藤	真導	非常勤				レ
ハラダ	マサキ	原田	正樹	非常勤				
キタムラ	タカユキ	北村	隆幸	非常勤				
ヤマモト	コズエ	山元	梢	非常勤				

3. 監事

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤	住所		
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等
カワグチ	ハジメ	川口	創	非常勤	[redacted]		
トリイ	ツバサ	鳥居	翼	非常勤			

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和5年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

役員等名簿

1. 評議員（公益財団法人の場合のみ）

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤
イイオ	アユム	飯尾	歩	非常勤
イワハラ	アキヒコ	岩原	明彦	非常勤
ユリ	ムネユキ	由里	宗之	非常勤
トナリ	シロウ	戸成	司朗	非常勤
ウチワ	ヒロユキ	内輪	博之	非常勤
クリタ	ノブユキ	栗田	暢之	非常勤
ホシノ	ヒロシ	星野	博之	非常勤
メンジョウ	ヨシタカ	毛受	芳高	非常勤
ミナミダ	アユミ	南田	あゆみ	非常勤

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤	代表理事
トエダ	ヒロモト	戸枝	陽基	非常勤	
サトウ	マコト	佐藤	真琴	非常勤	レ
ハラダ	マサキ	原田	正樹	非常勤	
キタムラ	タカユキ	北村	隆幸	非常勤	
ヤマモト	コズエ	山元	梢	非常勤	

3. 監事

フリガナ（姓/名）		氏名（姓/名）		常勤非常勤
カワグチ	ハジメ	川口	創	非常勤
トリイ	ツバサ	鳥居	翼	非常勤

公益財団法人あいちコミュニティ財団　役員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益財団法人あいちコミュニティ財団（以下「この法人」という。）の定款第 31 条に基づき、役員の報酬等並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、理事及び監事をいう。

(2)　常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を勤務場所とする者をいう。

(3)　報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 13 号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(4)　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　この法人は、第 31 条に基づき、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　常勤役員には、評議員会において定める総額の範囲内において、（別表）「常勤役員報酬表」に基づき定例役員報酬を支給する。

（報酬の額の決定）

第４条　この法人の常勤役員の定例報酬月額は、（別表）「常勤役員報酬表」のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は報酬表のうちから、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。

（報酬の支給日）

第５条　報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月の一定の定まった日に支払うものとする。

（報酬の支給方法）

第６条　報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（通勤費）

第７条　常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

（費用）

第８条　この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

（公表）

第９条　この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、評議員会にて行う。

（補則）

第 11 条　この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附　則

この規程は、2013 年 9 月 25 日から施行する。

（別表）「常勤役員報酬表」（単位：円）

号	月額
1	100,000
2	120,000
3	140,000
4	160,000
5	180,000
6	200,000
7	220,000
8	240,000
9	260,000
10	280,000
11	300,000
12	320,000
13	340,000
14	360,000
15	380,000
16	400,000
17	420,000
18	440,000

号	月額
19	460,000
20	480,000
21	500,000
22	520,000
23	540,000
24	560,000
25	580,000
26	600,000
27	620,000
28	664,000
29	660,000
30	680,000
31	700,000
32	720,000
33	740,000
34	760,000
35	800,000



イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）

イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）



イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）

イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）

[redacted]



イノベーション企画支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）

公益財団法人あいちコミュニティ財団
2022年度事業報告書

【1】当年度の概要

当年度の公益目的事業に関する寄付金総額は272,454円、賛助会費としての受け取り会費75,000円でした。

当年度に実施することが出来た事業の結果は次の通りです。

【2】組織運営に関する事項

1　概要

当年度も、社会福祉法人むそうと出向契約を結び、企画・運営・経理についてそれぞれ1名ずつの人材を確保し、事務局を運営いたしました。

また、理事および監事については、理事5名・監事2名が、評議員については評議員9名という体制で運営を行いました。

2　評議員会の開催状況

評議員総数：9名

開催日	出席	審議事項	報告事項
6月16日	評議員6名 理事3名 監事1名	・2021年事業報告及び決算	・2022年度事業計画及び予算

3　理事会の開催状況

理事総数：4月1日から5名。

監事総数：4月1日から2名。

開催日	出席	審議事項	報告事項
5月23日	理事4名 監事2名	・2021年度事業報告 ・2021年度決算報告 ・2022年度補正予算	・2022年度事業計画
1月25日	理事5名 監事1名	・今後の事業展開について	
3月1日	理事4名 監事2名	・介拓アワードの実施について	・2022年度事業報告見込み ・2022年度決算見込み
3月31日	理事4名 監事1名	・2023年度事業計画 ・2023年度予算	・介拓プログラム及びアワードの実施状況について ・事務局体制及び顧問税理士法人の変更について

【3】事業に関する事項

前年度に引き続き、市民公益活動団体等の組織基盤を強化し、安心できる地域の未来を創造することを目的として、以下の事業を行いました。

1　公益目的事業

（1）市民公益活動を行う団体等に仲介・提供するために、必要な資金等の資源を募り、確保する事業

ア　「事業」への寄付募集

市民公益活動団体からの事業計画を公開し、賛同者を募る事業ですが、本年度は実施しませんでした。

イ　「テーマ」への寄付募集（寄付総額 33,454 円）

「あいち・なごや・つながる基金」の賛同者を募り、寄付の受入れを行いました

ウ　「賛助会員」の募集（受取会費総額 75,000 円）

昨年度に引き続き、当財団の目的に賛同し、事業運営にご協力いただく「賛助会員」を募集しました。本年度の賛助会員数は８名でした。

エ　法人運営への寄付募集

上記の寄付及び賛助会員の募集のほかにも、当財団の運営へご協力くださる方の寄付を受け入をしておりますが、今年度の寄付はありませんでした。

（2）市民公益活動を行う団体等に対し、助成等を行う事業

ア　「あいち・なごや・つながる基金」等での団体への助成

寄付を募り、地域の社会課題の解決に取り組む NPO・NGO を支援する事業ですが、本年度は助成を実施しませんでした。

イ　冠プログラム「カンムリ」

企業等の寄付による基金を設置する事業ですが、「あいち子どもの暮らしサポート助成金」の二次募集を実施し、下記の団体へ助成しました。

助成団体：特定非営利活動法人リビングサポートあいあいの家

助成事業：ボッチャが育む共生のコミュニティ

ウ　「介護の未来を拓く若者基金」

高校生介拓プログラムにより４名の高校生に計 34 万円を奨学金として助成しました。

（3）市民公益活動を支援するために、不動産等の資源を活用する事業

「特定寄付信託」等の開発・販売と「遺贈寄付相談センター」の運営ですが、本年度は実施しませんでした。

（4）前各号に掲げるもののほか、市民公益活動を行う団体等に対し、その経営に必要な資源を提供する事業

ア　「セミナー」「ワークショップ」等の開催

高校生介拓プログラムにより介護職員初任者研修を修了し、介護現場で働く高校生の実践報告会として「介拓アワード 2022」を開催。３月 19 日に新東通信ビルにて開催しました。

イ　企業との連携

高校生介拓プログラムの実施に際し、愛知県内 5 カ所の福祉事業所と連携し活動をしました。

（5）市民公益活動を行う団体等及び資源提供者に対するコンサルティング事業

ア　市民公益活動団体への資金調達に関するコンサルティング事業は、実施しませんでした。

イ　他団体との連携

前年に引き続き加入をし、情報交換会など各種学習会に参加をしました。

・一般社団法人　全国レガシーギフト協会

・一般社団法人　全国コミュニティ財団協会

（6）市民公益活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業

「年次報告書」等は、発行しませんでした。

（7）市民公益活動を推進するための普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売

市民公益活動を推進するための情報等の普及・啓発を図るべく、物品・出版物等の販売を行なう

ものですが、本年度の販売はありませんでした。

（8）前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が市民公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業

助成事業に関する報告会等は、開催しませんでした。

（9）その他、前条の目的を達成するために必要な事業

ア　ヒアリング・取材対応

一般社団法人 Asubashi の「マイチャレンジインターンシップ 2022」「@18（あっとえいてぃーん）」の取材を受け、記事が掲載されました（代表佐藤、常務理事戸枝、理事北村、山元）。

イ　寄付者の情報管理データベースの構築活用研究事業

寄付や等の情報管理のためのデータベースの構築活用に関する研究は行いませんでした。

ウ　講師派遣事業

大阪ボランティア協会主催の研修講師として、常務理事の戸枝が参加をしました。

【4】附属明細書

2022年度の事業報告書については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定される「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書は作成しておりません。

監査報告書

公益財団法人あいちコミュニティ財団
代表理事　佐藤　真琴　殿

私たち監事は、公益財団法人あいちコミュニティ財団定款第28条及び関連法令に基づき、公益財団法人あいちコミュニティ財団の2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度における理事の職務の執行を監査した。その方法及び結果につき以下の通り報告する。

1．　監査の方法及びその内容

（1）　理事の職務の執行及び事業報告等の監査
私たち監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集と監査の環境の整備を図るとともに、理事会及びその他の重要な会議に出席し、理事及び使用人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、関係書類を閲覧する等必要と認められる監査手続を実施して、業務及び財産の状況を調査した。また、当該年度に係る事業報告書につき所要の調査を実施した。

（2）　計算書類等の監査
（1）に加え、会計帳簿及び関係書類を閲覧し、必要に応じて説明を求める等必要と認められる監査手続を実施して、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について検討した。

2．　監査の結果

（1）　理事の職務の執行及び事業報告等の監査結果
①　事業報告書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく表示しているものと認める。
②　理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないものと認める。

（2）　計算書類等の監査結果
計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

2023年5月31日

公益財団法人あいちコミュニティ財団

監事　鳥居 [redacted]

監事　川 [redacted]

【別紙1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類】

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和5年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人あいちコミュニティ財団	
設立登記日（注）	平成25年4月1日	
法人の目的	愛知県内の地域課題を「見える化」し、その解決に挑む市民公益活動を推進する団体等の認知度を高め、活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することで、市民公益活動団体等の組織基盤を強化し、安心できる地域の未来を創造することを目的とする。	
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等
	愛知県	名古屋市中村区本陣通五丁目6番地1　地域資源長屋なかむら2階
社員の資格の得喪の条件（公益社団法人のみ）		
社員の数（公益社団法人のみ）	人	

注　旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

（1）収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%	
第2段階の合計	収入の額	費用の額
	1,901,344 円	3,084,073 円
収入＞費用の場合の対応		

（2） 公益目的事業比率

公益目的事業比率 （①欄の額÷①欄～③欄の合計額）		80.8 %
①	公益実施費用額	3,084,073 円
②	収益等実施費用額	0 円
③	管理運営費用額	735,087 円

（3） 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	373,454 円	うち個人から	100,000 円
		うち法人から	273,454 円

（4） 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	499 円

（5） 資産、負債及び正味財産の額

資産額	5,594,086 円	負債額	1,454,699 円
		正味財産額	4,139,387 円

（6） 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	3,084,073 円
遊休財産額	4,072,080 円

（7） 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額（①欄＋②欄の合計額）		292,459 円
①	公益目的増減差額	292,459 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	0 円

（8） 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	0 円
（うち、退職手当の額）	0 円

（9） 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無（注）	無

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。

【別紙2 法人の基本情報及び組織について】

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和5年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニテ

1. 基本情報

フリガナ	コウエキザイダンホウジンアイチコミュニティザイダン					
法人の名称	公益財団法人あいちコミュニティ財団					
主たる事務所の住所及び連絡先						
住所	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等			補足住所
	453-0041	愛知県	名古屋市中村区本陣通五丁目6番地1 地域資源長屋なかむら2階			
代表電話番号	052-870-3111		内線		FAX番号	
代表電子メールアドレス	office@aichi-community.jp					
ホームページの有無	有					
ホームページアドレス	http://aichi-community.jp/					
代表者の氏名	佐藤 真琴					
事業年度	4月 1日～ 3月 31日					
事業の概要	愛知県内の地域課題を「見える化」し、その解決に挑む市民公益活動を推進する団体等の認知度を高め、活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することで、市民公益活動団体等の組織基盤を強化し、安心できる地域の未来を創造する。					

2. 組織

(1) 評議員について

	常勤	非常勤	計
評議員の数	0 人	9 人	9 人
評議員に対する報酬等の支給の額を定める定款の条項を記載してください。			
定款の条項	第14条		

(2) 理事及び監事について

	常勤	非常勤	計
理事の数	0 人	5 人	5 人
監事の数	0 人	2 人	2 人

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(4) 会員等について(注)

会員等区分の名称	会員の数
賛助会員	8 人
	人

(5) 職員について

職員の数	2 人	うち常勤	0 人

(6) 評議員会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
理事会	令和4年5月23日	1.2021年度事業報告、2. 2021年度決算,3. 2022年度補正予算
評議員会	令和4年6月16日	1. 2021年度事業報告、4. 2021年度決算
理事会	令和5年1月25日	今後の事業展開について
理事会	令和5年3月1日	介拓アワードの実施について
理事会	令和5年3月31日	1. 2023年度事業計画、2. 2023年度収支予算

注　定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

【別紙3　法人の事業について】

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和5年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

1．事業の一覧

(1)公益目的事業

事業番号	事業の内容
公　1	市民公益活動支援助成事業

(2)収益事業等

〔1〕収益事業

事業番号	事業の内容
収	

〔2〕その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業の内容
他	

2．個別事業の内容について

（１）公益目的事業について

（事業単位ごとに作成してください。）

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公　1	市民公益活動支援助成事業	83.6

〔１〕事業の概要について（注１）

１　趣旨・まとめた理由

当法人は、様々な情報ツールを使った情報発信、寄付募集等を通じて、「地域で今、何が起きているのか？」「課題は何か？」など愛知県内における地域課題を広く知らしめる（「見える化」）とともに、地域課題の解決に取り組む市民公益活動を推進する団体等についての情報発信等も行い、活動を行う団体等の認知度を高め、同時に地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することで、市民公益活動団体等の人的、物的、財政的な組織基盤を強化し、市民公益活動を促進し、安心できる地域の未来を創造することを目的とする。

以下の事業は、すべて上記の目的に資するものであることから、公１としてまとめて記載した。

２　事業内容

（１）市民公益活動団体の資金調達のサポート、助成等に関する事業

【目的】

愛知県内における地域課題を「見える化」し、その解決策への寄付金を当財団経由で集めるなどして、市民公益活動団体の資金調達、活動等をサポートするとともに、市民公益活動団体に対し資金を助成することで、地域課題の解決のために必要な資金の循環を推進することを目的とする。

【内容】

ア　事業指定プログラム

市民公益活動団体からプログラムの提案を受け、選考委員会による選考を経て当財団が適切と認めたプログラムに賛同していただける個人、団体等から寄付金を募集し、この寄付金を財源にプログラムを実施する市民公益活動団体へ助成する。付随的にイベントを実施することがある。

（対象者）賛同する個人、団体等、プログラムを実施する市民公益活動団体

イ　テーマ提案プログラム

独自のテーマ設定で地域社会の様々な活動を応援したい個人、団体等がそのテーマを提案し、当財団に基金を設置し、提案者が主体的に個人、団体等から寄付金を集め、目標に達したら当財団がそのテーマに沿った事業を実施する市民公益活動団体へ助成する。提案者は、当財団と一緒にプログラムの運営に当たる。付随的にイベントを実施することがある。

（対象者）地域社会の様々な活動を応援したい個人、団体等、テーマに沿って事業を実施する市民公益団体

ウ　冠プログラム

基金を設置したい個人、団体等から寄付金を募集し、又は寄付を受け、当財団が基金設置希望者の要望を聴きつつ、地域のニーズを踏まえ、寄付金を財源に基金の設置運営を行い、基金設置希望者の指定したプログラムを実施する市民公益活動団体へ助成する。付随的にイベントを実施することがある。

（対象者）　基金を設置したい個人、団体等、指定したプログラムを実施する市民公益活動団体

（２）市民公益活動を支援するための不動産等の活用を支援する事業

【目的】

不動産等を利活用することにより市民公益活動団体を支援したい個人、団体等に対し、その利活用の方法等を提案し、地域課題の解決のために必要な資金等の地域資源の循環を推進し、市民公益活動団体の資金調達、活動等をサポートすることを目的とする。

【内容】

寄付、寄贈等として受け入れた（受け入れる）不動産等に関し、民間企業等と協働して市民公益活動への利活用モデルの設計や、そのための税制改正の提言等を実施する。また、信託会社等との信託スキームを活用して市民公益活動団体へ資金調達のサポートや、財団が受け入れた（受け入れる）不動産等について助成等に活用することを検討・提案等を行う。

（対象者）不動産等を利活用して市民公益活動を支援したい個人、団体等

（3）市民公益活動団体等に対し、その経営に必要な資源を提供する事業

【目的】

市民公益活動団体等に対し、当財団が持つ「人」、「物」、「金」、「情報」といった資源を提供することを通して、公益活動団体等の活動を支援し、活動を行う団体等の認知度を高め、又は、地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することを目的とする。

【内容】

市民活動団体等の活動を支援するため、「セミナー」、「ワークショップ」等の開催、市民活動団体が主催する助成プログラム等の企画・運営、市民活動団体等が主催するチャリティプログラム等への参画など、当財団の持つ「人」、「物」、「金」、「情報」といった資源を提供する。

（対象者）市民公益活動団体等

（4）市民公益活動団体等及び資源提供者に対するコンサルティングに関する事業

【目的】

「情報」、「スキル」、「時間」等の資源を持ち、市民公益活動を支援したい人々や自らが市民公益活動を行いたい人々等を対象に、地域の公益活動に関連する情報の収集や掘り起こし、市民公益活動団体等への資金調達のサポートができる人の育成等を行うことによって、市民公益活動団体等の活動を支援し、市民公益活動団体等の人的、物的、財政的な組織基盤を強化することを目的とする。

【内容】

募集説明会を開催し、ボランティア希望者を当財団で受け入れ、市民公益活動を支援するボランティアの育成等を行う。

なお、育成等に当たっては、養成講座の開催や、当財団の助成先団体にも協力を依頼し、集合研修等を行う。

また、市民公益活動団体等からの相談、悩み等に対し、助言やコンサルティング等の支援を行う。

（対象者）市民公益活動団体等で活動する人、又はそれを支援したい人、市民公益活動団体等

（5）市民公益活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業

【目的】

地域課題を「見える化」し、その解決に挑む市民公益活動団体等が推進する活動の認知度を高めるとともに、地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することを目的とする。

【内容】

市民公益活動を支援したい人々と、自らが市民公益活動を行いたい人々をつなぐチャリティプログラムの各種手法、市民公益活動の活性化につながる調査、研究等を行うとともに、寄付などにより資金等を提供した人々の思いや助成を受けた活動の成果を公表し、社会を構成するすべての主体が市民公益活動を支え、担うことができる社会づくりの必要性等について、様々な情報ツールで発信する。

また、情報収集、情報発信等の一環として、説明会等を開催する。

（対象者）全県民

（６）市民公益活動を推進するための普及・啓発物品、寄付金付物品及び出版物等の販売

【目的】

市民公益活動への社会からの寄付等の資金的支援を促すとともに、気軽に寄付できる仕組みをつくり、市民公益活動団体等が地域課題に取り組むために必要な資金等の地域資源の循環の推進を促すことを目的とする。

【内容】

企業・団体等と協働して寄付機能つき自動販売機の設置を行うとともに、市民公益活動を支える寄付の普及啓発に資する普及・啓発物品や寄付金付物品の開発・販売を行う。

なお、集まった募金や寄付金は当財団の助成事業等に充てる。

また、当財団が蓄積した市民公益活動に関するノウハウ等をマニュアル等にして提供する。

（対象者）全県民

（７）社会を構成する多様な主体が市民公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業

【目的】

市民公益活動への社会からの寄付等の資金的支援を促し、地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進するとともに、愛知県内における地域課題を「見える化」し、その地域課題の解決を支援することを目的とする。

【内容】

企業・団体等に協力をお願いして店舗等への募金箱の設置等により、市民公益活動への社会からの寄付等の資金的支援を促すとともに、円卓会議などの会議等を開催し、地域社会の課題をテーマとして取り上げ、参加者で解決策の検討等を行った上で、アクションプラン等を発表する。

（対象者）市民公益活動に関心のある人、取り上げる地域社会の課題やその解決に関心のある個人・団体、現にその解決に取り組んでいる個人・団体

３　事業実施のための財源

653名の設立寄付者（発起人）からの総額9,501,789円の寄付金、企業・団体・県民などからの寄付金、事業収益（行政からの委託料等）

注１　事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

（1） 公益目的事業について

（事業単位ごとに作成してください。）

事業番号	公　1

[2]事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	第4条第1項第1号から第8号
事業の種類（別表の号）	（本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。）
19	当該事業は、地域課題を「見える化」し、その地域課題の解決に取り組む市民公益活動を推進する団体等の認知度を高め、活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することで、市民公益活動等の組織基盤を強化し、市民公益活動を推進し、安心できる地域の未来を創造することを目的としており、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する。

（本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。）

（下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。）		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	（左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。）	その他説明事項
(13) 助成（応募型）	1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.応募の機会が、一般に開かれているか。 3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除) 4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。) 6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。	(1) 市民公益活動団体の資金調達のサポート、助成等に関する事業 1) 本事業は、愛知県内における地域課題を「見える化」し、市民公益活動団体の資金調達、活動等をサポートするとともに、市民公益活動団体に対し資金を助成することで、地域課題の解決のために必要な資金の循環を推進することを目的とし、このことは定款に位置づけられ、Webサイトやメディア等を通して広く公表している。 2) 公募はチラシやWebサイト、メディア等を通して広く行っている。応募要件（対象となる事業分野など）は助成プログラムにより多少の違いはあるが、すべての市民公益活動団体等に開いている。 3) 市民公益活動や助成内容に応じた専門家、有識者、また、当財団の理事や評議員、寄付者等の市民からなる公益性判断と、助成先選考を行う委員会により助成先を決定する。 特に、当財団の理事・評議員、寄付者が委員会に関わる理由について、まず当財団の理事・評議員は、当財団のミッションの観点から選考に関わる必要があると考える。助成金の原資となる寄付を行った寄付者に対しても、各人の希望や助成内容に応じて選考に関わる機会を提供する。そうすることで寄付者の意志を反映し、寄付文化の醸成へとつなげられると考える。なお、利害関係が公益性や選考の判断に影響しないよう、委員の意思決定権はすべて同等に制限すること、理事や評議員、寄付者は必要に応じて意思決定から外れることをルール化し、公平性を担保している。 4) 選考への専門家の関与として、大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、助成内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者、第三者として判断できる弁護士等のほか、当財団の役員・評議員（多様な分野の専門家が就任している。）がバランスよく、適切な形で関与する。また、選考に関わる委員の数は5名程度とし、当財団の理事・評議員以外の者を過半数委嘱するものとする。 5) 助成先の選考方法・手続は広く社会に公開し、委員の氏名等は選考や選考後の委員の生活や仕事に支障の出ない範囲で公表する。また、選考結果（助成先、助成額、事業概要等）や理由についても原則、Webサイトやメディア等により広く社会に公開する。 6) 助成対象者には、助成内容に応じて、適切な時期に	

		は時期にての事業や成果に関する報告書の提出を義務づけるとともに、助成プログラムによっては、その成果を広く発表する機会や成果物等の提供・公開も行う。	
(18)上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア　受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ　事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ　審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ　その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(2)市民公益活動を支援するために不動産等の支援を活用する事業 1)　本事業は、不動産等の利活用の方法等の提案によって、地域課題の解決のために必要な資金等の地域資源の循環を推進し、市民公益活動団体の資金調達、活動等をサポートすることを目的とする。 2) ア　Webサイトやパンフレット、メディア等のさまざまな方法で広く社会へアナウンスするものであり、受益の機会が一般に開かれている。 イ　大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者のほか、当財団の役員・評議員(多様な分野の専門家が就任している。)がバランスよく、適切な形で関与する。 ウ　審査・選考は伴わない。 エ　該当なし。	
(18)上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア　受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ　事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ　審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ　その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(3)市民公益活動団体等に対し、その経営に必要な資源を提供する事業 1)　本事業は、当財団が持つ「人」、「物」、「金」「情報」といった資源を提供することを通して、公益 活動団体等の活動を支援し、活動を行う団体等の認知度を高め、又は、地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することを目的とする。 2) ア　セミナー、ワークショップ等については、社会課題の解決や地域社会の健全な発展に寄与する活動を行う個人・団体等を対象に広く募集する。また、その他当財団の持つ資源が必要な場合には、広く相談等に応じている。 イ　大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者のほか、当財団の役員・評議員(多様な分野の専門家が就任している)がバランスよく、適切な形で関与する。 ウ　審査・選考は伴わない。 エ　該当なし。	
(18)上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア　受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ　事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ　審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ　その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(4)市民公益活動団体等及び資源提供者に対するコンサルティング事業 1)　本事業は、地域の公益活動に関連する情報の収集や掘り起こし、市民公益活動団体等への資金調達のサポートができる人の育成等を行うことによって、市民公益活動団体等の活動を支援し、市民公益活動団体等の人的、物的、財政的な組織基盤を強化することを目的とする。 2) ア　市民公益活動団体等で活動する人又はそれを支援したい人、市民公益活動団体等を広く対象としている。 イ　大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者のほか、当財団の役員・評議員(多様な分野の専門家が就任している)がバランスよく、適切な形で関与する。 ウ　審査・選考は伴わない。 エ　該当なし。	

(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア　受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ　事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ　審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ　その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(5)市民公益活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業 1)　本事業は、地域課題を「見える化」し、その解決に挑む市民公益活動団体等が推進する活動の認知度を高めるとともに、地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進することを目的とする。 2) ア　得られた知見は説明会、Webサイトやパンフレット、メディア等、さまざまな方法で広く社会へアナウンス しており、受益の機会が一般に開かれている。 イ　大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者のほか、当財団の役員・評議員(多様な分野の専門家が就任している。)がバランスよく、適切な形で関与する。 ウ　審査・選考は伴わない。 エ　該当なし。	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア　受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ　事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ　審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ　その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(6)市民公益活動を推進するための普及・啓発物品、寄付金付物品及び出版物等の販売 1)　本事業は、市民公益活動への社会からの寄付等の資金的支援を促すとともに、気軽に寄付できる仕組みを作り、市民公益活動団体等が地域課題に取り組むために必要な資金等の地域資源の循環を推進することを目的とする。 2) ア　Webサイトやパンフレット、メディア等、さまざまな方法で広く社会へ働きかけるとともに、普及・啓発物品、寄付金付物品及び出版物等は誰でも入手することができ、受益の機会が一般に開かれている。 イ　企業・団体等とともに、大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者のほか、当財団の役員・評議員(多様な分野の専門家が就任している。)がバランスよく、適切な形で関与する。 ウ　審査・選考は伴わない。 エ　該当なし。	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア　受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ　事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ　審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ　その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(7)社会を構成する多様な主体が市民公益活動を支え担う仕組みの検討及び実施に係る事業 1)　本事業は、市民公益活動への社会からの寄付等の資金的支援を促し、市民公益活動団体等が地域課題に取り組むための活動に必要な資金等の地域資源の循環を推進するとともに、愛知県内における地域課題を「見える化」し、地域課題の解決を支援することを目的とする。 2) ア　Webサイトやパンフレット、メディア等様々な方法で広く社会へアナウンスするとともに、円卓会議等についても広く参加者を募集しており、受益の機会が一般に開かれている。 イ　大学教員等の市民公益活動に関する学識経験者、内容に応じたその分野ごとの知見を持った有識者のほか、当財団の役員・評議員(多様な分野の専門家が就任している。)がバランスよく、適切な形で関与する。 ウ　審査・選考は伴わない。 エ　該当なし。	

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注2）

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1　「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2　記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

【別紙4　法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和5年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニテ

【別表A(1)　収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】

（公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。）

1．第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業 区分	事業 番号	経常収益計 前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。	経常費用計	その事業に係る特定費用準備資金の当期取崩額	その事業に係る特定費用準備資金の当期積立額	第一段階の判定 (2欄－3欄＋4欄－5欄)
1		2	3	4	5	6
公		円	円	円	円	0円
公		円	円	円	円	0円
計		0円	0円	0円	0円	

第二段階7欄(収入)へ　　第二段階7欄(費用)へ

プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。

理由:
計画:

2．第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

			収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄-3欄)		7	1,882,344 円	1,885,000 円	
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用		8	19,000 円	1,199,073 円	
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)		9	1,901,344 円	3,084,073 円	
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より)(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。)		10	円	円	
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	11	0 円		
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	12	0 円		収入－費用
合計(9欄～12欄)		13	1,901,344 円	3,084,073 円	-1,182,729 円

※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合(収入－費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入－費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

収支相償がプラスとなる場合の剰余金の取扱

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A024679
	至	令和5年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニテ

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

（公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。）

公益目的事業比率の算定			
公益実施費用額(13欄より)		1	3,084,073 円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額(13、23、33欄の合計)		2	3,819,160 円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)		3	80.8 %

公益実施費用額の計算			
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)		4	3,084,073 円
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	5	0 円
	融資に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	6	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	7	0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	8	0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	9	0 円
	引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	10	0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5)Ⅷ欄より)	11	0 円
	調整額計(5欄～11欄の計)	12	0 円
公益実施費用額(4欄+12欄)		13	3,084,073 円

収益等実施費用額の計算			
収益事業等に係る事業費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)		14	0 円
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	15	0 円
	融資に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	16	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	17	0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	18	0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	19	0 円
	引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	20	0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5)Ⅷ欄より)	21	0 円
	調整額計(15欄～21欄の計)	22	0 円
収益等実施費用額(14欄+22欄)		23	0 円

管理運営費用額の計算			
管理費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)		24	735,087 円
調整額	土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	25	0 円
	融資に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	26	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	27	0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	28	0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	29	0 円
	引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	30	0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5)Ⅷ欄より)	31	0 円
	調整額計(25欄～31欄の計)	32	0 円
管理運営費用額(24欄+32欄)		33	735,087 円

事業年度	前	平成○○年4月1日	法人コード	A123456
	至	令和○○年3月31日	法人名	公益財団法人あいうえおミュージアム

提出年度	自	令和○○年4月1日	法人コード	A123456
	至	令和○○年3月31日	法人名	公益財団法人あいうえおミュージアム

【別表(5)】公益目的事業比率算定に係る計算基礎その1

（公益法人認定法第15条第3号に定められた収益事業等の実施について、事業ごとに、独立の区分経理するための基準です。）

（単位：円）

【別表(5)】公益目的事業比率算定に係る計算基礎その2

（公益法人認定法第15条第3号に定められた収益事業等の実施について、事業ごとに、独立の区分経理するための基準です。）

（単位：円）

Ⅰ 当年度に係る役員等の報酬等の額(事業費の額)

費用区分	事業費												合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
報酬等の額	1,000,000												1,000,000

Ⅱ 当年度に係る職員給料等の額(事業費の額)

費用区分	事業費									合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
給料手当										
退職給付費用										
福利厚生費										
計										

Ⅲ 当年度に係る減価償却費の額(事業費の額)

No.	固定資産の名称	事業費											合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	計												

Ⅳ 当年度に係る賃借料の額(事業費の額)

No.	賃借物件の名称	事業費											合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	計												

Ⅴ 当年度に係る支払利息の額(事業費の額)

No.	借入金の名称	事業費											合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	計												

Ⅵ 当年度に係る減価償却費及び除却損の額(事業費の額)

No.	固定資産の名称	事業費											合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	計												

Ⅶ 引当金の当期繰入額(マイナス額で記載してください)

No.	引当金の名称	事業費											合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	合計												

Ⅷ 財産の譲渡等の額(原則法第15条第1、3、4項の規定によるマイナス額は、原則法の算定プラス額に記載してください。)

No.	財産の名称	事業費											合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	計												

Ⅸ 合計

	事業費												合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
金額	1,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000,000
事業費率	97.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00

Ⅹ 総計

	収益事業等												合計	公益目的事業比率
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000,000	1,000,000
収益割合	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業年度				
	自	令和4年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和5年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
遊休財産額は、以下の計算により算定します。

遊休財産額＝資産－(負債＋一般社団・財団法人法第131条の基金)－(控除対象財産－対応負債の額※)

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまうためです。

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成(下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。)

資産の部			
流動資産計		1	2,099,355 円
固定資産	控除対象財産(別表C(2)から転記)	2	67,307 円
	その他の固定資産 4欄-2欄	3	3,427,424 円
	固定資産計 5欄-1欄	4	3,494,731 円
資産計		5	5,594,086 円

負債の部		
流動資産に直接対応する負債の額	6	1,454,699 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 32欄	7	0 円
その他の固定資産に直接対応する負債の額	8	0 円
引当金勘定の合計額 35欄	9	0 円
その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	10	0 円
負債計 26欄	11	1,454,699 円
正味財産の部		
一般社団・財団法人法第131条の基金 27欄	12	0 円
指定正味財産の額 33欄	13	67,307 円
一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄	14	4,072,080 円
正味財産計	15	4,139,387 円
負債及び正味財産合計 5欄(11欄+15欄と同額)	16	5,594,086 円

2. 遊休財産額の保有上限額(＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17	3,084,073 円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ商品等譲渡に係る原価相当額	18	0 円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額(別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	19	円
計 (17欄+18欄+19欄)	20	3,084,073 円

公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	0 円
財産の譲渡損、評価損等の額	22	0 円
特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額(別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	23	円
控除額計 (21欄+22欄+23欄)	24	0 円

3. 遊休財産額の計算

資産 5欄	25	5,594,086 円
負債 11欄	26	1,454,699 円
一般社団・財団法人法第131条の基金 12欄	27	0 円

控除対象財産の額 2欄	28	67,307 円
対応負債の額 39欄	29	0 円
遊休財産額 25欄-26欄-27欄-28欄+29欄(0以下の場合は0)	30	4,072,080 円

4. 対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。)

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	67,307 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 7欄	32	0 円
指定正味財産の額 13欄	33	67,307 円
31欄-32欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	0 円
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	1,454,699 円
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	0 円
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	4,072,080 円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0 円

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄又は28欄	31	円
指定正味財産の額 13欄	33	円
31欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
その他負債の額 11欄-35欄	37	0 円
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	0 円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	3,084,073 円
遊休財産額 30欄	41	4,072,080 円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	不適合

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和5年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

【別表C(2) 控除対象財産】

※ 法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に「管」と記載してください。

1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所	事業区分※	財産の使用状況（概要、使用面積、使用状況等）	帳簿価額		不可欠特定財産	共用財産
		面積、構造、物量等	事業番号		期首	期末	取得時期	共用割合
			他		0円	0円		
								%
					円	円		
								%
計(A)					0円	0円		

2. 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

番号	財産の名称	場所	事業区分※	財産の使用状況（概要、使用面積、使用状況等）	帳簿価額		共用財産
		面積、構造、物量等	事業番号		期首	期末	共用割合
					円	円	
							%
					円	円	
							%
計(B)					0円	0円	

3. 資産取得資金（公益のみ）（別表C(4)より）

番号	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額		公益目的保有財産	共用財産
				期首	期末		共用割合
		公		円	円		
							%
計(C)				0円	0円		

3. 資産取得資金（公益以外）（別表C(4)より）

番号 枝番	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額		共用財産
				期首	期末	共用割合
				円	円	
						%
計(C)				0円	0円	

4. 特定費用準備資金(公益のみ)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
		公		円	円

				円	円
計(D)				0円	0円

4. 特定費用準備資金(公益以外)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号※	資金の目的	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
計(D)				0円	0円

5. 交付者の定めた使途に従い使用・保有している財産(公益のみ。1～4に記載した財産は含まれません。)

番号	財産の名称	事業番号※	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計(E)				0円	0円

5. 交付者の定めた使途に従い使用・保有している財産(公益以外。1～4に記載した財産は含まれません。)

番号	財産の名称	事業番号※	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円
				円	円
計(E)				0円	0円

6. 交付者の定めた使途に充てるために保有している資金(公益のみ。1～4に記載した資金は含まれません。)

番号	資金の名称	事業番号※	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
1	とよし・まつもと基金	公 1	若者の人材育成を行う活動に助成するしくみとして設置。	1,500,000円	0円
2	あいち・なごや・つながる基金	公 1	財団の設立趣旨である「課題に取り組むNPOに必要な志金の流れをつくる」ため、これまで実施していた複数の基金をまとめ、「あいち・なごや・つながる基金」を設立。	96,192円	67,307円
計(F)				1,596,192円	67,307円

6. 交付者の定めた使途に充てるために保有している資金(公益以外。1～4に記載した資金は含まれません。)

番号	資金の名称	事業番号※	交付者の定めた使途	帳簿価額	
				期首	期末
				円	円

	合　計																

○使用人を兼務する理事以外の給料手当

（上段：配賦の根拠数値、中段：配賦割合、下段：配賦額）（単位：円）

給料手当の額	配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計						法人会計
		公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	小計	

○給料手当計

給料手当計															

記載要領 ： 下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

【別表F(2)各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員等の報酬・給料手当以外の経費)】

(各費用額に共通して発生する関連費用等について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

事業年度	自	2022 年 4 月 1 日	法人コード	A024879
	至	2023 年 3 月 31 日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

番号	科目名	各事業に関連する費用		配賦基準	公益目的事業会計							収益事業等会計						法人会計
		費用の名称	費用の額		公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1	他2	共通	小計	
1	通信運搬費	インターネット・電話料金	105,511	使用人従事時間	84,409						84,409						0	21,102
					80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%
					84,409	0	0	0	0	0	84,409	0	0	0	0	0	0	21,102
2	委託費	サイト保守料	165,000	使用人従事時間	132,000						132,000						0	33,000
					80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%
					132,000	0	0	0	0	0	132,000	0	0	0	0	0	0	33,000
3	委託費	CANPANクレジット決済利用料	4,530	賛助会費配賦割合	4,530						4,530						0	3,400
					57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	42.9%
					2,588	0	0	0	0	0	2,588	0	0	0	0	0	0	1,942
4	委託費	出向料	677,328	使用人従事時間	677,328						677,328						0	113,791
					85.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	85.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.4%
					579,904	0	0	0	0	0	579,904	0	0	0	0	0	0	97,424
5	賃借料	事務所賃借料	180,000	使用人従事時間	144,000						144,000						0	36,000
					80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%
					144,000	0	0	0	0	0	144,000	0	0	0	0	0	0	36,000
	ページ 合 計		1,132,369		360,409						360,409							90,102

別表H(1) 当該事業年度末日における公益目的取得財産残額

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和5年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

公益目的増減差額 ＋ 公益目的保有財産 ＝ 公益目的取得財産残額

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金（流動資産）であり、以下の計算により算定します。

前事業年度末日の公益目的増減差額 ＋ 当該事業年度に増加した公益目的事業財産 － 当該事業年度の公益目的事業費等

－ 当該事業年度末日の公益目的増減差額

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額（2欄＋14欄－20欄）	1	292,459 円

□ 時価法を適用する金融資産に対して、時価評価を反映した差額の加減を既に1欄において行っている場合は「レ」を記載します。

時価法を適用する金融資産を公益目的保有財産として保有している場合、公益認定取消し等の際には上記1欄の数字に、当該資産の取得時の価額（公益認定時の時価）と当該事業年度末の時価との差額を加減したものが当該事業年度末日の公益目的増減差額となります。なお、時価法を適用する公益目的保有財産を保有せずに1欄がマイナスとなる場合は、3欄から13欄に記載漏れ等の可能性があります。

前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	円

当該事業年度に増加した公益目的事業財産

損益計算書（公益目的事業会計）上の数値	寄付を受けた財産の額	3	292,454 円
	交付を受けた補助金等	4	円
	公益目的事業に係る対価収入	5	0 円
	収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6	円
	社員が支払った経費の額【公益社団法人のみ記入】	7	0 円
	公益目的保有財産の運用益等（5欄に参入した額を除く）	8	5 円
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9	円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額（22欄－21欄）（マイナスの場合は零）	10	0 円
	合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11	円
	認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12	円
	3欄～12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13	0 円
当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額（3欄～13欄の合計）		14	292,459 円

当該事業年度の公益目的事業費等

損益計算書（公益目的事業会計）上の数値	公益目的事業費の額（財産の評価損等の調整後の額）	15	円
	15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16	円
	15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17	円
	15欄～17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額	18	円
その他の数値	公益目的保有財産に係る調整額（21欄－22欄）（マイナスの場合は零）	19	0 円
当該事業年度の公益目的事業費等の合計額（15欄～19欄の合計）		20	0 円

2. 公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額（別表C(2)A）	21	0 円

【参考数値】

前事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22	円
うち認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額	23	円

3. 公益目的取得財産残額

当該事業年度末日における公益目的取得財産残額（1欄＋21欄）	24	292,459 円

別表H(2) 当該事業年度中の
公益目的増減差額の明細

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和5年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

1. 寄附を受けた財産

(1) 寄附者により、公益目的事業以外のために使用すべき旨が定められているもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
賛助会費		81,000 円
		円
合計		81,000 円

注 寄附の名称ごとに寄附者による使途の内容が分かる書類(寄附規定、募集要綱等)を添付してください。

(2) (1)以外のもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
あいち・なごや・つながる基金		33,454 円
介護の未来を拓く若者基金		240,000 円
賛助会費		19,000 円
合計		292,454 円

2. 社員が支払った経費【公益社団法人のみ記載】

(1) 公益目的事業以外のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されないもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0 円

(2) 公益目的事業のために使用すべきもの

【公益目的増減差額に加算されるもの】

名称	使途の定めの内容	金額
		円
		円
合計		0 円

(3) 使途の定めがないもの

名称	金額	うち、公益目的事業のために使用する金額
	円	円
	円	円
合計	0円	0円

3. 公益目的保有財産の運用益等

【公益目的増減差額に加算されるもの】

公益目的保有財産の名称	運用益等の内容	金額
基本財産・特定資産	受取利息	5円
		円
合計		5円

4. 公益目的保有財産に生じた費用及び損失(公益目的事業費(調整後)に含まれるものを除く)

【公益目的増減差額から減算されるもの】

公益目的保有財産の名称	費用及び損失が生じた理由	金額
		円
		円
合計		0 円

5. 他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産

【公益目的増減差額から減算されるもの】

寄附先の公益法人の名称	寄附をした財産の使途(公益目的事業の内容)	金額
		円
		円
合計		0 円

納　税　証　明　書

（その４　滞納処分を受けたことのない証明用）

住　所（納税地）　愛知県名古屋市中村区本陣通５丁目６番地１

氏　名（名　称）　公益財団法人　あいちコミュニティ財団

代　表　者　氏　名　代表理事　佐藤　真琴

自　令和　２年　４月　１日
至　令和　５年　３月３１日
間、当署における国税の滞納により、滞納処分を受けたことがない。

以　　下　　余　　白

徴管（証明）　第　０００７９１　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和　５年　６月　９日　　名古屋中村税務署長

財務事務官　　竹内　一路

納　税　証　明　書

発行番号	00005

申請人（納税者又は特別徴収義務者）	住所（所在地）	名古屋市中村区本陣通５丁目６番地１
	氏名（名称）	公益財団法人　あいちコミュニティ財団　様

下記のとおりであることを証明します。

証明事項

過去３年以内に、県税、特別法人事業税及び地方法人特別税の滞納処分を受けたことはありません。

以下余白

令和 5年 6月12日

愛知県名古屋西部県税事務所長

県税滞納処分専用

（その他の証明用紙）

証　明　書

納税義務者	住所（所在地）	名古屋市中村区本陣通５丁目６番地の１　地球資源長屋なかむら２Ｆ
	氏名（名称）	公益財団法人あいちコミュニティ財団

本市内において既往３年間に市税の滞納処分を受けたことがないこと。

以　下　余　白

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　５年　６月１９日

名古屋市本陣市税事務所長

名古屋市 市税事務所長 税務証明専用 （本陣）

（証第51号様式）

【参考資料:監督上の処分等の一覧】

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A024879
	至	令和5年3月31日	法人名	公益財団法人あいちコミュニティ財団

1. 行政庁から受けた監督上の処分又は指導の一覧

処分又は指導の日付	監督上の処分又は指導の内容	法人における対応状況

注　当事業年度に行政庁から受けた勧告、命令及び指導(書面によるものに限る。)を記載してください。
また、当事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。

2. 行政機関から受けた指導等の一覧

指導等の日付	指導等の内容	法人における対応状況

注　当事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政機関から受けた指導、命令等(書面によるものに限る。)を記載してください。また、当事業年度以前に受けたもので、まだ改善がなされていないものも記載してください。

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		公益財団法人	資金分配団体
団体名			公益財団法人あいちコミュニティ財団	
郵便番号			453-0041	
都道府県			愛知県	
市区町村			名古屋市中村区本陣通5-6-1	
番地等			地域資源長屋なかむら2階	
電話番号			0562-85-3131	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	http://aichi-community.jp/	
		その他のWEBサイト(SNS等)		
設立年月日			2013/04/01	
法人格取得年月日				

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	サトウ　マコト
	氏名	佐藤　真琴
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	トエダ　ヒロモト
	氏名	戸枝　陽基
	役職	常務理事

(3)役員

役員数［人］			15
	理事・取締役数［人］		5
	評議員［人］		8
	監事/監査役・会計参与数［人］		2
		上記監事等のうち、公認会計士または税理士数［人］	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数［人］			2
	常勤職員・従業員数［人］		0
		有給［人］	0
		無給［人］	0
	非常勤職員・従業員数［人］		2
		有給［人］	2
		無給［人］	0
事務局体制の備考			

(5)会員

団体会員数［団体数］	0
団体正会員［団体数］	
団体その他会員［団体数］	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績)［人］	
個人正会員［人］	
個人その他会員［人］	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者　氏名／勤務形態	[redacted]
通帳管理者　氏名／勤務形態	
経理担当者　氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数［件］	2件
申請前年度の助成総額［円］	1,500,000円
助成した事業の実績内容	特定非営利活動法人トレジャーシップ（1,000,000円） 特定非営利活動法人リビングサポートあいあいの家（500,000円）

(11)助成を受けた実績

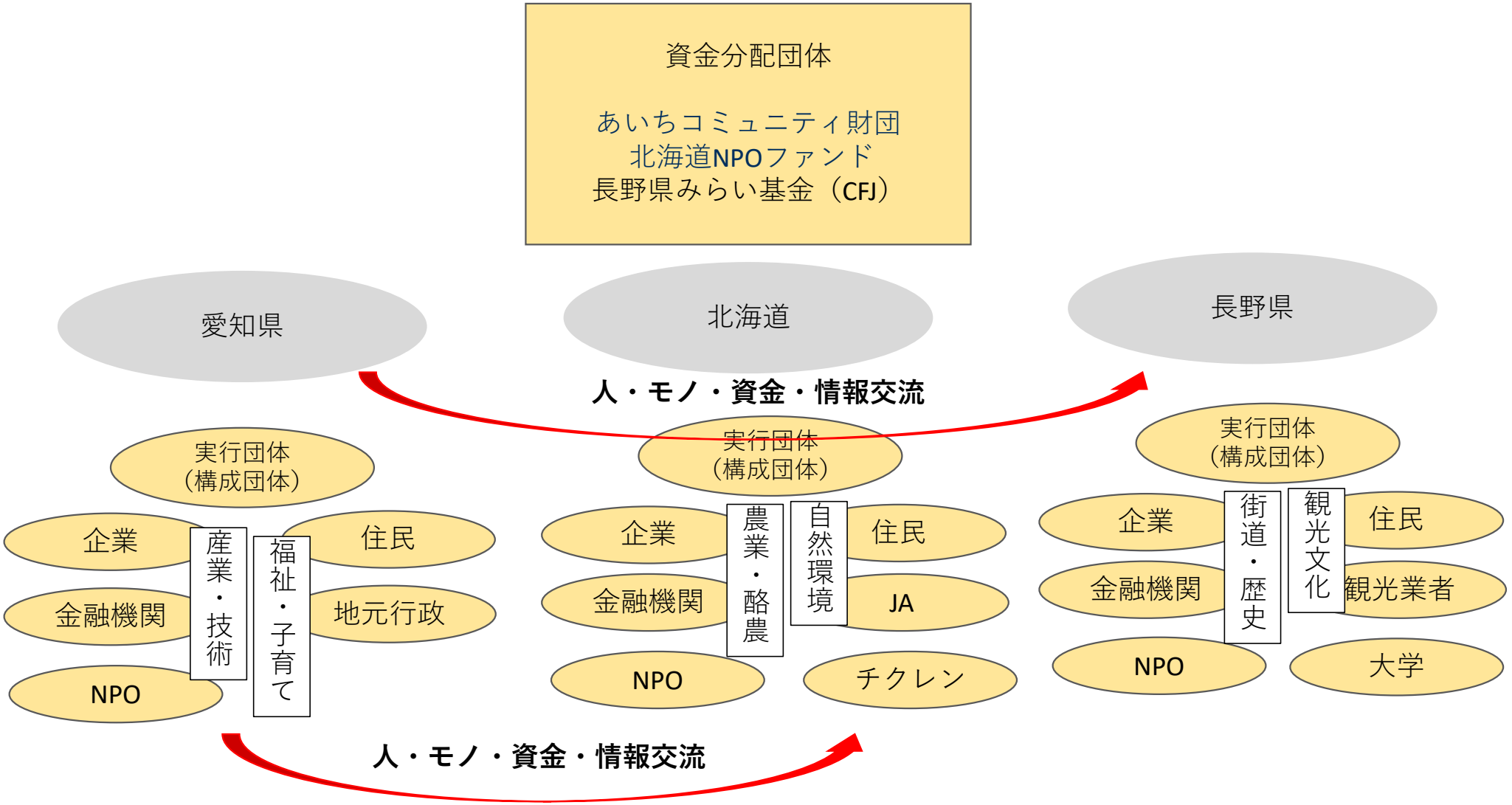
今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

番号	対象		申請	左記で実行団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
0					
0					
0					
0					
0					
0					
0					
0					
0					
0					
0					
0					
0					
0					

コンソーシアム実施体制概念図

- 地域の資源＝市民活動や資産を、保全、継続、発展させる事業に資金を集める
- 市民活動をビジネスにつなげる　継続するチカラづくり　その課程でのシビックプライドの構築
- 地域の力を保全、再生しながらビジネスに、ファンド形成（寄付・遺贈）、エリアマネジメント、トラスト、SBI、
- ３ヶ所それぞれの地域複合ファンド形成による新しい資金循環の仕組みを実験する
- ３ヶ所の人、資源、資金、情報、ナレッジなどの交流を意識的に行い、お互いの不足を補い合い付加価値に
- 行政では守りきれない、活かしきれない市民活動を地域＝市民、企業が主体となり、保全、活用、
  継続力もつビジネス戦略を形成していく。



コンソーシアムに関する誓約書

申請日 2023年5月31日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

コンソーシアム構成団体

幹事団体:	公益財団法人あいちコミュニティ財団	佐藤吉琴	(印)

幹事団体以外のコンソーシアム構成団体

構成団体:	公益財団法人長野県みらい基金	髙橋 潤	
構成団体:	特定非営利活動法人北海道NPOファンド	今野信一郎	
構成団体:	団体名称	代表者氏名	
構成団体:	団体名称	代表者氏名	

[redacted]

我々、コンソーシアムに参加する全ての団体(以下、「コンソーシアム構成団体」という)は、幹事団体が資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためにコンソーシアムを組成し、下記のとおり誓約します。

なお、下記3に記載した誓約書等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアム協定書を締結します。

2. 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3. コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した別紙(次の(1)～(4))の事項等

(1) 欠格事由について

(2) 公正な事業実施について

(3) 規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

(4) 情報公開について(情報公開同意書)

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※2 該当なし	※2 該当なし	※2 該当なし	※2 該当なし

※1 申請の日の属する事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政機関から受けた指導、命令等(書面によるものに限る)に対する措置状況を記載してください。また、当該事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。

※2 該当がない場合には、「該当なし」と記載してください。

※記入上の注意点

印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。

以上

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		公益財団法人	資金分配団体
団体名			公益財団法人長野県みらい基金	
郵便番号			380-8570	
都道府県			長野県	
市区町村			長野市	
番地等			大字南長野字幅下６９２番地２号県庁１階	
電話番号			026-217-2220	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://www.mirai-kikin.or.jp	
		その他のWEBサイト(SNS等)	https://www.facebook.com/nagano.mirai.kikin	
設立年月日			2018/10/03	
法人格取得年月日			2018/10/03	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タカハシ　ジュン
	氏名	髙橋　潤
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数［人］			12
	理事・取締役数［人］		5
	評議員［人］		6
	監事/監査役・会計参与数［人］		1
		上記監事等のうち、公認会計士または税理士数［人］	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数［人］			9
	常勤職員・従業員数［人］		7
		有給［人］	6
		無給［人］	1
	非常勤職員・従業員数［人］		2
		有給［人］	2
		無給［人］	
事務局体制の備考			

(5)会員

団体会員数［団体数］	0
団体正会員［団体数］	
団体その他会員［団体数］	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績)［人］	
個人正会員［人］	
個人その他会員［人］	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者　氏名／勤務形態	[redacted]
通帳管理者　氏名／勤務形態	[redacted]
経理担当者　氏名／勤務形態	[redacted]

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数［件］	206
申請前年度の助成総額［円］	112,581,599
助成した事業の実績内容	NPO等公共的活動団体のプロジェクト支援・寄付者の名を冠した基金を設立して地域を応援

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	休眠預金活用による助成事業・日本財団こども第三の居場所事業

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

番号	対象		申請	左記で実行団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2019年度	通常枠	資金分配団体に採択		
2	2020年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択		
3	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択		
4	2021年度	通常枠	資金分配団体に採択		
5	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択		
6	2022年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択		
7	2023年度	通常枠	資金分配団体に採択		
7					
7					
7					
7					
7					
7					
7					

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		認定NPO法人	資金分配団体
団体名			北海道NPOファンド	
郵便番号			0640808	
都道府県			北海道	
市区町村			札幌市中央区	
番地等			南8条西2丁目5番74　市民活動プラザ星園201号室	
電話番号			011-200-0973	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://npoproject.hokkaido.jp/	
		その他のWEBサイト(SNS等)	https://twitter.com/hokkaidonpofund	
			https://www.hokkaido-npofund.jp/	
設立年月日			1999/12/01	
法人格取得年月日			2002/12/17	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	コンノユウイチロウ
	氏名	今野佑一郎
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数［人］			9
	理事・取締役数［人］		8
	評議員［人］		0
	監事/監査役・会計参与数［人］		1
		上記監事等のうち、公認会計士または税理士数［人］	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数［人］			3
	常勤職員・従業員数［人］		2
		有給［人］	2
		無給［人］	
	非常勤職員・従業員数［人］		1
		有給［人］	1
		無給［人］	0
事務局体制の備考			

(5)会員

団体会員数［団体数］	0
団体正会員［団体数］	0
団体その他会員［団体数］	0
個人会員・ボランティア数	11
ボランティア人数(前年度実績)［人］	0
個人正会員［人］	11
個人その他会員［人］	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者　氏名／勤務形態	[redacted]
通帳管理者　氏名／勤務形態	[redacted]
経理担当者　氏名／勤務形態	[redacted]

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	2023年8月

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数［件］	33
申請前年度の助成総額［円］	35,497,876
助成した事業の実績内容	NPOへの小額助成、ウクライナ避難者支援への助成、コロナ禍の市民活動助成、人を育てる小林基金(北海道NPOの基礎づくりに尽力された、前事務局長にちなんだ基金)、休眠預金助成通常枠2020年度、21年度

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	市民社会創造ファンドによる新基金づくりに関する助成、年賀寄付金助成による社会的インパクト評価普及事業。

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

番号	対象		申請	左記で実行団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2020年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	北海道NPOファンド	北海道リスタート事業～社会的居場所を失った人に新たなつながりを
2	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択	北海道NPOファンド	子ども若者が主体の持続可能な地域づくり～もう一度、地元の力で
3	2021年度	通常枠	資金分配団体に採択	北海道NPOファンド	地方における学習・能力向上機会
4	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択	北海道NPOファンド	社会的居場所を核とした働き方と
4					
4					
4					
4					
4					
4					
4					
4					
4					
4					

規程類必須項目確認書(社団・財団・NPO法人等)

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	「シビックプライド」創出のための地域のソーシャルセクターの基盤強化と相互交流による「志縁」型社会構築事業
団体名:	公益財団法人長野県みらい基金
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程		.	.	.
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第3条 第18条
(2)招集権者		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第3条 第19条
(3)招集理由		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第3条 第19条
(4)招集手続		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第4～6条 第20条
(5)決議事項		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第10条 第17条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第11条 第22条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第16条 第24条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	評議員会運営規則 定款	第11条第3項 第22条第2項
● 理事の構成に関する規程　※理事会を設置していない場合は不要です。		.	.	.
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第27条第4項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第27条第5項
● 理事会の運営に関する規程　※理事会を設置していない場合は不要です。		.	.	.
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	理事会運営規則 定款	第2条 第38条
(2)招集権者		公募申請時に提出	理事会運営規則 定款	第4条 第39条
(3)招集理由		公募申請時に提出	理事会運営規則 定款	第2条第3項 第38条
(4)招集手続		公募申請時に提出	理事会運営規則 定款	第4～5条 第39条
(5)決議事項		公募申請時に提出	理事会運営規則 定款	第16条 第37条
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	理事会運営規則 定款	第8条 第41条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	理事会運営規則 定款	第13条 第44条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会運営規則 定款	第8条 第41条
● 理事の職務権		.	.	.
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第4～9条、別表
● 監事の監査に関する規程		.	.	.
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第3～6条、第8～9条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程		.	.	.
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	第3条、別表
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	第5条

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	倫理規程	公募申請時に提出	倫理規程	第1条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第3条、第10条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(6)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(7)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程 理事会運営規則	第6条 第17条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第5～6条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている 」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第8条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第13条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第12条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7～9条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第3条、第6～10条、第13条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第11～12条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第8条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第9条 別表1
●リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第18条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第19～29条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条、第9条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	金銭出納規程	第4条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第8条、第10条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	金銭出納規程	第3条、第5～10条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第15～20条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第39～48条

規程類必須項目確認書（株式会社）

2023/11/2

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名：	「シビックプライド」創出のための地域のソーシャルセクターの基盤強化と相互交流による「志縁」型社会構築事業
団体名：	認定NPO法人北海道NPOファンド
過去の採択状況：	通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了

提出する規程類（定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。）に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック　※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません（E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください）	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。（E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください）

規程類に含める必須項目	（参考）JANPIAの規程類	提出時期（選択）	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 株主総会の運営に関する規程				
（1）開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第4章
（2）招集権者		公募申請時に提出	定款	第4章
（3）招集理由		公募申請時に提出	定款	第4章
（4）招集手続		公募申請時に提出	定款	第4章
（5）決議事項		公募申請時に提出	定款	第4章
（6）決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第4章
（7）議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第4章
● 取締役の構成に関する規程　※取締役会を設置していない場合は不要です。				
（1）取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第3章
（2）取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第3章
● 取締役会の運営に関する規程　※取締役会を設置していない場合は不要です。				
（1）開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第5章
（2）招集権者		公募申請時に提出	定款	第5章
（3）招集理由		公募申請時に提出	定款	第5章
（4）招集手続		公募申請時に提出	定款	第5章
（5）決議事項		公募申請時に提出	定款	第5章
（6）決議　（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第5章
（7）議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第5章
（8）特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第5章第25条
● 取締役の職務権限に関する規程				
【参考】JANPIAの定款（第29条 理事の職務及び権限）に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	北海道NPOファンド理事職務規程	第2章
● 監査役の監査に関する規程				
監査役の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	北海道NPOファンド監事監査規程	第1章、第2章
● 役員の報酬等に関する規程				
（1）役員（置いている場合にのみ）の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第3条1
（2）報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第3条2

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第2章
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第2章15条2
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第2章
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第2章
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第2章
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第2章
(6)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第2章
(7)個人情報の保護		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第2章
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス　規程	第2章倫理　第3章利益相反防止
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス　規程	第2章倫理　第3章利益相反防止
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス　規程	第2章倫理　第3章利益相反防止
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第4章
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている 」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第4章
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第4章
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第5章
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第5章
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	北海道NPOファンド事務局規程	第2章
(2)職制		公募申請時に提出	北海道NPOファンド事務局規程	第2章
(3)職責		公募申請時に提出	北海道NPOファンド事務局規程	第3章
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	北海道NPOファンド事務局規程	第5章
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第1章
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	コンプライアンスガバナンス規程	第1章
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	北海道NPOファンド文書管理規程	第7条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	北海道NPOファンド文書管理規程	第5条
(3)保存期間		公募申請時に提出	北海道NPOファンド文書管理規程	第4条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～3.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	公募申請時に提出	北海道NPOファンド情報公開規程	別表1
●リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	北海道NPOファンドリスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	北海道NPOファンドリスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	北海道NPOファンドリスク管理規程	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	北海道NPOファンドリスク管理規程	第13条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	北海道NPOファンド経理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	北海道NPOファンド経理規程	第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	北海道NPOファンド経理規程	第4条、第19条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	北海道NPOファンド経理規程	第2章
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	北海道NPOファンド経理規程	第3章
(6)収支予算		公募申請時に提出	北海道NPOファンド経理規程	第5章
(7)決算		公募申請時に提出	北海道NPOファンド経理規程	第6章

公益財団法人長野県みらい基金定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、公益財団法人長野県みらい基金と称する。
（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、社会の課題解決や地域の活性化などの公益活動を支援したい人々と、公益活動を推進する団体等の双方の想いを具現し、資源の仲介を行い、社会を構成するすべての主体が公益を支える仕組みを構築することにより、持続可能で豊かな地域社会の創造と発展に資することを目的とする。
（事業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）公益の増進に資する事業に対する支援に必要な資金等の資源を募り、確保する事業
（２）公益の増進に資する事業に対する資金貸付、債務保証、助成、顕彰等を行う事業
（３）公益の増進に資する不動産等の資源を活用する事業
（４）前２号に掲げる事業のほか、公益の増進に資する事業に対し、その経営に必要な資源を提供する事業
（５）公益の増進に資する事業に対するコンサルティング、並びに講座、セミナーの開催事業
（６）公益の増進に資する事業に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業
（７）公益の増進に資する事業に関係した普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売
（８）前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業
（９）その他前条の目的を達成するために必要な事業

（機関の設置）
第５条　この法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置く。

第３章　財産及び会計

（財産の拠出）
第６条　設立者は、現金 300 万円を、この法人の設立に際して拠出する。
（基本財産）
第７条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前条の規定により拠出した財産を、この法人の基本財産とする。
２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
（事業年度）
第８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。
（事業計画及び収支予算）
第９条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（事業報告及び決算）
第 10 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後３箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第３号、第４号及び第６号の書類については承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）正味財産増減計算書
（５）貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
（６）財産目録
２　第１項の規定により報告又は承認された書類の他、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
３　定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
４　貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。
（公益目的取得財産残額の算定）
第 11 条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第２項第４号の書類に記載するものとする。

第４章　評議員

（評議員）
第 12 条　この法人に、評議員５名以上 20 名以内を置く。
（評議員の選任及び解任）
第 13 条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会の決議によって行う。
２　評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
（１）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
イ　当該評議員及び配偶者又は３親等以内の親族
ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ　当該評議員の使用人
ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者
ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者
ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
イ　理事
ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１項第９号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

３　評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（任期）

第 14 条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第 15 条　評議員は無報酬とする。

２　前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第５章　評議員会

（構成）

第 16 条　評議員会はすべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 17 条　評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

（１）評議員、理事及び監事の選任及び解任

（２）貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
（３）定款の変更
（４）事業の全部又は一部の譲渡
（５）残余財産の帰属先の決定
（６）基本財産の処分又は除外の承認
（７）役員の報酬等並びに費用に関する規程の制定、変更及び廃止に関する事項
（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

（開催）

第 18 条　定時評議員会は、毎事業年度終了後３箇月以内に開催する。

２　臨時評議員会は、必要があるときは、いつでも開催することができる。

（招集）

第 19 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（招集の通知）

第 20 条　理事長は、評議員会の開催日の７日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。

２　前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第 21 条　評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第 22 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）基本財産の処分又は除外の承認
（４）その他法令で定めた事項

３　評議員、理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第 12 条及び第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛同を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第 23 条　理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第 19 条第１項の理事会において定めるものとし、第 21 条及び前条の規定は適用しない。

（議事録）

第 24 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

２　前項の議事録には、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人２名以上が、記名押印又は電子署名する。ただし、評議員会の決議の省略があった場合及び評議員会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

３　第１項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。

（評議員会規則）

第 25 条　評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第６章　役員

（役員）

第 26 条　この法人に次の役員を置く。

（１）理事５名以上 15 名以内

（２）監事４名以内

２　理事のうち、１名を理事長とし、１名を副理事長とするほか、１名以上を専務理事、１名以上を常務理事とすることができる。

３　前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 27 条　理事及び監事は、評議員会において選任する。

２　理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において選定する。
３　監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
４　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。
５　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）

第 28 条　理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
３　副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けた時は、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
４　専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
５　常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき、又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。
６　理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 29 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 30 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
３　前２項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了するときまでとする。

４　理事又は監事については、再任を妨げない。
５　理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第31条　役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数の決議に基づいて行われなければならない。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
（役員の報酬等）
第32条　理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２　前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。
（取引の制限）
第33条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
（１）自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
（２）自己又は第三者のためにするこの法人との取引
（３）この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
（責任の免除）
第34条　この法人は、役員の一般法人法第198条において準用する同法第111条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
（顧問）
第35条　この法人に顧問を置くことができる。
２　顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
３　顧問は、この法人への助言や協力を行い、理事長に対し、意見を述べることができる。
４　顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第７章　理事会

（構成）
第 36 条　この法人に理事会を設置する。
２　理事会は、すべての理事で組織する。
（権限）
第 37 条　理事会は、次の職務を行う。
（１）業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び業務執行理事の選定及び解職
（４）評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
（５）規則（第 25 条に規定する評議員会規則を除く。）の制定、変更及び廃止に関する事項
２　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
（１）重要な財産の処分及び譲受け
（２）多額の借財
（３）重要な使用人の選任及び解任
（４）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
（５）内部管理体制の整備
（６）第 34 条の責任の免除
（開催）
第 38 条　通常理事会は、毎年定期に、年２回開催する。
２　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき。
（２）理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３）前号の請求があった日から５日以内に、その日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
（４）監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
（５）前号の請求があった日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。
（招集）

第 39 条　理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第２項第３号により理事が招集する場合及び同項第５号により監事が招集する場合を除く。

２　理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会は各理事が招集する。

３　理事長は、前条第２項第２号又は第４号に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

４　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の５日前までに、通知しなければならない。

５　前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第 40 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。

（決議）

第 41 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第 42 条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

２　理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

（報告の省略）

第 43 条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第 28 条第６項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第 44 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。また、理事会の決議の省略があった場合及び理事会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

３　第１項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。第 42 条第２項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

（理事会運営規則）

第 45 条　理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第８章　委員会

（設置等）

第 46 条　この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

２　委員会の委員は、学識経験者等のうちから、理事会が選任する。

３　委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第９章　事務局

（設置等）

第 47 条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。

３　事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第 48 条　事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（１）定款

（２）評議員、理事、監事の名簿

（３）認定、許可、認可等及び登記に関する書類

（４）評議員会及び理事会の議事に関する書類

（５）財産目録

（６）役員の報酬規程

（７）事業計画書及び収支予算書

（８）事業報告書及び計算書類等

（９）監査報告書

（10）その他法令で定める帳簿及び書類

２　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。

第 10 章　賛助会員

（賛助会員）

第 49 条　この法人の目的及び事業に賛同し、積極的に経験、知識、技術等を活かして社会参加活動をしようとする個人又はこの法人の発展を助成しようとする法人、その他団体を賛助会員とする。

２　賛助会員に関して必要な事項は、理事会において別に定める賛助会員規程による。

第 11 章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第 50 条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第 51 条　この法人は､業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（法令の準拠）

第 52 条　本定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

第 12 章　定款の変更、合併及び解散

（定款の変更）

第 53 条　この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の３分の２以上の決議によって変更することができる。

２　この法人の目的及び評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

（合併等）

第 54 条　この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の３分の２以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第 55 条　この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である

事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 56 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分等）

第 57 条　この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

２　この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 13 章　公告の方法

（公告）

第 58 条　この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附　則

１　この法人の評議員は、次のとおりとする。

評議員	水本　正俊	三好　雅彦	吉江　宗雄
	山浦　悦子	北川　哲男	

２　この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	髙橋　潤	岡村　重信	根橋　美津人
	金枝　由香里	松岡　正幸	
設立時監事	村井　秀行		

３　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第９条第１項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

４　この法人の設立当初の事業年度は、第８条の規定にかかわらず、設立の日から平成 31 年３月 31 日までとする。

５　設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

[redacted]

設立者　髙橋　潤

特定非営利活動法人 北海道ＮＰＯファンド　定 款

第１章　総則

（目的）
第１条　この法人は、市民、企業等から広く資金等の資源を募り、市民による自発的な公益活動を実践する市民活動団体（ＮＰＯ）への助成事業及び、持続可能な地域社会の仕組みづくりに資する活動を行うことを目的とする。

（名称）
第２条　この法人は、特定非営利活動法人　北海道ＮＰＯファンドと称する。

（事業）
第３条　この法人は特定非営利活動促進法(以下「法」という。)の別表１９号（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）に該当する活動を行い、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（1）　特定非営利活動に係る事業
①　市民活動団体（ＮＰＯ）への助成支援
②　市民活動団体（ＮＰＯ）への助成支援に関する情報収集及び調査研究
③　寄付文化を醸成するための活動
④　その他目的を達成するために必要な事業
(2)　その他の事業
①　物品の販売及び斡旋
②　役務の提供
２．その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、利益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

（事務所）
第４条　この法人の事務所は、札幌市に置く。

第２章　会　員

（会員の種類）
第５条　この法人の会員は、次の２種類とし、正会員を法上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体
(2)　賛助会員　この法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人、法人及び任意の団体

（入会及び会費）
第６条　会員として入会しようとする者は、定められた方法により入会申込みを行うものとし、入会の承認は理事会が行う。
２　会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。
３　前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

（会員の資格喪失、退会、除名）
第７条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1)　退会したとき
(2)　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)　１年以上会費を滞納したとき
(4)　除名されたとき
２　この法人を退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。
３　この法人は、会員がこの法人の定款若しくは規則に違反した場合、又はこの法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をした場合には、その会員を除名することができる。
４　前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

（会費等の不返還）
第８条　会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役員

（役員）
第９条
この法人に次の役員を置き、役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。
２　理事　　１０名以内
３　監事　　２名以内
４　理事のうち１名を代表理事とする。その選任の方法は、理事の互選とする。

５　各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。
６　他の同一の団体の理事又はその他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。

（役員の職務）
第 10 条　代表理事は、この法人を代表し、その活動をとりまとめる。
２　理事は、業務を執行する。
３　監事は、法第１８条に定める職務を行う。
４　役員の職務に関する事項については、法又はこの定款に定めるものの他、理事会の決議によって定める。

（役員の任期）
第 11 条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定に係らず、後任の役員が選任されていない場合は、役員の任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。
３　補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の解任）
第 12 条　役員が心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められる場合、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合は、総会に出席した正会員の３分の２以上の議決に基づいて解任することができる。

（役員の報酬）
第 13 条　役員の報酬に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第４章　総会

（構成及び権能）
第 14 条　この法人の総会は、正会員をもって構成し、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画、事業活動報告及び決算書類、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

（種別及び開催）
第 15 条　総会は、通常総会及び臨時総会の２種とし、議長は、出席正会員の中から選出する。
２　通常総会は、毎年１回開催する。
３　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員の３分の１以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
(3)　法第１８条第４号に定めるところにより監事が招集するとき。

（招集）
第 16 条　総会は、前条第３項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第３項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも総会の５日前までに通知しなければならない。

（定足数）
第 17 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 18 条　総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
２　ただし、正会員は、総会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。
３　また、議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、総会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の正会員が特別の利害関係を有すると認めるときは、当該正会員を当該議案の審議及び決議から除くものとする。
４　総会の目的である事項について正会員及び理事会が提案した場合において、構成員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第 19 条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、第１７条及び１８条の適用については、総会に出席したものとみなす。

（議事録）
第 20 条　総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する事とする。
（1）　会議の日時及び場所
（2）　正会員の総数
（3）　会議に出席した正会員の数（書面又は電子メールによる表決者及び表決の委任者を含む。）
（4）　審議事項
（5）　議事の経過及び議決の結果
（6）　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人１名以上が署名又は記名押印しなければならない。
３　前２項の規定に関わらず、第１８条第２項により、会議の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）　会議があったものとみなされた事項の内容
（2）　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
（3）　会議の決議があったものとみなされた日
（4）　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第５章　理事会

（構成及び権能）
第 21 条　理事会は、理事をもって構成し、この定款で別に定めるもののほかは、総会の議決した事項の執行に関する事項、理事会として総会に付議する事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

（開催）
第 22 条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、議長は、出席理事の中から選出する。
（1）　代表理事が必要と認めるとき。

(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。
(3)　監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
２　理事会には、電磁的方法（テレビ電話等）により出席することができる。
３　理事会は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上開催する。

（招集）
第 23 条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（定足数）
第 24 条　理事会は、理事総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 25 条　理事会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
２　理事会の目的である事項について理事が提案した場合において、構成員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。
３　理事は、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。
４ 議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の理事が特別の利害関係を有すると認めるときは、当該理事を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

（表決権等）
第 26 条　各理事の表決権は、平等なものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。また、電磁的方法（テレビ電話等）により同時間に遠隔地から出席し、表決をすることができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第２４条及び２５条の適用については、理事会に出

席したものとみなす。

（議事録）
第 27 条　理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する事とする。
（1）　会議の日時及び場所
（2）　理事の総数
（3）　会議に出席した理事の数及び出席者名（書面又は電子メールによる表決者及び表決の委任者並びに電磁的方法による出席者を含む。）
（4）　審議事項
（5）　議事の経過及び議決の結果
（6）　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び出席した理事の中からその会議において選任された議事録署名人１名以上が署名又は記名押印しなければならない。
３　前２項の規定に関わらず、第２５条第２項により、会議の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）　会議があったものとみなされた事項の内容
（2）　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
（3）　会議の決議があったものとみなされた日
（4）　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　資産及び会計

（資産の構成及び管理）
第 28 条　この法人の資産は、会費、寄附金、財産から生ずる収益、事業に伴う収益その他の収益をもって構成し、理事会の議決に基づいて、代表理事がこれを管理する。

（会計及び決算）
第 29 条　この法人の会計は、特定非営利活動促進法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
２　決算書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、毎事業年度終了後３か月以内に、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

（事業年度）
第 30 条　この法人の事業年度は、毎年１０月１日から始まり翌年９月３０日に終わる。

（その他の事業の会計）
第 31 条　その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第 7 章　解散及び定款の変更
（解散）
第 32 条　総会の議決によりこの法人が解散をするときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。残余財産については、法第 11 条第 3 項に従い、総会で議決する。

（定款の変更）
第 33 条　この定款は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を得、変更することができる。この場合、特定非営利活動促進法第２５条第３項に規定する以下の変更については、所轄庁の認証を受けて効力を得る。
(1)　目的
(2)　名称
(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
(10) 定款の変更に関する事項

第 8 章　雑則

（公告）
第 34 条　この法人の公告は、この法人の事務所に掲示して行うともに、インターネットホームページ及び官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載する。

（雑則）
第 35 条　この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、成立の日から２００３年９月３０日までとする。

３　この法人の設立当初の事業年度の事業活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

４　この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から２００３年９月３０日までとする。

５　この定款は、２００４年３月５日より改訂、施行する。

６　この定款は、２０１１年３月１８日より改訂、施行する。

７　この定款は、２０１３年４月１１日より改訂、施行する。

８　この定款は、２０１７年１２月１１日より改訂、施行する。

９　この定款は、認証の日（２０１９年３月１４日）より施行する。

10　この定款は、認証の日(2021 年２月２日)より施行する。

11　この定款は、認証の日(2022 年３月 18 日)より施行する。

当法人の現行定款に相違ない。

特定非営利活動法人北海道ＮＰＯファンド

理　事　　今野佑一郎

北海道 NPO ファンド　理事の職務権限規程

第１章 総 則

（目 的）
第１条 この規程は、特定非営利活動法人北海道 NPO ファンド（以下「この法人」という。）の定款第 10 条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。
（法令等の順守）
第２条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第２章 理事の職務権限

（理 事）
第３条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。
（代表理事）
第４条 代表理事の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。
（1）代表理事としてこの法人を代表し、その業務を統括する。
（2）理事会を招集する。
（3）毎事業年度に自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
（理事）
第５条 理事の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。
（1）代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
（2）毎事業年度に、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第３章 補 則

（細 則）
第６条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。
（改 廃）
第７条 この規程の改廃は、理事会の決議による。
附 則
この規程は、令和２年 11 月 17 日から施行する。（令和２年 11 月理事会決議）

北海道NPOファンド 情報公開規程

（目的）
第１条　この規程は、北海道NPOファンド（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。
（法人の責務）
第２条　この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。
（利用者の責務）
第３条　別表の文書保存期間基準表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。
（情報公開の方法）
第４条　この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。
（公告）
第５条　この法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。
２前項の公告については、定款第３４条の方法によるものとする。
（公表）
第６条　この法人は、法令の規定に従い、理事、監事に対する報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。
２前項の公表については、役員の報酬並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備置きの方法によるものとする。
（書類の備置き等）
第７条　この法人は、別表の文書保存期間基準表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。
２この法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。
（閲覧等の場所及び日時）
第８条　前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、事務局規程に基づく事務局担当スタッフの指定する場所とする。

２前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、この法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、この法人の業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

（閲覧等に関する事務）

第９条　第7条第2項に基づき別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

（1）様式1に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。

（2）閲覧等申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、申請された書類を閲覧に供する。

（3）閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。

（インターネットによる情報公開）

第１０条　この法人は、第7条第2項の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

２前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表理事が定める。

（その他）

第１１条　この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

（管理）

第１２条　この法人の情報公開に関する所管部署は、事務局とする。

（改廃）

第１３条　この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和２年７月１日から施行する。（令和２年６月理事会決議）

この規程は、令和２年11月17日から改訂・施行する。（令和２年11月理事会決議）

別表1　文書保存期間基準表

対象書類等の名称	備置期間
１定款	永久
2事業計画書、収支予算書を記載した書類	当該事業年度の終了時まで
3各事業年度の事業報告	7年間
4監査報告、理事及び監事の名簿、理事及び監事の賞罰を記載した書類、役員の報酬等並びに費用に関する規程並びに運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	7年間
5理事会議事録、総会議事録	7年間
6計算書類等	１０年間
7会計帳簿、予算書、契約書・証憑書類	7年間
8.その他の会計書類	５年間

北海道 NPO ファンド文書管理規程

（目　的）

第１条　この規程は、【名称：特定非営利活動法人北海道 NPO ファンド】（以下「この法人」という。）における文書の保存及び管理に関し、必要な事項を定める。

（適用文書の範囲）

第２条　この規程の適用を受ける文書は、許認可文書・決算書類・契約書・諸規程・決議書類並びに会計に関する書類・議事録・証憑書類、その他一切の業務文書（電磁的記録を含む）であって、一定期間保存を要するものをいう。

（区分）

第３条　文書は以下のとおり区分するものとする。

（１）機密文書

a.極　秘：重要事項で機密に属するもの

b.社外秘：社外に漏らすことを禁ずるもの

c.親　展：社外に発する場合の機密文書

（２）重要書類

官公庁からの文書等で前号以外のもの

（３）普通文書

前各号以外の一般文書

（文書管理担当者）

第４条 この法人に文書管理担当者を置く。

２ 文書管理担当者は、理事会が任免する。

３ 文書管理担当者は、法人文書の受付、配布、回付、整理及び保存に関する事務を行う。

（文書の保存期間）

第５条

文書の保存期間は、別表の文書保存期間基準表にしたがう。ただし、関係法規により保存期間が定められているものは、当該法規の規定に従う。

２ 前項の保存期間は、当該法人文書の処理が完了した事業年度の翌事業年度から起算する。

（保存の方法）

第６条　一定の事務処理を終えた文書はすみやかに編綴するものとし、編綴は一般文書の場合は暦年ごとに、また経理関係文書は会計年度ごとに行うものとし、文書名・保存期間・保存の

始期および終期・その他文書保存に必要な事項を明記し、保存しなければならない。
２　保存文書は、文書管理担当者に移管するものとする。

（保存文書目録）
第７条　文書管理責任者は、保存文書の区分・保存期間・保存方法を一覧表にまとめた保存文書目録を作成するものとする。

（決裁手続き）
第８条 文書の起案は、事務局において行うものとする。
２ 前項の規定により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、理事の職務権限規程に定める決裁権者の決裁を受けるものとする。
３ 前項に定めるところにより事務担当スタッフ以上の者の決裁を経た起案文書については、事務局において保管する。

第９条（廃棄）　保存期間を経過した保存文書は廃棄する。ただし、廃棄時に、当該文書を主管するグループと文書管理担当者が協議の上、特に必要と認められたときは保存期間を延長することができる。
２　文書管理担当者は、廃棄処分にした文書について、保存文書目録に廃棄年月日を記入しなければならない。

（廃棄処分の方法）
第１０条
廃棄処分を決定した文書は、当該文書の内容を考慮して、焼却、裁断などの処分をする。

（本規程の改廃）
第１１条
本規約の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　　則
この規程は、理事会承認の日(2020 年 6 月 10 日)から施行する。
この規程は、令和 2 年 11 月 17 日から改訂・施行する。(令和 2 年 11 月理事会決議)

別表　文書保存期間基準表

別表対象書類等の名称	備置期間
１定款	永久
2事業計画書、収支予算書を記載した書類	当該事業年度の終了時まで
3各事業年度の事業報告	7年間
4監査報告、理事及び監事の名簿、理事及び監事の賞罰を記載した書類、役員の報酬等並びに費用に関する規程並びに運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	7年間
5理事会議事録、総会議事録	7年間
6計算書類等	１０年間
7会計帳簿、予算書、契約書・証憑書類	7年間
8.その他の会計書類	５年間

役員の報酬に関する規程

特定非営利活動法人北海道ＮＰＯファンド
（目的）
第１条この規程は、特定非営利活動法人北海道ＮＰＯファンド（以下「この法人」という。）定款第１３条に基づき、役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。
（定義）
第２条この法人の役員は、定款第９条第１項に定める理事および監事とする。
（報酬）
第３条この法人の役員は、無報酬とする。ただし、旅費等の実費は支給することができる。
２　金額については別途定め、各種手当等を含んだ額を、原則当該役員の指定した金融機関の本人名義の口座に振込むこととする
（改廃）
第４条この規程の変更および改廃は、理事会の決議により行う。
（補則）
第５条この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則
この規程は、２０１６年２月２３日から施行する。
附則
この規程は、２０１６年１１月２９日より改訂、施行する。
この規程は、2020 年 11 月 17 日から改訂・施行する。(2020 年 11 月理事会決議)

経理規程

第１章 総 則

（目的）
第１条 この規程は、特定非営利活動法人北海道 NPO ファンド（以下「この法人」という。）の会計処理に関する基本を定めたものであり、会計業務を迅速かつ正確に処理し、この法人の損益の状況、財産の状況を明らかにして、能率的運営と活動の向上を図ることを目的とする。
（適用範囲）
第２条 当団体の会計に関する事項は、定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。
（会計処理の原則）
第３条 会計の処理および手続きは、特定非営利活動促進法 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
（会計年度）
第４条 会計年度は、定款に定める事業年度にしたがい、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。
（会計の区分）
第５条 会計の区分は次のとおりとする。
（１）特定非営利活動に係る事業会計
（２）その他の事業会計
（会計責任者）
第６条 会計責任者は理事会で定める会計担当理事とする。
（規程外事項）
第７条 この規程に定めのない事項については、事務局および会計担当理事において協議し、代表理事の決裁を得て指示するものとする。
（規程の改廃）
第８条 この規程を改廃する場合は、理事会の決裁を受けなければならない。
（細則）
第９条 この規程の施行に関する細則は、別にこれを定めことができる。

第２章　勘定科目および帳簿組織

（勘定科目）
第１０条　この法人においては、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握するため必要な勘定科目を設ける。
（会計帳簿）
第１１条　各会計の会計帳簿は、これを主要簿および補助簿とする。
（主要簿）
第１２条　主要簿とは、つぎに揚げるものをいう。
（１）仕訳帳
（２）総勘定元帳

（補助簿）
第１３条　補助簿とは、つぎに揚げるものをいう。
（１）現金出納帳
（２）借入台帳
（３）会員台帳
（４）固定資産台帳
（５）寄付金台帳
（帳簿の照合）
第１４条　補助簿の金額は、毎月末日に総勘定元帳の金額と照合しなければならない。
（帳簿の更新）
第１５条　帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。
（帳簿書類の保存期間）
第１６条　会計関係書類の保存期間は、次のとおりとする。ただし、法令が定める期間がこれを越えるものについては、その定めによる。
（１）計算書類等　10　年
（２）予算書　7　年
（３）会計帳簿　7　年
（４）契約書・証憑書類　7　年
（５）その他の書類　5　年
２　保存期間は、会計年度終了のときから起算する。
３　保存期間経過後に会計関係書類を処分するときには、会計責任者の承認を得なければならない。

第３章　金銭出納

（金銭の範囲）

第１７条　この規程で金銭とは、現金および預貯金をいい、現金とは通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる小切手・証書などをいう。

（出納責任者）

第１８条　金銭の出納・保管については、出納責任者をおくものとする。

２　出納責任者は会計担当理事が任命する。

（細則）

第１９条　出納管理の施行に関する細則は、別にこれを定めることができる。

第４章 固定資産

（固定資産の範囲）
第２０条 固定資産とは、耐用年数１年以上で、かつ、取得価額 10 万円以上の有形固定資産およびその他の資産とする。
（取得価額）
第２１条 固定資産の取得価額は次の各号による。
(１)購入に係るものは、その購入価格に付随費用を加算した額
(２)贈与によるものは、そのときの適正な評価額
（固定資産の購入）
第２２条 固定資産の購入に際しては、会計責任者および代表理事の決裁を受けなければならない。
（固定資産の管理責任者）
第２３条 固定資産の管理責任者は会計担当理事とする。
（固定資産の管理）
第２４条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、その保全状況および移動について記録し、移動・毀損・滅失があった場合は代表理事に報告しなければならない。
（登記および付保）
第２５条 固定資産のうち、不動産登記を必要とする場合は登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。
（減価償却）
第２６条 有形固定資産のうち、土地および建設仮勘定を除き、毎会計年度、定率法（建物については定額法）により減価償却を実施するものとする。
（物品の管理）
第２７条 物品として管理しなければならない消耗品・図書などは、固定資産に準じて備品台帳を設け、事務局担当スタッフが管理するものとする。
（細則）
第２８条 固定資産の減価償却および管理の施行に関する細則については別に定める。

第５章 予 算

（予算の目的）

第２９条 予算は、各会計年度の事業計画を明確な計数的目標をもって表示し、もって、事業の円滑な運営を図ることを目的として、収支の合理的な規制を行うものである。

（予算編成）

第３０条 予算は事業計画案に従って立案し、調整および編成は理事会において行う。

２ 予算は収支の目的、性質にしたがって科目を区分する。

３ 予算の決定は、理事会の承認を得なければならない。

（予算の補正）

第３１条 予算の補正を必要とするときは、代表理事は補正予算を作成して、理事会の承認を得なければならない。

第６章 決 算

（目的）
第３２条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の損益を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。
（計算書類等の作成）
第３３条 会計責任者は、毎会計年度終了後、速やかに、次の計算書類等を作成し理事会に提出しなければならない。
(１)財産目録
(２)貸借対照表
(３)活動計算書
２ 計算書類等は理事会および総会の承認を得なければならない。

第７章　雑則

(改廃)
第３４条　本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

付 則
この規程は、令和２年 11 月 17 日から施行する。(令和２年 11 月理事会決議)

北海道NPOファンド　リスク管理規程

第１章総則

（目的）
第１条　この規程は、北海道NPOファンド（以下「この法人」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及びこの法人の損失の最小化を図ることを目的とする。
（適用範囲）
第２条　この規程は、この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）に適用されるものとする。
（定義）
第３条　この規程において「リスク」とは、この法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性をいい、「具体的リスク」とは、不祥事の発生、この法人に関する誤った情報の流布、財政の悪化、法人内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因又は原因の如何を問わず、上記の損失又は不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

第２章　役職員の責務

（基本的責務）
第４条　役職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款、規程等、この法人の定めるリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。
（具体的リスクの回避等の措置）
第５条　役職員は、その職務を遂行するに際し、具体的リスクの発生を積極的に予見し、その内容及び程度を適切に評価するとともに、この法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置（以下「回避等措置」という。）を事前に講じなければならない。
２役職員は、理事会を含む他の役職員に対し、業務に関する指示を仰ぐ場合又は意見を求める場合には、当該業務において予見される具体的リスクを自発的に明らかにするとともに、当該具体的リスクに係る回避等措置について具申しなければならない。
（具体的リスク発生時の対応）
第６条　役職員は、具体的リスクの発生を認知した場合には、これに伴い生じるこの法人の物理的、経済的又は信用上の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲

内で、十分な注意をもって初期対応を行う。この場合において役職員は、当該具体的リスクに起因する別の具体的リスクの有無も検討した上、必要に応じ、その回避等措置も併せて講ずる。

２職員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに適切な理事会に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、理事会の指示に従う。
３役員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに関係部署に必要な連絡及び指示をするとともに、その後の処理について関係部署と協議を行い、適切にこれを処理する。
４前各項の規定にかかわらず、役職員は、具体的リスクの認識の端緒がヘルプラインである場合には、当該具体的リスクに対する対応については、内部通報（ヘルプライン）規程に基づく対応を優先する。

（具体的リスクの処理後の報告）
第７条　役職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、代表理事に報告しなければならない。
（クレームなどへの対応）
第８条　職員は、口頭又は文書により資金分配団体、民間公益活動を行う団体その他の利害関係者からクレーム、異議等を受けた場合には、それらが重大な具体的リスクにつながるおそれがあることに鑑み、直ちに理事会に報告し、指示を受ける。
２前項の報告を受けた理事会は、クレーム、異議等の重要度を判断し、関係部署と協議の上、適切に対応しなければならない。
（対外文書の作成）
第９条　役職員は、この法人の外部に発信する文書（以下「対外文書」という。）の作成に当たっては常にリスク管理を意識し、その内容が具体的リスクの発生を招くものでないことを確認しなければならない。
２職員は、対外文書の作成に当たり、理事会の指示に従わなければならない。
（守秘義務）
第１０条　役職員は、この規程に基づくリスク管理に関する計画、システム、措置等を立案又は実施する過程において取得したこの法人及びこの法人の関係者に関する情報に関して、秘密を保持しなければならず、第1条の目的に照らし、正当な理由がある場合を除き、この法人の内外を問わず開示し、又は漏えいしてはならない。

第３章　緊急事態への対応

（緊急事態への対応）

第１１条　この法人は、次条の規定に定める緊急事態が発生した場合、代表理事をリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。
（緊急事態の範囲）
第１２条　この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事象によって、この法人、この法人の事業所、又は役職員に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、この法人を挙げた対応が必要である場合をいう。
（1）自然災害
地震、風水害等の災害
（2）事故
①爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
②この法人の活動に起因する重大な事故
③役職員に係る重大な人身事故
（3）インフルエンザ等の感染症
（4）犯罪
①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃
②この法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
③内部者による背任、横領等の不祥事
（5）機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス
（6）その他上記に準ずる法人運営上の緊急事態
（緊急事態の通報）
第１３条　緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに、次項に定めるところにより通報を行わなければならない。
２緊急事態が発生した場合の通報（以下「緊急事態通報」という。）は、原則として以下の経路によって行うものとする。
代表理事
理事
監事
所管官公庁
事務局担当スタッフ
情報認知者

３緊急事態通報に当たっては、迅速性を最優先し、口頭又は電話で行う。また、前項の経路における直接の通報先が不在の場合は、当該通報先の次の通報先へ通報するものとする。
また、緊急性が極めて高い場合には、前項の経路における直接の通報先のみならず、その先の通報先まで同時に通報する等、臨機の措置をとることを要する。

４第2項に定める経路による通報のほか、必要があるときは、事務局スタッフは関係部署にも速やかに通報するものとする。
５通報に係る情報の正確性に確証がない場合であっても、その旨を伝えた上で、適時に通報するものとし、その確証を得ることを待たないものとする。
（情報管理）
第１４条　緊急事態通報を受けた事務局担当スタッフは、情報管理上必要な措置等につき適切な指示を行う。
（緊急事態の発生時における対応の基本方針）
第１５条　緊急事態の発生時においては、当該緊急事態の対応を行う部署は、次の各号に掲げる基本方針に従い、対応するものとする。
（1）地震、風水害等の自然災害
①生命及び身体の安全を最優先とする。
②（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
③災害対策の強化を図る。
（2）事故
①爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
・生命及び身体の安全を最優先とし、環境破壊の防止にも努める。
・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
・事故の再発防止を図る。
②この法人の活動に起因する重大な事故
・生命及び身体の安全を最優先とする。
・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
・事故の再発防止を図る。
③役職員に係る重大な人身事故
・生命及び身体の安全を最優先とする。
・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
・事故の再発防止を図る。
（3）インフルエンザ等の感染症
・生命及び身体の安全を最優先とし、伝染防止にも努める。
・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
・集団感染の予防を図る。
（4）犯罪
①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫その他の外部からの不法な攻撃
・生命及び身体の安全を最優先とする。
・不当な要求に安易に屈せず、警察と協力して対処する。
・再発防止を図る。

②この法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
・この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
・再発防止を図る。
③内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事
・この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
・再発防止を図る。
（5）機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス
・被害状況（機密情報漏えいの有無、この法人外への被害拡大や影響の有無）の把握
・被害の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
・再発防止を図る。
（6）その他経営上の事象
この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。

（役職員への指示及び命令）
第１６条　対策室は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、役職員に対して一定の行動を指示又は命令することができる。
２役職員は、対策室から指示又は命令が出されたときは、当該指示又は命令に従って行動しなければならない。
（報道機関への対応）
第１７条　緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、取材に応じる。
２報道機関への対応は、事務局長及び企画広報部の職務とする。
（届出）
第１８条　緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、迅速に所管官公庁に届け出るものとする。
２前項に規定する届出は、事務局長がこれを行う。
３事務局担当者は、第1項に規定する届出の内容について、予め代表理事の承認を得なければならない。

第４章　懲戒等

（懲戒）
第１９条　次のいずれかに該当する者は、その情状により、懲戒処分に付す。
（1）具体的リスクの発生に意図的に関与した者

（2）具体的リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者
（3）具体的リスクの解決について、この法人の指示・命令に従わなかった者
（4）具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を、この法人の許可なく外部に漏らした者
（5）その他、具体的リスクの予防、発生、解決等においてこの法人に不都合な行為を行った者
（懲戒の内容）
第２０条　前条の懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。以下本条及び次条において同じ。）又は職員の情状により次のとおりとする。
（1）役員については、戒告に処することがある。ただし、自主申告による報酬減額を妨げない。
（2）職員については、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。
（懲戒処分の決定）
第２１条　前条の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、懲罰委員会の決定を受けて代表理事がこれを行う。

第５章雑則

（緊急事態通報先一覧表）
第２２条　事務局は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態発生時通報先一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、この内容を関係者に周知徹底しなければならない。
２一覧表は、その内容が常に最新のものとなるよう更新を行うものとする。
（一覧表の携帯等）
第２３条　役職員は、一覧表又はこれに代わり得るものを常に携帯するとともに、常時その所在又は通報先を明らかにしておかなければならない。
（改廃）
第２４条この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則
この規程は、令和２年７月１日から施行する。（令和２年６月理事会決議）
この規程は、令和２年 11 月 17 日から改訂・施行する。（令和２年 11 月理事会決議）

監事監査規程

第１章 総 則

（目 的）
第１条 この規程は、北海道 NPO ファンド（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

（基本理念）
第２条 監事は、この法人の機関として、理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

（職 責）
第３条 監事は、理事の職務の執行又は職員の業務の遂行を監査する。
（理事等の協力）
第４条 理事及び職員は、監事による法令、定款及びこの規程に定める業務の遂行に協力するものとする。
２ 理事又は理事会は、監事の職務のために必要な体制の整備に留意する。

第２章 監査の実施

（監査の実施）
第５条 監事は、次に掲げる監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。
（1）起案書その他の重要な文書
（2）重要又は特殊な取引、債権の保全又は回収及び債務の負担
（3）定款第 10 条第 3 項に掲げる取引
（4）財産の状況
（5）経理規程第 33 条第 1 項に規定する計算書類等（以下「計算書類等」という。）
（6）その他法令、定款又はこの法人の規程に定める事項
２ 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会議への出席）
第６条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
２ 監事は、理事会に出席できなかった場合には、出席した理事から、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。
４ 監事は、理事会及び評議員会以外に開催される重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第３章 報告、意見陳述等

（理事会への報告等）
第７条 監事は、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
２ 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、代表理事（代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは各理事）に対し理事会の招集を請求することができる。
３ 前項の請求をした監事は、当該請求から 5 日以内に、当該請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、理事会を招集することができる。
４ 監事は、理事に対し、業務の執行に当たり、この法人の業務の適正かつ合理的な運営のため、業務の運営又はこの法人の諸制度について、意見を述べることができる。

（差止請求）
第８条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。
（理事等からの報告への対応）
第９条 監事は、理事又は職員から、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けた場合、調査等の必要な措置を講ずるものとする。
（会計方針等に関する意見）
第１０条 監事は、理事が会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法を変更する場合には、あらかじめ変更の理由について報告するよう求めることができる。
２ 監事は、会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法について疑義又は意見があるときは、理事に意見を述べなければならない。

第４章 監査報告

（計算書類等の監査）

第１１条 監事は、代表理事から計算書類等及び事業報告を受領し、これらの書類について監査する。

（監査報告）

第１２条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事の間で異なる意見がある場合には、それぞれの意見を監査報告に記載する。

２ 前項の監査報告には、作成年月日を付し、監事全員が記名押印をするものとする。

３ 監事は前 2 項の規定により作成した監査報告を、理事に提出する。

第５章 雑 則

（改 廃）

第１３条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、令和２年 11 月 17 日から施行する。（令和２年 11 月理事会決議）

ガバナンス・コンプライアンス基本規程

北海道 NPO ファンドは、組織として休眠預金活用事業に係るガバナンス・コンプライアンスを確保するため、以下の事項について定め、これを遵守する。

目次

第 1 章 職員の給与等 2
第１節 基準内賃金（基本給） 2
第２節 基準内賃金（諸手当） 2
第３節 基準外賃金（時間外手当） 2
第４節 基準外賃金（その他基準外手当） 3
第５節 賞 与 4
第 2 章 倫 理 6
第 3 章 利益相反防止 8
第 4 章 コンプライアンス 10
第 5 章 公益通報者保護 12
第 6 章 雑 則 13

第 1 章 職員の給与等

第 1 節 基準内賃金（基本給）

（基本給）
第 1 条 基本給は、各人の役割に応じ、各人に対する業務遂行能力向上と成果への期待、及び各人が従事している職務の遂行度を踏まえた上で、職責、職務遂行能力、経験、技能、勤 怠（欠勤、遅刻、早退、途中外出）、規律保持、勤務成績、法人業績などの項目を勘案 し、各人ごとに人事考課を行い、決定する。なお、金額については別途定め、各種手当等を含んだ額を、原則職員の指定した金融機関の本人名義の口座に振込むこととする

第 2 節 基準内賃金（諸手当）

（専門職手当）
第 2 条 専門職手当は、この法人が指定した役割にある者に対して支給する。なお、金額については別途定める。

（調整手当）
第 3 条 調整手当は、新給与体系の移行等により、超過支給額が発生したとき、中途採用者の給与を決定するとき、社外業務に従事し現在の給与より低額となったとき、給与が大幅に 減少した場合の補填など、調整が必要であるとこの法人が認めた場合、マイナス調整が 必要な場合には、一定期間暫定支給する。
２ その他、特に必要があるとこの法人が認めた場合は、支給することがある。

第 3 節 基準外賃金（時間外手当）

（算定期間）
第 4 条 本章にいう 1 か月とは，各賃金計算期間の初日を起算日とする暦による 1 か月、1 年とは、毎年 10 月 1 日から翌 9 月末日までの 1 年をいう。

（時間外労働に関する運用）
第 5 条 労働時間の全部又は一部を事業場外で業務に従事し、労働時間を算定し難い場合については、原則として、所定労働時間勤務したものとみなす。但し、所属長から、あらかじ め別段の指

示がある場合はこの限りではない。
２ 労働基準法第 41 条第 2 号の監督若しくは管理の地位（経営者と一体的な立場）にある者及び機密の業務を取り扱う者は、時間外勤務手当、休日勤務手当の支給は行わない。

（時間外勤務割増手当）
第 6 条 時間外勤務手当は、所定労働時間を超えて次の各号のごとく勤務をしたとき、勤務 1 時間につき、時間外勤務計算時における時間給に 100 分の 125 を乗じて得た額とする。
（1）1 か月の時間外労働が 45 時間以内、1 年の時間外労働が 360 時間以内の場合
（2）1 か月の時間外労働が 45 時間を超え、又は 1 年の時間外労働が 360 時間を超えた場合
２ 1 か月の時間外労働が所定労働時間から 60 時間を超えて勤務をしたとき、60 時間を超える勤務 1 時間につき、時間外勤務計算時における時間給に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

（休日勤務割増手当）
第 7 条 所定休日勤務割増手当は、所定休日に勤務したとき、勤務 1 時間につき、時間外勤務計算時における時間給に 100 分の 125 を乗じて得た額とする。
２ 法定休日勤務割増手当は、法定休日に勤務したとき、勤務 1 時間につき､時間外勤務計算時における時間給に 100 分の 135 を乗じて得た額とする。

（深夜勤務割増手当）
第 8 条 深夜勤務割増手当は、午後 10 時から午前 5 時までの時間に勤務した場合には 1 時間につき、時間外勤務計算時における時間給に 100 分の 25 を乗じた額を加算して支給する。
２ 時間外又は休日勤務が午後 10 時から午前 5 時までの時間に及んだ場合には、第 16 条の時間外勤務割増手当及び第 17 条の所定休日割増手当又は法定休日勤務割増手当に、深夜勤務割増手当 100 分の 25 を加算して支給する。

第 4 節 基準外賃金（その他基準外手当）

（交通機関による通勤手当の支給）
第 9 条 通勤手当は、電車、バス等の公共交通機関を利用して通勤する者に対して、この法人が認めた乗車券相当額の実費を支給する。
２ 前項に定める公共交通機関のある経路を通勤する者は、住居地よりこの法人まで 2 ㎞以上の距離で、公共交通機関を利用して勤務する者に、原則として前項に定める額を上限 に実費を支給する。
３ 前項において、住居地から駅まで 2 ㎞以上の距離がありバスを利用する者には、実費を支給す

る。但し、全ての通勤手当の総額は限度額以内の金額までとする。
４ 2 つ以上の経路がある交通機関の利用選択は、最も合理的かつ経済的な経路及び手段を原則とし、本人からの申請に基づき、この法人が認めた経路及び手段とする。
5 前項において、電車による通勤に関しては、普通運賃以外は支給しない。
6 通勤手当の計算に必要な通勤手段及び経路等において、所定の申請用紙により、本人の申請に基づき、この法人が認可し、本条に定める通勤手当を支給する。
7 欠勤、休職が長期にわたるとこの法人が判断する場合には、通勤手当の支給は行わないものとする。

（定期券の購入）
第 10 条 定期券の購入対象期間は、1 月から 6 月分（12 月支給）及び 7 月から 12 月分（6 月支給）の 6 か月とする。
２ 入社月、復職月等の交通費については原則として 1 か月又は 3 か月定期券相当額を支給する。但し 1 か月に満たない場合には 1 か月定期券相当額と実費を比較して安価な金額を支給する。以降直近の通勤手当支給月（12 月又は 6 月）までは同様とする。
３ 退職が判明している場合又は通勤手当額に変更が生じることが判明している場合には、当該購入対象期間について定期券の購入は認めず、その間の通勤手当は 1 か月定期券もしくは実費を比較して安価な額を支給する。

（臨時に支払われる賃金）
第 11 条 臨時に支払われる賃金は、この法人が必要と認めた場合、一時的に賃金を支給する必要がある場合、その名称、目的、対象者、支給額、支給期間をこの法人が定めて支給する ことがある。

（その他基準外手当）
第 12 条 その他基準外手当は、諸手当以外に、この法人が必要と認めた場合には、その名称、目的、対象者、支給額、支給期間をこの法人が定めて支給することがある。

第 5 節 賞 与

（賞与）
第 13 条 賞与はこの法人の業績に応じて年間 2 回、6 月及び 12 月に支給することがある。但し、業績の著しい低下、支給対象者の勤務成績等その他やむを得ない事由がある場合には、 支給日を変更し、又は支給しないことがある。なお、金額については別途定める。

２ 賞与の算定評価期間は、次のとおりとする。
（1）6 月支給賞与算定評価期間 前年度の 10 月 1 日～前年度の 3 月末日
（2）12 月支給賞与算定評価期間 当該年度の 4 月 1 日～当該年度の 9 月末日
３ 賞与の支給条件は、職員の役割に応じ、算定評価期間における職員の勤務成績、出勤率、貢献度等を総合的評価の上決定する。
４ 賞与の支給し各社は、支給日において在籍しているものとする。
５ 賞与の支給資格者に該当しない者（中途入社者等）に対しては、その都度決定する
６ 賞与の支給金額について、算定評価期間に休職、休業期間及び定年退職の日が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。

第 2 章 倫 理

(基本的人権の尊重)

第１４条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はして はならない。

（法令等の遵守）

第１５条 この法人は、関連法令及び北海道NPOファンドの定款その他の規程を遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

２ この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

３ 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなく本規程第4章「コンプライアンス」に則り対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第１６条　役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

第１７条　役職員は、職務の執行に際し、北海道NPOファンドとの利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他当法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

２ この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

３ この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第１８条 評議員及び役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

（情報開示及び説明責任）

第１９条この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報の保護）
第２０条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊 重にも十分配慮しなければならない。

（規程遵守の確保）
第２１条 この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

第 3 章 利益相反防止

（自己申告）

第２２条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局担当スタッフに書面で申告するものとする。

２ 前項に規定する場合のほか、この法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むがこれに限られない。）に関しても前項と同様とする。

３ 役職員は、原則として、利益相反に相当する行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局担当スタッフに書面で申告するものとする。

４ 理事である事務局担当スタッフが前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを理事会に対して行うものとする。

（定期申告）

第２３条 役職員は、毎年 1 月と 6 月に当該役職員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局担当スタッフに書面で申告するものとする。

（申告後の対応）

第２４条　第２２条、第２３条の規定に基づく申告を受けた事務局担当スタッフは、申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事である場合には理事会と、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

２ 前項にかかわらず、第 ２２ 条第 4 項に規定する場合、申告を受けた代表理事又は理事は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った事務局担当スタッフに対して適正化等措置を求めるも

のとする。

（申告内容及び申告書面の管理）

第２５条 第 ２２ 条又は第 ２３ 条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

第 4 章 コンプライアンス

（基本方針）
第２６条 この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

（組 織）
第２７条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。
（1） コンプライアンス担当理事
（2） コンプライアンス委員会

（コンプライアンス担当理事）
第２８条 コンプライアンス担当理事は、理事とする。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について、報告する。
２ コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
３ コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。
（1） コンプライアンス施策の実施の最終責任者
（2） コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
（3） コンプライアンス委員会の委員長

（コンプライアンス委員会）
第２９条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、1人以上の外部有識者を委員として構成する。
２ コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
（1） コンプライアンス施策の検討及び実施
（2） コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
（3） コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
（4） コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
（5） 第 3 号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第 4 号の処分及び再発防止策の公表
（6） その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

（コンプライアンス委員会の開催）
第３０条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により、毎年1回以上開催する。
２ 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

（報告、連絡及び相談ルート）
第３１条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。
２ コンプライアンス統括部門長は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。
３ 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部門を経由することができないときは、第１項にかかわらず、コンプライアンス担当理事に直接、同項の報告をすることができる。
（役職員のコンプライアンス教育）
第３２条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

（懲戒等）
第３３条 職員が第３１ 条第１項から第３項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。
２ 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、理事会において定める。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。
３ 前項の懲戒処分は、理事会が決議し代表理事がこれを行う。

第 5 章 公益通報者保護

（通報等の方法）

第３４条 役職員は、次に定めるヘルプラインの窓口（以下「ヘルプライン窓口」という。）に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

⑴ 本規程第 4 章「コンプライアンス」に定めるコンプライアンス委員会

⑵ 監事

⑶ 事務局

⑷ 外部機関

・窓口の名称：ＪＡＮＰＩＡ資金分配団体等役職員専用ヘルプライン

・通 報 先：janpia-bzhl@integrex.jp

２ 実行団体等役職員は、各々の団体が設置するヘルプライン窓口のほか、前項に規定するヘルプライン窓口を利用できるものとする。

３ 契約又はその他の規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

（不利益処分等の禁止）

第３５条 この法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的　処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

第 6 章 雑 則

第３６ 条（本規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

（附則）

この規程は、理事会承認の日(2020(令和2) 年 6 月 10 日)から施行する。

この規程は、令和2年11月17日から改訂・施行する。(令和2年11月理事会決議)

以
上

北海道NPOファンド事務局規程

第１章　総則

（目的）
第１条　この規程は、北海道NPOファンド（以下「この法人」という。）の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第２章　組織・職制

（職員等）
第2条　事務局には、次に掲げる職員を置く。
（1）　事務局担当スタッフ
（2）　経理担当スタッフ
２事務局担当スタッフは、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

第３章　職責

（職員の職務）
第3条　この法人の職員の職務は次のとおりとする。
（1）事務局担当スタッフは、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。
（2）経理担当スタッフは、会計業務のほか事務局担当スタッフを補佐するものとし、事務局担当スタッフに事故があるとき又は事務局が欠けたときは、その職務を代行する。
（職員の任免及び職務の指定）
第４条　職員の任免は、代表理事が行う。
２職員の職務は、代表理事が指定する。

第４章　事務処理

（事務の決裁）
第５条　事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局担当スタッフの決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、代表理事若しくは理事会の決裁を経なければならない。
（代理決裁）
第6条　代表理事又は事務局担当スタッフが出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。
２前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。
（規程外の対応）

第7条　本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。
（細則）
第8条　この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。
（改廃）
第9条　この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則
この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。（令和 2 年 6 月理事会決議）
この規程は、令和 2 年 11 月 17 日から改訂・施行する。（令和 2 年 11 月理事会決議）

役員名簿

◉記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
◉名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
◉氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
◉備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。

「各欄の入力方法と注意点」
・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で１マス空けてください。
・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で１マス空けてください。
・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
・生年月日欄は、大正は T、昭和は S、平成は Hを半角で入力し、年欄は数字２桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
・性別欄には「半角」で男性は M　女性は Fで入力してください。

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	団体名	役職名	郵便番号	住所
4	OK	ﾀﾙﾐ ﾋﾛﾉﾘ	樽見　弘紀	[redacted]	認定特定非営利活動法人　北海道NPOファンド	理事	[redacted]	[redacted]
5	OK	ﾔﾏﾓﾄ ｼﾞｭﾝｺ	山本　純子		認定特定非営利活動法人　北海道NPOファンド	理事		
6	OK	ｵｵｼﾏ ｶｽﾞﾋｻ	大島　和久		認定特定非営利活動法人　北海道NPOファンド	理事		
7	OK	ｶﾉｳ ﾅｵｱｷ	加納　尚明		認定特定非営利活動法人　北海道NPOファンド	理事		
8	OK	ﾀｶﾔﾏ ﾀﾞｲｽｹ	高山　大祐		認定特定非営利活動法人　北海道NPOファンド	理事		
9	OK	ﾀｷﾔ ｶｽﾞﾀｶ	瀧谷　和隆		認定特定非営利活動法人　北海道NPOファンド	監事		
10	OK	ｽｶﾞﾜﾗ ﾋﾛﾉﾌﾞ	菅原　浩信		認定特定非営利活動法人　北海道NPOファンド	理事		
11	OK	ﾀｲﾗ ﾃﾙｼﾞ	平　照治		認定特定非営利活動法人　北海道NPOファンド	理事		
12	OK	ｺﾝﾉ ﾕｳｲﾁﾛｳ	今野　佑一郎		認定特定非営利活動法人　北海道NPOファンド	代表理事		
13	check!							
14	check!							
15	check!							
16	check!							
17	check!							
18	check!							
19	check!							
20	check!							
21	check!							
22	check!							
23	check!							
24	check!							
25	check!							
26	check!							
27	check!							
28	check!							
29	check!							
30	check!							
31	check!							
32	check!							